

UPASAMPADĀ

テーラワーダ仏教の出家作法

タイサンガの受具足戒・比丘マニュアル

รวบรวมและเรียบเรียง โดยใช้หนังสือ

อุปสมบทวิธี

และ

บุรพกิจสำหรับภิกษุใหม่

พระนิพนธ์

สมเด็จพระมหาสมณเจ้า กรมพระยาวชิรญาณวโรรส

本書はワチラヤーン親王の著作『受具足戒儀規』を原本とし、出家作法と行法に関するタイサンガの文献を加えて編纂したものである。



The Late Supreme Patriarch
His Royal Highness Prince Vajiraññaṇavarorasa

Whose profound knowledge and experience in the Pāli Canon, the Commentaries and other sacred books has been unanimously recognised by the Buddhist Order of Thailand.

ワチラヤーン親王

Somdet Phra Mahā Samaṇa Chao Krom Phrayā Vajirañāṇavarorasa

タイ国、ラーマ4世モンクット王の王子。出家してパーリ語試験五段に合格、1891年ポーウォーンニウェート寺院の第三代住職となり、その後タイ仏教の近代化に絶大な貢献を行った。

新参比丘に対するタイ語による仏教教育を開始し、仏僧のための高等教育機関、マハーマクット大学を設立し、全国の寺院をタイサンガとして統一するため「ラッタナコーシン暦121年(1902/03)サンガ統治法」を制定施行した上で、法王(saṅgharājan 僧伽王)として初めて自ら全国を行脚し、サンガ統治の徹底に努力した。又、教理試験の制度化のため教科書、参考書を執筆し普及を図った。

石井 米雄 / タイ辞典

序

国民の大多数がテーラワダ仏教を信仰するタイ国には、出家得度をして釈尊の「法」と「律」を修学する伝統があり、それは文化や風習といった側面を形成しながら現代にまで伝承され、志ある者に出家して修道生活に入る機会を生み出している。

その出家式、すなわち受具足戒式はパーリ律に順じた作法が定められているので、志願者は唱文するパーリ文を暗誦し、儀式の進行を予め覚えておく必要があり、原本とした Upasombotwithī (タイ語版)はそのための実用書として長く読み継がれ、2009 年版で第 28 刷となっていてその英語版も出版されている。

原本の著者ワチラヤーン親王(S.P.K. Wachirayānawarorot・タイサンガ・ラッタナコーシン朝十代法王・1860-1921)は、教理教科書やパーリ語文法書、仏教辞書など様々な文献を著して修学の基礎を築き、それらの書物は出家者だけでなく在家者にも読まれ、多くの人々に学習されて現代に至っている。

出版元はタイサンガ、タンマユット派の仏教大学 King Mahā Makuta's Academy で大学の出版局からは PĀṬIMOKKHA をはじめ、出家者の修道生活を支える様々な仏教書が発行されていて、それらはテーラワダ仏教に伝承されている「法」や「律」の理解と、修法の実践に欠かせないテキストとなっている。

特に主要なものには英語版が出版されていて、それらは比丘出家をめざし、修道生活を維持する外国人にとっては必須の書物であり、また、テーラワダ仏教の修行様式や構造を研究する者にとっては実際の修法とその実践法を知る貴重な文献となるものである。

原本 Upasombotwithī の和訳・編纂に際しては、初版からかなりの年月が経過していることによって理解の容易でない表現や、「律」に多く用いられる特殊な用語があり、それらについては脚注を記し、また、補完的な説明としてタイサンガの高僧、学僧の著作の一部を和訳して該当箇所挿入して編集した。関連する儀式で用いられるパーリ唱文や偈文については APPENDIX I～Ⅲの中に記し、その内容を補った。

原本にはない図版を用いたことについては、テーラワダ比丘サンガの実情がほとんど知られていない日本人にとって、出家作法だけでなく、修行者の修法も具体性を持たないものであるため、転載に問題の生じない図版のみを使用してその理解を助けるものとした。

出家者の生活

P. A. Payutto

「出家」が生じた経緯

仏教が出現する以前から人々の間に「出家」と称されている営為がありました。人々の中に、ものごとを深く考察するいくらかの人がいました。

「世間の人たちの生涯を見ると、そこには善い有様も悪い有様もあり、社会はまた、あるときには繁栄し、あるときには衰退することを繰り返している。様々な事柄が実に不確かで、そこに本質的なものや真の幸福を見出すことはできない。

世俗の生涯には騒々しさがあるだけで、静寂にある幸福を求めることは困難である。命について理解し、その真実を知る機会に閉ざされたままではないか」と、世間をこのように見て、彼らは今まで住んでいたところから離れて行きました。

そして、静寂と様々な事柄の探索の時を得るために、他の人の事で煩わされることのない遠く離れたところに向かって行っただけです。

世間からの離脱の想いは、出家して生きる者のあり方を生じさせ、出家を生きる者は、森の中、山の中、さらには静かな洞窟といったところに住み、そこで命についての認識を深めつつ絶え間なく心の静寂を探し求め、その、世間の種々雑多な事柄から離れて静まった平安な状態に幸福を見出したのです。

このように世間から離脱することによって、生きることの意味と心の静寂を求めることは、シッダッタ王子が出生された時代に至るまでの、出家者の基本的なあり方でした。

シッダッタ王子もまた、当初は宮殿の中において世俗的な人生を送っていたのですが、その生活にあって欲楽(kāmasukha)とよばれているものに喜びを求めることにあきあきした感情をいだいていました。

彼はそのころから、人と共にあるこの世間にあっては、生まれたら老い、病み、死んで行くことを繰り返すだけで、この生活は命の真実を知ることもなく、ましてや、精神の開放に至るまで、その善なる命を深く理解することに手を貸すことはないのだと思うようになり、どのようにしたら真実と善を深く知りえるのかと、それを探し求める道を考察したのです。

世間的な騒々しさの中に生きていて、命について理解し、その真実を知る機会を与えられることはない、と王子は考えました。なぜなら、家庭生活には心配と

懸念が限りなくあり、「在家の生活は束縛である」と後に述べたように、その煩わしさに拘束されることが非常に多いからです。それに対して「出家は開かれた空間のようなものである」と、古代から釈尊の時代まで伝えられて来たように、出家すれば、それは自分にとって善き道となり、曇りのない明るい場所に出て来るのと同じように、自由で支障がなく何処にでも行くことが出来るようになる、との考えに至ったのです。

シッダッタ王子はそこで、宮殿の生活を捨てる決意をし、髪を下ろして出家したのです。

そして、善なるものを求めて各地の修行場へ行き、その時代の修行者たちの各々の様式を試みた結果、これらの修行者たち、仙人たちの修行方法は、真実を了知し、この命と心を解脱させる智慧の生じる善なるものに到達させる道ではないとの思いに至り、彼は自らその道を見出すことに専念したのです。

そして、二千五百年以上さかのぼる年の六月の満月の日、つまり、私たちがウィサーカプーチャー(Visākha Pūjā 仏誕節)とよんでいるその日に釈尊は開悟されたのです。

開悟し、真理によって教えを広めたことで、その尊者の教えに深くうなずき、信をもった者は命の真実を理解し、真の幸福、真の発展に至らしめ、人生を向上させる様々な善の拠りどころを理解したのです。そして、その者は在家の生活を捨て、尊者と共にあって修道する道を願い出ることになり、これが「出家」と呼ばれることになったのです。

出家を願い、サンガで同住する者が増えて来るにつれ、気質の異なる者、行いの異なる者も増えて来て、中には比丘にふさわしくない行い、すべきでない行いを為す者もありました。釈尊はそこで、比丘の規律(律)を制定し、そのことにより比丘の出家生活に仏教独自の慣習が成立したのです。

釈尊の制定した律ではまず最初に沙弥^{しゃみ}となることを願い出ます。これがバンパチャー(Pabbajjā 出家)といわれるものです。その沙弥に出家生活を続ける能力がそなわって来た時、その者の出家を完全なものにさせるため、サンガの集いに参入させて比丘にするのです。これがウパソンボット(Upasampadā 受具足戒)といわれるものです。

バンパチャーといわれる、沙弥になるだけの出家式は和尚一人がいればよく、

サンガの比丘は必要としませんが、比丘として出家するウパソソボット、すなわち受具足戒式ではサンガの比丘を集めて検討し、議決することが必要になります。

*本日の儀式についていえば、三人の方は共に比丘としての受具足戒を希望していますから、まず最初に沙弥となる出家式にのぞみます。その沙弥出家式が整然と行われてから比丘サンガによる議決をとまう受具足戒式にのぞむことになるのです。

出家することの意味

出家・Pabbajjā を簡単な言葉で訳すと、「避ける」、「離れる」、あるいは「全て捨て去る」となりますが、この語には「不善なことから、あるいは諸々の悪行から離れること」つまり、「自己自身を練磨し、向上させること」の意味があります。

私たちが不善なることから離れるのは容易なことではありません。外面的には離れているように見えても、内面ではそれができていない。身体が不善なるものから離れても、心はまだそれにびったりとくっついている。心がそれを捨て去るまで多くの修練をしなければなりません。

出家することは自己を修練することだといえます。出家は煩惱から離れ、それを駆除すること、つまり、心をふさぐ事柄、様々な悪行を減してゆく努力、その学びなのです。

私たちが、離れ、捨てなければならないものにエゴイズムがあります。

この、頻繁に立ち現れてくる煩惱によって人は自分に奉仕するものに浸り、自分を夢中にさせて酔わせる快楽や様々な味わうものを探し求めることになり、それが、いじめや奪い合う事を生み出し、人をして苦しめるものとなるのです。

出家することには、苦しめ合うことを避け、欲楽、つまり欲望を起こすもの、欲求するものから遠ざかる、という意味にもう一つの意味、外的な懸念材料を捨て去る、ということが付け加えられます。

金銭や財産、多くの様々な物。それらに拘束されることなく、執著することもなければ自由な人生を送ることができる、ということです。

この出家という言葉には「何処にでも行ける自由」という意味があるのです。

*この法話は 1996 年 7 月 28 日にブラビルーン寺院の布薩堂で行われた出家儀式の際になされたもので、この時は三名の出家志願者が同時に具足戒を受けて比丘出家をしている。

出家して比丘となった者の生活を、釈尊は二葉の翼だけで大空を舞う鳥と同じであると、それらを引き比べたことがあります。比丘はその鳥のように何時でも、何処にでも行けるのですが、現在見られるように、比丘サンガ内での仕事や義務が多くなってくると何処へ行くのも容易ではなくなってしまいます。

比丘の生活の理想は、雑事にとらわれることなく、自己の役割を為して自由な境地を目指すことである、といつも気づきをもってそれを忘れないようにしなければなりません。

一方、受具足戒・Upasampadā は出家生活の、より高いレベルの状態への参入のことで、この語は次のように説明されます。

出家・Pabbajjā のなされた者が、完全な受具足戒式で比丘サンガの議決による承認を得て、それによって比丘サンガでの集団生活への参入がなされる事。

出家式は最初の行事、あるいは儀式にすぎないもので、これですべてが終わったわけではありません。出家し、具足戒を受けた後、目的とするところの果に至るための修行に専念しなければなりません。

その果に至るための出家者の営為は「学び」です。

悪行や不善行がことごとく捨て去られるまでの学習。つまり、身、口、意のすべてにわたる自己の生活の、修練とその向上。智慧をより良く、より繊細に、そしてより完全に発展させること。そして善なる行いを満たし、煩惱とすべての苦しみから離脱すること。それが清浄で穢れのない生活と心をもたらし、自由で静寂なる真の幸福となるものなのです。

「出家して学ぶ」といわれるのはその意味であり、学ぶための出家、あるいは、出家とはすなわち学びの生活であるといえるのです。

「学び」という言葉は、学習、修練によって進歩して、自己の生活の全ての面を向上させることの意味をわかりやすく表現したもので、これは比丘の用いるパーリ語の Sikkhā (学) に相当する言葉です。

出家することの本質的な核心はこの「学」といわれる学習と修練であり、すべてこれに尽きるのです。

目次

UPASAMPADĀ-VIDHI / 受具足戒儀規

受具足戒の作法（１）	4
教誡	21
出家者が常々省察すべき十法	27
出家・受具足戒の請願書	28
得度証明書	30

DAILY CHANTING / 朝と夕方の勤行

朝課	33
夕課	41
三宝供養の辞	50

PUBBAKICCAM / 新比丘の為すべき事、知っておくべき事

1. 点淨 2. 受持	53
3. 淨施	56
4. 告罪	59
5. 四依の省察法	64
6. 守護業処	69
7. 雨安居	72
8. 謝罪儀礼	74
9. 自恣	75
10. カティナ	76
11. 還俗儀規	78

APPENDIX I / 補足 I

Monphithi『誦唱儀礼』による受具足戒儀規

受具足戒の作法（２）	83
------------------	----

APPENDIX II / 補足 II

比丘の為すべき行法

1. 告罪の行法	94
2. 告罪の様式	96

3. 不浄観法	100
4. 「業処」と死念の修行法	104
5. 身至念・死念	106
6. 死念行法とその善果	108

APPENDIX Ⅲ／補足Ⅲ

カティナ儀規、偈経

1. 施主によるカティナ用の布、献上の辞 サンガによる求聴羯磨	115
2. カティナを授ける羯磨文	120
3. カティナの受持作法	121
4. 偈経・護経	122

APPENDIX Ⅳ／補足Ⅳ

出家者への教誡・ブッタタート比丘

1. 余すところのない出離	126
2. 出家者の徴となるもの	129

脚注について

原本 Upasombotwithi (タイ語表記 อุปสมบทวิธิ) は出家志願者、あるいは新人比丘のための実用書として編集されているため、注記は唱文されるバーリ文の語形変化についてのものだけで、用語の意味や背景についての解説はない。

本書では用法が律に限定される語句や、解説が必要な箇所には①-⑥を、一つの章や広い範囲の解説には※を印し、同ページ下に注記文を記した。

注記の際に直接引用した辞書や文献の略号は以下の通り。

- Vi. T. I - Ⅲ / Vajirañānavarorasa, “Vinayamukha” (タイサンガの公式教理教科書) タイ語版 I - Ⅲ
 Vi. E. I - Ⅲ / Vajirañānavarorasa, “Vinayamukha” 英語版 I - Ⅲ
 P. A. Dh.T / P. A. Payutto 『仏教辞書 仏法篇』タイ語版
 P. A. Dh.J / P. A. Payutto 『仏教辞書 仏法篇』日本語版(野中耕一訳)
 P. A. Vo.T / P. A. Payutto 『仏教辞書 語彙篇』タイ語版

UPASAMPADĀ-VIDHI

じゅぐそくかい
受具足戒儀規

テーラワード仏教の出家(受具足戒)式

1



2



3



4



5



6



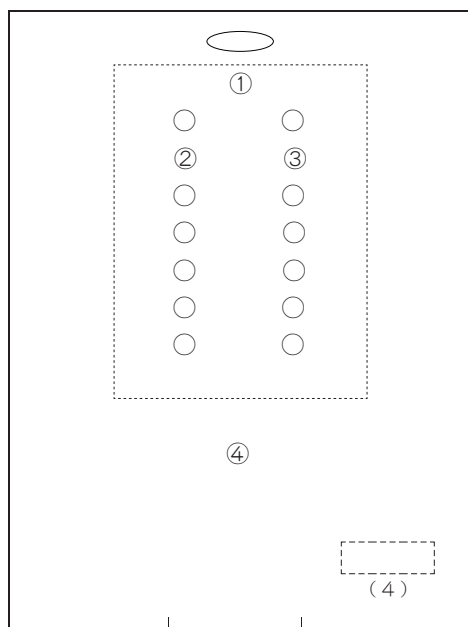
1. 剃髪
2. 出家志願者は親族や知人と共に布薩堂に向かう
3. 志願者は布薩堂に入り礼拝する
4. 在家者はサンガ集会から離れたところに座り儀式を見守る
5. 点灯
6. 和尚と比丘衆がそろい、志願者と共に礼拝し、受具足戒式が開始される

出家式、すなわち受具足戒式はパーリ律に順じた作法が定められているので、志願者は唱文するパーリ文を暗誦し、儀式の進行を予め覚えておかなければならない。

原本の様式はタンマユット派のものであるが、マハーニカイ派の寺院でもこの儀規様式を用いることが多い。寺院の規模や比丘の人数、その地方の習慣により多少の違いがあるが、通常、具足戒を授ける際の布薩堂内の配置は下図のようになる。

剃髪し白衣をまとった出家志願者は施主(両親の場合が多い)や親類、友人たちと共に布薩堂を右回りに三周して堂内に入る。付き添いの人々はサンガ集会から離れたところに座り、志願者のみが中央に進み出る。

和尚と二人の教授師、比丘衆がそろったところで受具足戒式が始まる。



○ 釈迦像

□ サンガ集会

□ 遮法の試問が行われる際に羯磨師と教誡師が立つ場所。

試問を受ける得度志願者は(4)の場所に体を正面に向けて立ち、合掌した状態で二師に対面して遮法の試問に答える。

① 和尚 ② 羯磨師(式師) ③ 教誡師 ④ 得度志願者 ○ 比丘衆

受具足戒の作法（1）

— 沙弥出家と比丘受具足戒 —

仏教への信仰と帰依心のある者に、出家して具足戒を受ける志が生じた場合、その障害となる事柄を取り除いておく必要がある。

例えば、出家が禁じられる病氣^①がある、債務がある、訴訟に関する問題がある、両親からの許可を得ていない、使用人でありながら主人らから許可を得ていない、公務員でありながら上司から許可を得ていない、といった障害がないよう準備しておくべきである。そして、家族や仕事、家屋や財産についても同様に、懸念、心配のないように準備ができたなら定められた日に寺院に向かい、布薩堂に入って三宝に礼拝する。

布薩堂に比丘衆が集合したら、慣例に従いまず最初に沙弥としての出家を完了させておくため、その出家を願い出る。合掌した状態で受け取った三衣^④をかかけ持ち、サンガ集会^⑤の中に入り、和尚の前まで進み出る。体の左側に三衣を置き、在家の施主から供養の品物を受け取り和尚に献上したら、額と両方の手のひら、両膝を床に着ける五体投地の作法で三拝する。そして、跪座^⑥し、合掌した状態で三衣をかかけ持ち、帰依の言葉と出家の請願をパーリ語で次の様に唱える。

Esāhaṃ bhante,
sucira-parinibbutam pi,
taṃ bhagavanntaṃ saraṇaṃ gacchāmi,
dhammañ ca bhikkhu-saṅghaṃ ca.

Labheyyāhaṃ bhante,
tassa bhagavato,
dhamma-vinaye pabbajjāṃ,
(labheyyaṃ upasampadaṃ.)

尊師よ、
般涅槃されてから久しくはありますが
が、かの世尊と、法と、比丘サンガに、
この私は帰依いたします。

尊師よ、
私はかの世尊の法と律^⑦に於いて出家し
たいのです。（そして、受具足戒を願っ
ています）

① 出家が禁じられる病氣 五種の病(p.12)などの遮法(antarāyika-dhamma)にふれる病氣。

② 主人らから 原文は君主らから

③ 上司から 原文は地方の責任者から

④ 三衣(ti-civara) 比丘が身に着ける衣で、重衣、外衣、內衣の三種。

⑤ サンガ集会(saṅgha-sannipāta) 比丘が互いに一手の間を空けて座っているサンガの比丘たちの集まり。受具足戒式は十人以上の比丘衆。会議や議決は全員参加で行われる。

⑥ 跪座 つま先を立てて正座し、膝を左右に開いた状態にしてその上に上体を乗せる座法。

Dutiyam pāhaṃ bhante,
sucira-parinibbutam pi,
taṃ bhagavanntaṃ saraṇaṃ gacchāmi,
dhammañ ca bhikkhu-saṅghaṃ ca.

Labheyyāhaṃ bhante,
tassa bhagavato,
dhamma-vinaye pabbajjaṃ,
(labheyyaṃ upasampadaṃ.)

Tatiyaṃ pāhaṃ bhante,
sucira-parinibbutam pi,
taṃ bhagavanntaṃ saraṇaṃ gacchāmi,
dhammañ ca bhikkhu-saṅghaṃ ca.

Labheyyāhaṃ bhante,
tassa bhagavato,
dhamma-vinaye pabbajjaṃ,
(labheyyaṃ upasampadaṃ.)

*沙弥としての出家だけの場合は()の唱文は唱えない。

Ahaṃ bhante
pabbajjaṃ yācāmi.

Imāni kāsāyāni vatthāni gahetvā,
pabbājetha maṃ bhante,
anukampaṃ upādāya.

Dutiyam pi ahaṃ bhante
pabbajjaṃ yācāmi.

Imāni kāsāyāni vatthāni gahetvā,

尊師よ、再度願います。
般涅槃されてから久しくはありますが、かの世尊と、法と、比丘サンガに、この私は帰依いたします。

尊師よ、
私はかの世尊の法と律に於いて出家したいのです。(そして、受具足戒を願っています)

尊師よ、三度願います。
般涅槃されてから久しくはありますが、かの世尊と、法と、比丘サンガに、この私は帰依いたします。

尊師よ、
私はかの世尊の法と律に於いて出家したいのです。(そして、受具足戒を願っています)

尊師よ、
私は出家を求めます。

どうか、これらの袈裟衣を受け取り、
尊師よ、憐れみをもって私を出家させて下さい。

尊師よ、
再度、私は出家を求めます。

どうか、これらの袈裟衣を受け取り、

⑦ 法と律(dhamma-vinaya) 釈尊の教説のすべて。法とは、真実を顕し、行いを導く教え。律とは、生活を整然としたものにし、行いを正す条項。(P.A. Vb. T. p. 147)

pabbājettha maṃ bhante,
anukampaṃ upādāya.

Tatiyaṃ pi ahaṃ bhante
pabbajjāṃ yācāmi.

Imāni kāsāyāni vatthāni gahetvā,
pabbājettha maṃ bhante,
anukampaṃ upādāya.

尊師よ、憐れみをもって私を出家させて下さい。

尊師よ、
三度、私は出家を求めます。

どうか、これらの袈裟衣を受け取り、
尊師よ、憐れみをもって私を出家させて下さい。

次に、和尚は出家志願者から受け取った三衣を膝の前に置く。そして釈尊の教説(法と律)の重要な基本であり、信仰と帰依の拠り所となる三宝に対して敬虔な思いを持つよう教え導く。次に出家得度の意義を知らしめる説法をする。そして心の修習としての皮五業処^①を述べ、その語句の説明をして意味を理解させる。そして以下の様に順逆両方を先導して唱え、出家志願者に一句ごとく復唱させる。

kesā	頭髮	taco	皮膚
lomā	体毛	dantā	齒
nakhā	爪	nakhā	爪
dantā	齒	lomā	体毛
taco	皮膚	kesā	頭髮

復唱させた後、和尚は三衣の中に入れてあるアンサ^②を引き出して出家志願者に着せてから、三衣を志願者の両腕の上に置くようにして手渡し、その着用法を伝えたら衣を着させるために志願者をサンガ集会の外に向かわせる。その時、もし比丘の誰かが手伝うことができるならば、その様に指示する。

和尚からサンガ集会の外に出るように伝えられた出家志願者は、両腕の上に三衣を乗せ、合掌した状態でサンガ集会の外までひざまずいたままで後退し、立ち上がり、後ろを向いて退出する。

① 皮五業処(tacapañcaka-kammaṭṭhāna) 皮(taco)を最後とする五つの身体の部分の不淨なるものとして観察する行法。図版は p.101。P. A. Payutto による解説文は APPENDIX II pp.104-105

② アンサ 布を左肩から掛け、右肩をあける様式の比丘用の肌着。

衣の着用にふさわしい場所に立ち、和尚が示した方法に従って三衣を着用したらサンガ集会の端に座って待っている式師^①の前まで進み出る。

そこで供養の品物を受け取り式師に献上して三拝する。跪座の状態で合掌し、帰依と受戒を次の様に願い出る。

Ahaṃ bhante
saraṇa-sīlaṃ yācāmi.

尊師よ、
私は 帰依と戒を乞い求めます。

Dutiyampi ahaṃ bhante
saraṇa-sīlaṃ yācāmi.

尊師よ、
再度、私は 帰依と戒を乞い求めます。

Tatiyampi ahaṃ bhante
saraṇa-sīlaṃ yācāmi.

尊師よ、
三度、私は 帰依と戒を乞い求めます。

式師は次の仏敬礼文を三度唱え、同様に三度、出家志願者に唱えさせる。

Namo tassa bhagavato arahato
sammā-sambuddhassa.

阿羅漢であり、正等覚者である
かの世尊を、私は礼拝いたします。

(三回)

続いて式師が“evaṃ vadethi”（このように唱えなさい）、あるいは“yam ahaṃ vadāmi taṃ vadethi”（私が唱えらとおりに唱えなさい）のいずれかの語句で指示したら、志願者は“āma bhante”（はい、尊師よ）と答える。

式師は出家志願者に三宝への帰依を心に誓うように伝える。そして、以下の様に先導して帰依文を一文ごとに唱え、同文を志願者に復唱させる。

Buddhaṃ saraṇaṃ gacchāmi.
Dhammaṃ saraṇaṃ gacchāmi.
Saṅghaṃ saraṇaṃ gacchāmi.

私は仏に帰依いたします。
私は法に帰依いたします。
私はサンガに帰依いたします。

① 式師(kammavācācariya) 羯磨師とも訳す。受具足戒式で羯磨儀規の導師となり、教誡師(anusāsana-cariya)と二人がそろって羯磨語を唱える。ウ・ウェーブッラ長老『仏教儀式集』p.12 には、一人、または二人、または三人の比丘が具足戒の羯磨を唱える、と記されているが、それぞれパーリ律原典とは異なる方式である。

Dutiyam pi
buddhaṃ saraṇaṃ gacchāmi.
Dutiyam pi
dhammaṃ saraṇaṃ gacchāmi.
Dutiyam pi
saṅghaṃ saraṇaṃ gacchāmi.

Tatiyam pi
buddhaṃ saraṇaṃ gacchāmi.
Tatiyam pi
dhammaṃ saraṇaṃ gacchāmi.
Tatiyam pi
saṅghaṃ saraṇaṃ gacchāmi.

再度、
私は仏に帰依いたします。
再度、
私は法に帰依いたします。
再度、
私はサンガに帰依いたします。

三度、
私は仏に帰依いたします。
三度、
私は法に帰依いたします。
三度、
私はサンガに帰依いたします。

帰依文を唱え終えた時、式師が“saraṇa-gamaṇaṃ niṭṭhitaṃ”（三帰依がなされた）と告げるので、出家志願者は“āma bhante”（はい、尊師よ）と答える。

次に式師は、ここに三帰依による沙弥出家が完了し、沙弥は釈尊が制定された十項目の戒^①を次のパーリ語に従って修学する旨を告げる。そして、戒条を項目ごとに唱え、同じく沙弥に復唱させる。

Pānātipātā veramaṇī.
Adinnādānā veramaṇī.
Abrahmacariyā veramaṇī.
Musāvādā veramaṇī.
Surā-meraya-majja-pamādaṭṭhānā
veramaṇī.
Vikāla-bhojanā veramaṇī.
Nacca-gītā-vāḍita-visūka-dassanā
veramaṇī.

殺生から離れます。
盗みから離れます。
非梵行(性行為)から離れます。
虚言から離れます。
スラー酒やメーラヤ酒の様な放逸の因
となる酒類を飲むことから離れます。
非時^②における食事から離れます。
踊り、歌、演奏、観劇から離れます。

① 十項目の戒 十戒(dasa-sīlāni)。沙弥、及び、信あり戒の保持ができる在家者の戒条(P. A. Vo. T. p.392)

② 非時(vikāla) 正午から翌朝の夜明けまでの時間帯。

Mālā-gandha-vilepana-dhāraṇa-maṇḍana-
vibhūsanatṭhānā veramaṇī.

Uccāsayana-mahāsayanā veramaṇī.

Jātarūpa-rajata-ṭaṭṭigghaṇā veramaṇī.

Imāni dasa sikkhāpadāni samādiyāmi.

花輪、香水、塗油によって身を飾ることから離れます。

高い寝台、あるいは大きい寝台に寝ることから離れます。

金、銀の受領から離れます。

私はこれら十の学処を受持します。

唱え終わったら三拝する。

次に沙弥は施主から鉢を受け取り、それを両手でかかえ持ちサンガ集会の中に座る和尚の前まで進み出る。鉢を体の左側に置いたら供養の品物を受け取り、和尚に献上して三拝する。跪座の状態で合掌し、次の様に唱えて依止^①を乞う。

Ahaṃ bhante nissayaṃ yācāmi.

Dutiyaṃ pi ahaṃ bhante

nissayaṃ yācāmi.

Tatiyaṃ pi ahaṃ bhante

nissayaṃ yācāmi.

尊師よ、私は依止を求めます。

尊師よ、

再度、私は依止を求めます。

尊師よ、

三度、私は依止を求めます。

Upajjhāyo me bhante hohi. (三回)

尊師よ、願わくは私の和尚になって下さい。

和尚は、“sādhu”（よろしい）、あるいは“lahu”（都合良い）、“opāyikaṃ”（適している）、“ṭaṭṭirūpaṃ”（ふさわしい）、“pāsādikena sampādehi”（信を生じさせる努力をもって帰依しなさい）、これらの内のいずれかの句を三度唱え、続いて沙弥に“sādhu bhante”（わかりました、尊者よ）と答えさせる。

その次に、沙弥は今後負うこととなる責任をこの様に述べる。

Ajjatagge 'dāni therō mayhaṃ bhāro,
ahaṃ pi therassa bhāro.

(三回)

今日ただいまより、私は長老のお世話
を致します。私もまた、長老のお世話
になります。

唱え終わったら三拝する。

① 依止(nissaya) 沙弥、もしくは教育を必要とする比丘が、和尚、もしくは教授師から出家生活全般にわたる指導を受けること。比丘は最低でも五年間が依止の期間になる。

続いて和尚は受具足戒を志願する沙弥、つまり具足戒の受戒を望む者に対してサンガは授具足戒儀規を行い、あなたを仏教比丘とする段階に至ったと告げる。

そして、サンガ集会に於いて執行される羯磨儀規^①に際しては、志願者と和尚の名を言う必要があるので、志願者に命名した法名（パリー名）と、和尚の名を志願者に教えて覚えさせておく。自身の名を尋ねられた時に命名しておいたその名で答えるように、また、和尚の名を尋ねられた時にはその名の通りに答えるように念を押して説示する。鉢と衣の呼び名について志願者に告げて覚えさせ、確認の際に返答をさせる。その呼び名は受持^②の作法を為す際にも用いる。

続いて、式師は肩掛け帯のついた鉢を持ち上げ、*志願者の左肩から掛けてたすきがけにし、その鉢を背中^③の中央に安定させる。

そして、式師は鉢と衣について確認し、それに対して志願者は次の様に答える。

Ayaṃ te patto.		これはあなたの鉢である。
	Āma bhante.	はい、尊師よ。
Ayaṃ saṅghāṭi.		これは重衣である。
	Āma bhante.	はい、尊師よ。
Ayaṃ uttarāsaṅgo.		これは外衣である。
	Āma bhante.	はい、尊師よ。
Ayaṃ antaravāsako.		これは內衣である。
	Āma bhante.	はい、尊師よ。

次に式師は“gaccha amumhi okāse tiṭṭhāhi”（あの場所に行って立っていないさい）と言ってサンガ集会の外で立って待つよう志願者に命じる。（p.3の図面、(4)の場所）

志願者は適当な距離まで後退したら立ち上がり、体の向きを変え、歩いて外に向かって行く。そして、比丘衆から6メートルほど離れたところまで行き、立ってサンガ集会の方に面して合掌する。どこに立ち、どのくらい離れたら良いかは、式師と教誡師の両師がサンガ集会の中から出てきて試問するために敷きおかれた布の場所と位置によって知ることができる。つまり、両師が布の上に立った時、そこから約50センチの間をあけることが出来る位置に立つ。志願者は布を踏まないように迂回して歩き、布の上に立つことのないように注意する。

* 礼拝をする時に鉢が動かないようにするため、長い布で鉢を体に縛り付ける場合がある。

① 羯磨儀規（kammavācā）サンガの議事、運営法。受具足戒受戒などの儀式の手引き。

② 受持（adhiṭṭhāna）資具を受けて自己の使用物として覚えておく事。受持の具体的作法は p.53

続いて、両師は正面の仏像に対して三拝したら跪座の状態で合掌し、仏への敬礼を三度唱える。そして、横座りになって対面して合掌し、羯磨の句を誦唱する。

両師は受具足戒志願者を試問する者として次のように告げる。

Suṇātu me bhante saṅgho.

(itthannāmo) āyasmato

(itthannāmassa) upasampadāpekkho.

Yadi saṅghassa pattakallaṃ,

ahaṃ (itthannāmaṃ) anusāseyyaṃ.

諸尊師よ、

サンガは私の言葉を聞きなさい。

(これこれの名の者)は、(これこれの名の)方の受具足戒志願者である。

もし、サンガにとって適時が到来したら

私は(これこれの名の者)を試問します。

上記、(itthannāmo これこれの名の者)は、受具足戒志願者の法名に変えて唱える。

(itthannāmassa これこれの名の)方は、和尚の法名に変えて唱える。

例えば、志願者の法名が Subadda で、和尚の法名が Manussanāga ならば、Subaddo āyasmato Manussanāgassa upasampadāpekkho. となり、スバッドはマヌッサナーガ様の 受具足戒志願者である、と訳せられる。

そして、(itthannāmaṃ)も志願者の法名に変えるので
ahaṃ subaddaṃ anusāseyyaṃ. となり、私はスバッドを試問します、と訳せられる。

— 以後、羯磨の句を誦唱する際には、立場を正しく示すように呼び名を上のように変える事を知っておかなければならない。

*次に両師はサンガ集会から出ていき、試問のために敷き置かれた布の上に立ち、志願者に対して以下の様に問う。

Suṇasi (Subadda),

ayan te saccakālo bhūtakālo.

Yaṃ jātaṃ taṃ saṅghamajjhe

pucchante.

(スバッド)よ、聞きなさい。

これは、あなたにとっての真実を示すべき時、事実を示すべき時です。

サンガの中でこういった事が問われますが、

① 法名(chāyā) パーリ語の chāyā は「影」を意味するが、タイ国では「法名」とも意味されている。

* 以後の遮法試問、及び羯磨儀規は実際の法名で誦唱されるが、このテキストでは便宜上原本で使われている法名、すなわち、志願者の名前をスバッド、和尚の名前をマヌッサナーガとして表記する。

Santaṃ atthīti vattaḃbaṃ.
Asantaṃ natthīti vattaḃbaṃ.
Mā kho vitthāsi.
Mā kho maṅku ahosi.
Evantaṃ pucchissanti.
Santi te evarūpā ābādhā ?

Kuṭṭhaṃ ?

Natthi bhante.

Gaṇḍo ?

Natthi bhante.

Kilāso ?

Natthi bhante.

Soso ?

Natthi bhante.

Apamāro ?

Natthi bhante.

Mamusso'si ?

Āma bhante.

Puriso'si ?

Āma bhante.

Bhujisso'si ?

Āma bhante.

Anaṇo'si ?

Āma bhante.

N'asi rājabhaṭo ?

Āma bhante.

有るなら有ると答えなさい。

無いなら無いと答えなさい。

困惑することのないように。

当惑することのないように。

[比丘衆は]あなたにこの様に問うで
しょう。あなたにこの様な[五種の]^①病
はありますか？

ハンセン病はありますか？

ありません、尊師よ。

^{しゅよう}
腫瘍病はありますか？

ありません、尊師よ。

^{ほうそう}
疱瘡病はありますか？

ありません、尊師よ。

肺病はありますか？

ありません、尊師よ。

てんかんはありますか？

ありません、尊師よ。

あなたは人間ですか？

はい、尊師よ。

あなたは男性ですか？

はい、尊師よ。

あなたは自由者^②ですか？

はい、尊師よ。

あなたは負債のない身ですか？

はい、尊師よ。

あなたは公務^③に仕えていない身ですか？

はい、尊師よ。

① 五種の病 古代インドにあって重病とされていたハンセン病など。それらの病が出家の障害とされた因縁は『南伝 第三巻 律蔵三』 pp. 120-123.

② 自由者(bhujissa) 奴隷を脱した者。パーリ律典には「比丘等よ、奴僕を出家せしむべからず、出家せしむる者は悪作に墮す」と記述されている。『南伝 第三巻 律蔵三』 p. 128.

③ 公務 原文の rājabhaṭa は王臣(王の兵、傭兵)であるが、原本は訳で「公務員」としている。

Anuññāto 'si mātāpitūhi ?
 Āma bhante.
 Paripuṇṇavāsivasso 'si ?
 Āma bhante.
 Paripuṇṇan te pattacīvaram ?
 Āma bhante.
 Kin nāmo 'si ?
 Ahaṃ bhante
 (Subaddo) nāma.
 Ko nāma te upajjhāyo ?
 Upajjhāyo me bhante
 āyasmā (Manussanāgo) nāma.

あなたは両親の許可^①を得ていますか？
 はい、尊師よ。
 あなたは二十才に達していますか？
 はい、尊師よ。
 あなたの鉢と衣は完備されていますか？
 はい、尊師よ。
 あなたの名前は何ですか？
 尊師よ、私の名前は
 (スバッタ)です。
 あなたの和尚の名前は何か？
 尊師よ、私の和尚の名前は
 (マヌッサナーガ)様です。

試問を終えた両師はサンガ集会の中に戻り、一拝してから着座。合掌をして受具足戒志願者を招き入れる羯磨の句をこの様に唱える。

Suṇātu me bhante saṅgho.
 (Subaddo) āyasmato
 (Manussanāgassa) upasampadāpekkho.
 Anusiṭṭho so mayā.
 Yadi saṅghassa pattakallaṃ,
 (Subaddo) āgaccheyya.

諸尊師よ、
 サンガは私の言葉を聞きなさい。
 (スバッタ)は(マヌッサナーガ)様の
 受具足戒志願者である。
 私はこの者を試問しました。
 もし、サンガにとって適時が到来したら
 (スバッタ)は招来せられるべきである。

式師は受具足戒志願者の方に顔を向け、āgacchāhi (こちらへ来なさい)と言って招き入れる。受具足戒志願者はサンガ集会の中に入り、和尚に向かって三拝をする。
 この時、受具足戒志願者の背中にある鉢が布で固定されていない場合は、式師あるいは他の比丘が鉢の紐を掴み、鉢がぐらつかないようにする。

① 両親の許可 バリー律典の注釈書には、両親が健在ならば父母の両方からの許可、片親ならば健在の親からの許可が必要とあり、その他の様々な事例についても詳細な記述がある。

タイ版三蔵(マハーマクト版)第六巻／律蔵大品の注釈書 pp. 302-305.

受具足戒志願者は跪座の状態で合掌し、具足戒授与の請願をこの様に唱える。

受具足戒の請願

Saṅghaṃ bhante
upasampadaṃ yācāmi.
Ullumpatu maṃ bhante saṅgho
anukampaṃ upādāya.

Dutiyam pi bhante saṅghaṃ
upasampadaṃ yācāmi.
Ullumpatu maṃ bhante saṅgho
anukampaṃ upādāya.

Tatiyam pi bhante saṅghaṃ
upasampadaṃ yācāmi.
Ullumpatu maṃ bhante saṅgho
anukampaṃ upādāya.

諸尊師よ、私はサンガに、
受具足戒を乞い求めます。
諸尊師よ、サンガは憐れみをもって
私を救済して下さい。

再度、諸尊師よ、
私は受具足戒を乞い求めます。
諸尊師よ、サンガは憐れみをもって
私を救済して下さい。

三度、諸尊師よ、
私は受具足戒を乞い求めます。
諸尊師よ、サンガは憐れみをもって
私を救済して下さい。

続いて、和尚はその受具足戒志願者に遮法を問うため、サンガに対して以下の様に告知する。

その時、サンガ集会中に和尚より法臘^{ほうろう}^①が上の比丘がいたら āvuso は bhante に変えて唱える。

Idāni kho āvuso ayaṃ
(Subaddo) nāma
sāmaṇero mama upasampadāpekkho.
Upasampadaṃ ākaṅkhamāno
saṅghaṃ yācati.
Ahaṃ sabbam imaṃ saṅghaṃ ajjhesāmi.
Sādhū āvuso sabbo yaṃ saṅgho imaṃ
(Subaddaṃ) nāma sāmaṇeraṃ
antarāyike dhamme pucchitvā,

皆さん、
今、この沙弥、(スバッダ)なる者は
私の受具足戒の志願者であります。
受具足戒を希望し、サンガに願いでて
います。
私はこのサンガの全員に告げます。
何卒、皆さん、このサンガの全員の方々
は、この沙弥、(スバッダ)なる者に遮法
を問うて、

① 法臘 具足戒を受けて比丘、比丘尼になってからの年数。サンガの序列は学識や年令できまるのではなく、出家してからの年数できまる。

tattha pattakallatam ñatvā,
ñatti-catutthena kammena akuppena
ṭhānārahena upasampādemā 'ti
kamma-sannitṭhānam karotu.

続いて、式師は遮法を問う。

Suṇātu me bhante saṅgho.

Ayaṃ (Subaddo) āyasmato
(Manussanāgassa) upasampadāpekkho.
Yadi saṅghassa pattakallam,
ahaṃ (Subaddam) antarāyike
dhamme puccheyyaṃ.

Suṇasi (Subaddo) ayan te saccakālo
bhūtakālo.

Yaṃ jātaṃ taṃ pucchāmi.

Santaṃ atthīti vattabbaṃ.
Asantaṃ natthīti vattabbaṃ.

Santi te evarūpā ābādhā ?

Kuṭṭhaṃ ?

Natthi bhante.

Gaṇḍo ?

Natthi bhante.

Kilāso ?

Natthi bhante.

それについて、適時が到来したと知っ
たら、確實如法なる白四羯磨^{びやくしこんま}^①によっ
て、「我らはこの者に具足戒を授けま
す」と、羯磨の決定をして下さい。

諸尊師よ、
サンガは私の言葉を聞きなさい。
この(スバッタ)は(マヌッサナーガ)様
の受具足戒志願者である。
もし、サンガにとって適時が到来した
ら、私は、この(スバッタ)に遮法を問
います。

(スバッタ)よ、聞きなさい。
これは、あなたにとっての真実を示す
べき時、事実を示すべき時です。
生じた事柄を問われたら、
有るなら有ると答え、
無いなら無いと答えなさい。
あなたにこの様な[五種の]病はありま
すか？

ハンセン病はありますか？

ありません、尊師よ。

腫瘍病はありますか？

ありません、尊師よ。

疱瘡病はありますか？

ありません、尊師よ。

① 白四羯磨(ñatticatutthakamma) サンガにおける議決形式の一つ。サンガとしてその決定に慎重
を要する重大事の処理に用いられる。白(告知 ñatti)が一回、唱説(確認 anussāvana)が三回、最
後に結。本書、p. 17 から p. 19 まで。サンガ羯磨についての P. A. Pyutto の解説文は p. 121.

Soso ?		肺病はありますか？
	Natthi Bhante.	ありません、尊師よ。
Apamāro ?		てんかんはありますか？
	Natthi Bhante.	ありません、尊師よ。
Manusso 'si ?		あなたは人間ですか？
	Āma bhante.	はい、尊師よ。
Puriso 'si ?		あなたは男性ですか？
	Āma bhante.	はい、尊師よ。
Bhujisso 'si ?		あなたは自由者ですか？
	Āma bhante.	はい、尊師よ。
Anaṇo 'si ?		あなたは負債のない身ですか？
	Āma bhante.	はい、尊師よ。
N' asi rājabhaṭo ?		あなたは公務に仕えていない身ですか？
	Āma bhante.	はい、尊師よ。
Anuññāto 'si mātāpitūhi ?		あなたは両親の許可を得ていますか？
	Āma bhante.	はい、尊師よ。
Paripuṇṇavāsivasso 'si ?		あなたは二十才に達していますか？
	Āma bhante.	はい、尊師よ。
Paripuṇṇante pattacīvaram ?		あなたの鉢と衣は完備されていますか？
	Āma bhante.	はい、尊師よ。
Kinnāmo 'si ?		あなたはどのような名前ですか？
	Ahaṃ bhante (Subaddo) nāma.	尊師よ、私の名前は (スパツゲ)です。
Ko nāma te upajjhāyo ?		和尚はどのような名前ですか？
	Upajjhāyo me bhante āyasmā (Manusssnāgo) nāma.	尊師よ、私の和尚の名前は (マヌッサナーガ)様です。

遮法が問われた後、順序に従って得度儀規の羯磨の句が次の様に唱えられる。

—*白(告知)—

Suṇātu me bhante saṅgho.

Ayaṃ (Subaddo) āyasmato
(Manussanāgassa) upasampadāpekkho.
Parisuddho antarāyikehi dhammehi.

Paripuṇṇa 'ssa patta-cīvaraṃ.
(Subaddo)saṅghṃ upasampadaṃ yācati
āyasmatā (Manussanāgena) upajjhāyena.

Yadi saṅghassa pattakallaṃ,
saṅgho (Subaddaṃ) upasampādeyya
āyasmatā (Manussanāgena)
upajjhāyena.

Esā ñatti.

— 唱説(確認) —

Suṇātu me bhante saṅgho.

Ayaṃ (Subaddo) āyasmato
(Manussanāgassa) upasampadāpekkho.
Parisuddho antarāyikehi dhammehi.

Paripuṇṇa 'ssa patta-cīvaraṃ.
(Subaddo)saṅghaṃ upasampadaṃ yācati
āyasmatā (Manussanāgena) upajjhāyena.

諸尊師よ、

サンガは私の言葉を聞きなさい。

この(スバツダ)は(マヌッサナーガ)様の
受具足戒志願者である。

[この者は] 諸々の遮法から清浄である。

この者の衣と鉢はそろっています。

(スバツダ)は、(マヌッサナーガ)様を和
尚としてサンガに受具足戒を求めています。

もし、サンガにとって適時が到来したら
サンガは(スバツダ)に、
(マヌッサナーガ)様を和尚として具足
戒を授けて下さい。

これが白(告知)である。

諸尊師よ、

サンガは私の言葉を聞きなさい。

この(スバツダ)は(マヌッサナーガ)様の
受具足戒志願者である。

[この者は] 諸々の遮法から清浄で
ある。

この者の衣と鉢はそろっています。

(スバツダ)は、(マヌッサナーガ)様を和
尚としてサンガに受具足戒を求めています。

* ここで誦唱される白(告知)から p. 19 の結までが白四羯磨。

白四羯磨は三回羯磨説を唱えサンガ全員の賛否を問うが、もし、その際に異議を唱えるものがある
れば、たとえ千人中の一人だけであっても、その羯磨は不成立である。それはサンガ羯磨は全員
の承認によって成立するものだからである。

佐藤密雄『原始仏教教団の研究』p. 288.

Saṅgho (subaddaṃ) upasampādeti
āyasmatā (Manussanāgena) upajjhāyena.

Yassāyasmato khamati (subaddassa)
upasampadā
āyasmatā (Manussanāgena) upajjhāyena
so tuṇhasa.

Yassa na khamati, so bhāseyya.

Dutiyam pi etam atthaṃ vadāmi.
Suṇātu me bhante saṅgho.

Ayaṃ (Subaddo) āyasmato
(Manussanāgassa) upasampadāpekkho.
Parisuddho antarāyikehi dhammehi.

Paripunṇa'ssa patta-cīvaraṃ.
(Subaddo) saṅghaṃ upasampadaṃ yācati
āyasmatā (Manussanāgena) upajjhāyena.

Saṅgho (subaddaṃ) upasampādeti
āyasmatā (Manussanāgena) upajjhāyena.

Yassāyasmato khamati (subaddassa)
upasampadā
āyasmatā (Manussanāgena) upajjhāyena
so tuṇhasa.

Yassa na khamati, so bhāseyya.

サンガは(スバツダ)に、
(マヌッサナーガ)様を和尚として具足
戒を授けます。

(マヌッサナーガ)様を和尚として(スバ
ツダ)に具足戒を授けることを
認める方は沈黙して下さい。
認めない方は[その様に] 言って下さ
い。

再度、私はこの事柄を告げます。

諸尊師よ、

サンガは私の言葉を聞きなさい。

この(スバツダ)は、(マヌッサナーガ)様
の受具足戒志願者である。

[この者は] 諸々の遮法から清浄で
ある。

この者の衣と鉢はそろっています。

(スバツダ)は、(マヌッサナーガ)様を和
尚としてサンガに受具足戒を求めています。

サンガは(スバツダ)に、

(マヌッサナーガ)様を和尚として具足
戒を授けます。

(マヌッサナーガ)様を和尚として(スバ
ツダ)に具足戒を授けることを
認める方は沈黙して下さい。
認めない方は[その様に] 言って下さ
い。

Tatīyam pi etam atthaṃ vadāmi.
Suṇātu me bhante saṅgho.

Ayaṃ (Subaddo) āyasmato
(Manussanāgassa) upasampadāpekkho.
Parisuddho antarāyikhehi dhammehi.

Paripuṇṇa'ssa patta-cīvaraṃ.
(Subaddo)saṅghaṃ upasampadaṃ yācati
āyasmatā (Manussanāgena)upajjhāyena.

Saṅgho (subaddaṃ) upasampādeti
āyasmatā (Manussanāgena)upajjhāyena.

Yassāyasmato khamati (subaddassa)
upasampadā
āyasmatā (Manussanāgena)upajjhāyena
so tuṇhassa.
Yassa na khamati, so bhāseyya.

— 結 —

Upasampanno saṅghena (Subaddo)
āyasmatā (Manussanāgena)
upajjhāyena.

Kamati saṅghassa, tasmā tuṇhī.
Evam etam dhārayāmi.

三度、私はこの事柄を告げます。

諸尊師よ、

サンガは私の言葉を聞きなさい。

この(スパッタ)は、(マヌッサナーガ)様の
の受具足戒志願者である。

[この者は] 諸々の遮法から清浄で
ある。

この者の衣と鉢はそろっています。

(スパッタ)は、(マヌッサナーガ)様を和
尚としてサンガに受具足戒を求めています。

サンガは(スパッタ)に、

(マヌッサナーガ)様を和尚として具足
戒を授けます。

(マヌッサナーガ)様を和尚として(スパ
ッタ)に具足戒を授けることを
認める方は沈黙して下さい。

認めない方は[その様に] 言って下さ
い。

(スパッタ)は、(マヌッサナーガ)様を和
尚としてサンガにより受具足戒を受け
ました。

サンガに容認されていることにより

[サンガは] 沈黙しています。

この様に、私は確認します。

p. 17 の *Suṇātu me bhante* から、*Esā ñatti* までの語句は、白(ñatti 告知)と呼ばれ、次に続く *Suṇātu me bhante* から p. 19 *Yassa na khamati, so bhāseyya* まで三度繰り返される語句は唱説(*anusāvanā* 確認)と呼ばれる。

受具足戒は白四羯磨によって為されるため、唱える語句は省略することなく、すべてを誦唱しなければならない。

もし、*二名もしくは三名の者に、同時に沙弥出家と受具足戒を与える場合は、沙弥出家の請願(p. 5 ~ p. 6)は一緒に行い、三帰依(p. 7 ~ p. 8)、十戒の受戒(p. 8 ~ p. 9)は分離して行われる。

依止の要請(p. 9)、鉢と衣についての確認(p. 10)、試問(p. 11 ~ p. 13)、そして、遮法の問いかけ(p. 15 ~ p. 16)は個別に、受具足戒の請願(p. 14)は同時に為される。

これらの儀規によって、この未受具足戒者は具足戒者に、すなわちサンガに於いて共に生活すること、つまり共住^①のできる者となる。そして、教授師に鉢を体からはずしてもらった新比丘は三拝してから、共住者として受け入れたサンガ集会の末端の場所に座る。

次に、和尚は慣例に従って、新人比丘に教誡^②を行う。これは、教授師にさせても良く、サンガ集会の中でも、外部の決められた場所でも良い。教誡は立ったままでも、座ったままでも良く、その時の都合に応じて行われる。

もし、具足戒の羯磨語誦唱を数回にわたってしなければならない場合(複数の者が同時に受戒する場合)、教誡はそれが終了してから一回だけ告げられる。

新人比丘が一名か二名の場合はサンガ集会内で行われるが、三名ならば外部の決められた場所の方が便利である。もし、場所的に余裕があるならばサンガ集会の末端の場所に座らせるが、余裕がない場合は試問をした場所に並んで立たせ、和尚、もしくは教授師がその場所まで出て行き、次のように告げる。

* 二名、あるいは三名の志願者の受具足戒式を同時に行うことがある。原本 p. 25 から p. 27 は志願者が複数の場合の唱文が例文となって記されているが、当訳本では省略した。

① 共住(*samvāsa*) 等しい学処をたずさえ、パーティモッカとサンガ羯磨を共に行うことのできる者たちとの同居、同住。(P. A. Vo. T. p. 409)

② 教誡(*anusāsana*) 教訓、教示。受具足戒を終えた時、和尚もしくは教授師が新人比丘に教える八種の事柄。すなわち、四依法と四墮法。(P. A. Vo. T. p. 494)

教 誡

Anuññāsi kho bhagavā upasampādetvā
cattāro nissaye cattāri ca akaraṇīyāni
ācikkhitum.

世尊は、具足戒を授けてから、四依法
(四つの拠りどころ)と、四墮法(四つの為
すべきでない事)を告げるよう命じられ
ました。

四 依^①

Piṇḍiyālopabhojanam nissāya pabbajjā.
Tattha te yāvajīvaṃ ussāho karaṇīyo.

Atirekalābho
saṅghabhattam, uddesabhattam,
nimantanam, salākabhattam, pakkhikam,
uposathikam, pāṭipadikam.

Paṃsukūlacīvaram nissāya pabbajjā.
Tattha te yāvajīvaṃ ussāho karaṇīyo.

Atirekalābho
khomaṃ, kappāsikam, koseyyam,
kambalam, sāṇam, bhaṅgam.

(一) 出家生活は托鉢食に依るもの
です。これに於いて、あなたの命が終
るまで努力すべきです。

[これ以外の]^② 余得としては、
サンガに与えられる食べ物、サンガの
比丘に個別に与えられる食べ物、招待
されて与えられる食べ物、クジ引きに
よって与えられる食べ物、月暦の半月
に一度与えられる食べ物、布薩日に与
えられる食べ物、布薩日の翌日に与え
られる食べ物があります。

(二) 出家生活は^{ふんぞうえ}^③ 糞掃衣に依るもの
です。これに於いて、あなたの命が終
るまで努力すべきです。

[これ以外の] 余得としては、
亜麻衣、綿衣、絹衣、毛衣、麻衣、
[これら] 五種の糸を混ぜ合わせた衣、
があります。

① 四依(cattāro-nissaya) 四つの拠りどころ。仏教の生活は安易でないことを知らしめるために
入団の時に必ずこの四依を説き聞かせる。原本は nissaya 4 と記述。

② 余得(atireka-lābha) 例外として認められるもの。原則的なものではなく、浄法(律の規定を回
避するための便法)的なもの。

③ 糞掃衣(paṃsukūlacīvara) 墓場やゴミ捨て場に放置してあった所有者のない布で作られた衣。

Rukkhamaśāsanānaṃ nissāya pabbajjā.
Tattha te yāvajīvaṃ ussāho karaṇīyo.

Atirekalābho
vihāro, aḍḍhayogo, pāsādo, hammiyaṃ,
guhā.

Pūtimuttābhesaṃsaṃ nissāya pabbajjā.
Tattha te yāvajīvaṃ ussāho karaṇīyo.

Atirekalābho
sappi, navaṇitaṃ telāṃ madhu phāṇitaṃ.

(三) 出家生活は樹下の臥坐所^①に依る
ものです。これに於いて、あなたの命が
終るまで努力すべきです。

[これ以外の] 余得としては、
精舎、片屋根の住居、高殿、平屋根の
住居、洞窟があります。

(四) 出家生活は陳棄藥^②に依るもの
です。これに於いて、あなたの命が終
るまで努力すべきです。

[これ以外の] 余得として、
熟酥、生酥、油、蜜、石蜜があります。

四 墮^③

Upasampanna bhikkhūnaṃ methuno
dhammo na paṭisevitabbo, antamaso
tiracchānagatāya 'pi.

Yo bhikkhu methunaṃ dhammaṃ
paṭisevati, assamaṇo hoti asakyaṃputtiyo.

Seyyathā 'pi nāma puriso sīsacchinno
abhabbo tena sarīrabandhanena jīvitum,
evam eva bhikkhu methunaṃ dhammaṃ
paṭisevitvā assamaṇo hoti asakyaṃputtiyo,

tan te yāvajīvaṃ akaraṇīyaṃ.

(一) 具足戒を受けて比丘となった者
は、雌の畜生に至るまで淫法を行って
はなりません。

淫法を行う比丘は沙門ではなく、仏弟
子でもありません。

たとえば、首を切られた人が、体とつ
なぎ合わせて生きることが不可能であ
るよう、比丘が淫法を行えば沙門で
はなく、仏弟子でもありません。

あなたの命が終るまで、それを為すべ
きではありません。

① 臥坐所(senāsana) 寝る所、坐る所、すなわち住まう所。「聖者は辺鄙にして騒音の少ない森の
臥坐所を受用すべきである。これは沙門にふさわしいことである」 テーラガータ. 592

② 陳棄藥(pūtimuttābhesaṃsa) 牛の尿に木の実や塩を入れ、長期間漬けて置いて作る古代の薬。

③ 四墮(cattāri-akaraṇīyāni) 出家者が為した場合、その比丘性が失われる四種の行為。(P. A. Vo. T.
p. 471) 原本は akaraṇīya 4 と記述。

Upasampanna bhikkhunā adinnaṃ
theyyasaṅkhātā na ādāttabbaṃ, antamaso
tiṇasalākaṃ upādāya.

Yo bhikkhu pādaṃ vā pādārahaṃ vā
atirekapādaṃ vā adinnaṃ theyyasaṅkhātā
ādiyati, assamaṇo hoti asakyaputtiyo.

Seyyathā 'pi nāma paṇḍupalāso bandhanā
pamutto abhabbo haritattāya,
eva meva bhikkhu pādaṃ vā pādārahaṃ vā
atirekapādaṃ vā adinnaṃ theyyasaṅkhātā
ādiyitvā assamaṇo hoti asakyaputtiyo,

tante yāvajīvaṃ akaraṇīyaṃ.

Upasampanna bhikkhunā sañcicca pāṇo
jīvitā na voropetabbo, antamaso
kunthakipillikaṃ upādāya.

Yo bhikkhu sañcicca manussaviggahaṃ
jīvitā voropeti, antamaso gabbhapātanaṃ
upādāya, assamaṇo hoti asakyaputtiyo.

Seyyathā 'pi nāma puthusilā dvedhā bhinnā
appaṭisandhikā hoti,

(二) 具足戒を受けて比丘となった者は、草の葉一枚に至るまで偷盗と称される、与えられないものを取るべきではありません。

1パーダ^①、あるいは1パーダに相当する、あるいは1パーダを超える偷盗と称される、与えられないものを取る比丘は沙門ではなく、仏弟子でもありません。

たとえば、つけ根から落ちた黄色の枯葉が「再び」緑色になることが不可能であるように、比丘が1パーダ、あるいは1パーダに相当する、あるいは1パーダを超える偷盗と称される、与えられないものを取るならば、沙門ではなく、仏弟子でもありません。

あなたの命が終るまで、それを為すべきではありません。

(三) 具足戒を受けて比丘となった者は、蟻子に至るまで、故意に生物を命から引き離すべきではありません。

墮胎に至るまで、故意に人の体を命から引き離す比丘は沙門ではなく、仏弟子でもありません。

たとえば、二つに割れた大きな石が「再び」結合することがないように、

① パーダ (pāda) 1パーダは5マーサカで、その価値は20粒のモミの重さの金に等しい。(Vi.T. I. p.41)
十二世紀の複註書 Vimati Vindani(カッサバ比丘)には米粒20個分の金の価額に相当する、とある。

evam eva bhikkhu sañcicca
manussaviggahaṃ jīvitā voropetvā
assamaṇo hoti asakyaputtiyo.

tan te yāvajīvaṃ akaraṇīyaṃ.

Upasampanna bhikkhunā
uttarimanussadhammo na ullapitabbo,
antamaso suññāgāre abhiramāmī ti.

Yo bhikkhu pāpiccho icchāpakato asantaṃ
abhūtaṃ uttarimanussadhammaṃ ullapati
jhānaṃ vā vimokkhaṃ vā samādhim vā
samāpattiṃ vā maggaṃ vā phalaṃ vā,
assamaṇo hoti asakyaputtiyo.

Seyyathā 'pi nāma tālo matthakacchinno
abhabbo puna viruḥhiyā,
evam eva bhikkhu pāpiccho icchāpakato
asantaṃ abhūtaṃ uttarimanussadhammaṃ
ullapitvā asamaṇo hoti asakyaputtiyo.

tan te yāvajīvaṃ akaraṇīyanti.

Anekapariyāyena kho pana
tena bhagavatā jānatā passatā arahatā
sammāsambuddhena

比丘が、故意に人の体を命から引き
離すならば、沙門ではなく、仏弟子で
ありません。

あなたの命が終るまで、それを為すべ
きではありません。

(四) 具足戒を受けて比丘となった者
は、「私は空閑処^①に於いて歡樂す」とき
え、上人法^②を語るべきではありません。

悪欲があり、悪欲に迫られて、不実、
虚偽なる上人法を、[つまり] 禅、解脱
定、等至、道、果を語る比丘は、沙門で
はなく、仏弟子でもありません。

たとえば、先端を切られたターラ樹
は、再び成長することが不可能である
ように、悪欲があり、悪欲に迫られて、
不実、虚偽なる上人法を比丘が語るな
らば、沙門ではなく、仏弟子でもあり
ません。

あなたの命が終るまで、それを為すべ
きではありません。

正しく知る人であり、正しく見る人
であり、阿羅漢であり、正しく悟りを開
いた人である世尊により、

① 空閑処(suññāgāra) 空いた住居。静かな場所。人のいない騒音から離れた場所。(P. A. Vo. T. p. 455)

② 上人法(uttarimanussadhamma) 修行によって得られる常人を超えた優れた知見。

sīlaṃ sammadakkhātaṃ samādhī
sammadakkhāto paññā sammadakkhātā,
yāvadeva tassa madanimmadanassa
pipāsa-vinayassa ālaya-samugghātassa
vaṭṭūpacchedassa taṇhakkhayassa
virāgassa nirodhassa nibbānassa
sacchikiriyāya.

Tatta sīlaparibhāvito samādhī
mahapphalo hoti mahānisamsa,
samādhī-paribhāvitā paññā mahapphalā
hoti mahānisamsā,
paññāparibhāvitaṃ cittaṃ sammadeva
āsavehi vimuccati, seyyathidaṃ
kāmasavā, bhavāsavā, avijjāsavā.

Tasmāt iha te imasmiṃ tathāgatappavedite
dhammavinaye sakkaccaṃ adhisīla-sikkhā
sikkhitabbā, adhicitta-sikkhā sikkhitabbā,
adhipaññā-sikkhā sikkhā sikkhitabbā,
tattha appamādena sampādetabbāṃ.

様々なかたちで戒が正しく告げられ、
定が正しく告げられ、慧が正しく告げ
られました。

慢心の碎破、渴望の調伏、執着の根絶、
輪廻の断絶、渴愛の滅尽、離欲、[苦
の] 滅、涅槃の実現のために告げられ
ました。

戒を十分に修した定は、大きな果報が
あり、大きな功德があります。

定を十分に修した慧は、大きな果報が
あり、大きな功德があります。

慧を十分に修した心は、もろもろの漏^①
すなわち、欲の漏、有の漏、無明の漏
から完全に解脱します。

それゆえに、如来がお説きになった法
と律において、恭敬し、すぐれた戒律
という修学すべきものを、すぐれた心
という修学すべきものを、すぐれた智
慧という修学すべきものを学ぶべき
です。

それに於いて怠ることなく完遂すべ
きです。

戒和尚、あるいは教授師による教誡が終了したら、新比丘は āma bhante(はい、
尊師よ)と答え、三拝する。

— 受具足戒儀規はこれで完了する —

① 漏(āsava) ももとは「漏れ出るもの」「しみ込むもの」の意味で、煩惱を指す。

儀式が終り、施主が供養の品物を持って来たら、比丘衆の末席に座る新比丘はそれを受け取り、和尚、教授師、その他のすべての比丘衆に献上する。

もし、和尚が新比丘に施主のところまで受け取りに行くようにと命じたら、新比丘はその座のしつらえてある所まで行く。

施主に相対して、約 50cm 離れて座り、施主が男性の場合は手で受け取り、女性の場合は小さな布を前に置き、その上に施物を置いてもらう。

献上が終わったら元の座所に戻り、比丘衆による随喜発勤偈^①(Anumodanārambha-gāthā)の誦経が始まったら、新比丘は滴水供養^②(การรดน้ำ クルウッドナーム)をする。これは、小さな容器にこの誦経の最中に水を少量ずつ垂らして祈願をするもので、両親、親族、恩恵ある方、他界した方への追善供養をする際の、この国の伝統である。

水を移し終えたら、一連の祝福の誦経がなされる最後まで合掌をする。

比丘衆によって随喜の偈、Yatthā……Sabbhītiyo が誦経され、続いて勝利護経^③(Jayaparittam)から、So atthaladdho…は得度者が一人の場合、Te atthaddhā…は得度者が二人の場合、そして吉祥偈^④(Sumaṅgalagāthā)が、沙弥も伴って唱えられる。その時、品物の献上がなかったとしても、誦経はなされる。

① 随喜発勤偈(Anumodanārambha-gāthā) 訳文は本書、APPENDIX III p. 122.

② 滴水供養 タイ国だけでなくスリランカやミャンマーでも回向の儀礼として滴水供養をおこなう伝統がある。

…… ときには、長老比丘がビルマ語、パーリ語混交の「アヌモーダナ(anumodana 随喜、祝福の言葉の意)」を抑揚をつけて唱えてくれる。そのときに集会の人々は、長老比丘の言葉の後について調子を合わせ一節ずつ唱えながら、同時にその祝福の説法を味あう。施主は、銀製のお盆型の容器に水を少量ずつ垂らしていく「イエゼッチャ(滴水供養)」の作法を、それと同時にこなう。

池田正隆『ビルマ仏教-その歴史と儀礼・信仰』p. 187.

③ 勝利護経(Jayaparittam) 訳文は本書、APPENDIX III pp. 123-124.

④ 吉祥偈(Sumaṅgalagāthā) 訳文は本書、APPENDIX III p. 124.

出家者が常々省察すべき十法

— 原本 Upasampadavidhī の著者、ワチラヤーン親王が記した教理教科書 Navakovāda(タイ語)p. 60~p. 61 には、新人比丘が出家者として常々省察すべき十の事柄が、増支部經典の記述に基づいて以下のように編集されている。

1. 出家者は沙門の諸行儀^①を有しており、それを為すべく常々省察すべきである。^②
2. 出家者はその命の糧を他の人に頼るものである。他の人の養いやすい者であるよう常々省察すべきである。
3. 出家者は今までより良くしなければならぬ身と語の行儀が他にまだあり、これだけではないことを常々省察すべきである。
4. 出家者は自己自身に対し、戒によって自ら叱責することがないかどうか常々省察すべきである。
5. 出家者は識者^④が観て、戒によって我を叱責することがないかどうか常々省察すべきである。
6. 出家者はそれぞれに愛し、意にかなうもののすべてから離別することを常々省察すべきである。
7. 出家者は善をなせば善を受け、悪をなせば悪を受けることを常々省察すべきである。
8. 出家者は過ぎてゆく日々にあつて、今、何をしているのか常々省察すべきである。
9. 出家者は静寂な処にいることを喜べるかどうか常々省察すべきである。
10. 出家者は後に出家者の友人から訊ねられた時において、恥ずかしくないだけの特別な徳^⑤が自身にあるか常々省察すべきである。

① 沙門の諸行儀 増支部經典の註釈は諸行儀について、頭髮を剃り、髭をたくわえないといった身体の様相と、沙門性に順じた衣、食、住の生活様式の二種に分けている。

② この第一項目の目的について P.A. Payutto は「われらは色(vanna)を失った者、すなわち、社会的な立場のない者で、いかなる煩悩な思い上がりもあつてはならない」と註釈書を引用して解説している。(P. A. Dh. J. p. 135)

③ 註釈書では、他者に依存しなければならぬ四依、威儀、托鉢食への恭敬などによってこの項の目的を解説している。

④ 南伝／増支部經典では、有智の同梵行者(vijññū sabrahmacāri)

⑤ 特別な徳 註釈書では、煩悩を駆除することができる清浄なる智見(alamariyañāḍassanavisesa)

出家、受具足戒の請願書

— 原本の p. 44 から p. 48 までは出家志願者が記入する請願書、本人の資格書、保証人の証書の三枚分が記載されていて、これは現在のタイサンガで用いられている仏教局の書類とは同じ内容のものであり、三枚の書類にある本人の住所や身体の特徴を記す欄は除外し、志願者本人が宣誓し、遮法などの問いかけに答える項目についてのみを纏めると以下のようになる。

1. 受具足戒の請願

- (1) 私は出家得度にふさわしい資格を持ち、出家が禁じられる諸問題がなく、真実を明記した添付の申請書通りの、出家得度にふさわしい者であることを宣誓いたします。
- (2) 出家得度がなされたら、私は和尚、教授師の教えを信賴し、尊敬の念をもって拝受することを誓い、又、サンガや寺院の習慣規律、すなわち律にそった正しい品行を為すことを誓います。
もし、私に宣誓から逸脱した行いがあった場合は、その犯した項目に順じて罰を受ける所存です。

願わくは、私の仏教に於ける出家得度を支援し、その機会を与えて下さい。

2. 志願者の資格(各々の問いに対して、そうであるか、そうでないかを記入する様式)

- (1) 不正な行い、たとえば酒や麻薬の常習がなく、定まった住居、職業、知識、教養があり、正しく良い品行のある者であるか。
- (2) 国語(タイ語)の読み書きができる者であるか。
- (3) 邪悪な見解をいだき、破壊的行動をおこすことがない者であるか。
- (4) 破産者ではなく、負債のない者であるか。
- (5) 出家の障害^①がない者で、老いていて普通の仕事ができない、あるいは異常に病弱であることがなく、作務を行うに十分な身体を持つ者であるか。

① 出家の障害 出家者となるのに不適格な障害のある者、八種。

1. 伝染病、完治しない慢性病がある者(完治していれば出家は可能) 2. 身体の器官に欠陥がある者
3. 身体が健全でない者 4. 身体に障害がある者 5. 身体が虚弱な者 6. 義務を負っている者(債務、扶養など) 7. 重い罪によって処罰されたことがある者 8. 平安を乱す者。

これらの項目に該当する者が得度した場合、和尚は悪作罪(反省あるいは告罪)となるが、出家得度した者が還俗させられることはない。(Vi.T. III. pp. 100-103)

— バリー律典には身体の具体的な障害状態などが細かく記されている。

『南伝 律蔵 第三卷』 pp. 154-155 / 出家せしむべからざる三十二人

- (6) 律に正しく順じた出家者用の資具^①は全部そろっているか。
- (7) 出家を乞う言葉を誤ることなく、自分自身で正しく述べることができるか。

3. 出家得度を禁止されている者の特性（2. 志願者の資格と同様に、そうであるか、そうでないかを記入する様式）

- (1) 国の法律を犯し、刑罰を忌避している者ではないか。
- (2) 公務を忌避している者ではないか。
- (3) 刑事事件の被告訴人ではないか。
- (4) 仏教での受具足戒が絶対に禁止されている者^②ではないか。
- (5) 例えば結核のように、隔離治療が必要な悪性の伝染病を罹病していないか^③。
- (6) 身体に障害があり、仏教の修行実践が為しえない者ではないか。

① 資具(parikkhāra) 修行者の生活必需品のこと。比丘の基本的な資具は八資具で、ここで問われている三衣と鉢に加え、帯、剃刀、針と糸、水濾しである。

② 受具足戒が絶対に禁じられている者、十一種

- | | |
|-----------------------------|------------------------|
| 1. 黄門(去勢者および同性愛者) | 7. パーラージカ罪を犯し、還俗させられた者 |
| 2. 二根者(両性具有者) | 8. 僧団を分裂させた者 |
| 3. 阿羅漢(arahanta 修行完成者)を殺した者 | 9. 仏の体を傷つけ、出血させた者 |
| 4. 比丘尼を汚した(暴行した)者 | 10. 母親を殺した者 |
| 5. 賊住者(ニセ比丘) | 11. 父親を殺した者 |
| 6. 外道者 | |

仮に、これらの項目に該当する者をそれと知らずに受戒させ、後に知ることとなったら、その者を還俗させるべきである。(Vi.T.III pp.97-99)

- ー タイサンガの公式教理教科書 Vinayamukha(著者、ワチラヤーン親王)とその参考書では、上記の十一種の者が入団資格のないものとされている。パーリ律にある畜生(tiracchānagata)が、ここでは7. の「パーラージカ罪を犯し、還俗させられた者」として記述されている。パーリ律典におけるこれらの項目に関する記述は『南伝 律蔵 第三卷』pp. 144-154/具足戒を授くべからざる二十人。

③ 比較、参照した四種の書類では、この項目と同文のものが二種、結核あるいはエイズとなっているものが一種、この項目自体が削除されているものが一種。

得度証明書

.....

ฉาษาบัตร์

สมมุทาสัส ปรีนิพพานโต ปร์

เบ็องตเ้าแ่พุทธรปรีนิพพาน พุทธสาสนายุทธ

สงแ่.....พรรษา ปุจฉับสมย์

วัเ้า.....เก็ช.....ทรงกัปวัน.....จ.....คำ ปี.....

ปร:มพุทธร:สงฆ์.....รูป ณ พัทธสงฆ์.....

ชาม.....อังก.....

พุทธร:.....วัท.....พุทธร:อุปัชฌาย์

พุทธร:.....วัท.....กรรมวาจาจารย์

พุทธร:.....วัท.....อุปัชฌาย์

ได้บรรพชาอุปสมบทแ่.....

ชาม.....เป็นอุปสมบทในพุทธร:สาสนา สัมพุทธเจ้าความเป็นภิกษุ

เวลา.....นาฬิกา.....นาทึ โดยได้ถวายนามว่า

พุทธร:.....

ของอริยสัจสี่สัจธรรมและสัจธรรมสัจธรรม จงกามาในพุทธร:ใน

พุทธร:บรรพชาสาสนา ทุกวัตรารักษ์การส เทชณ.

.....

พุทธร:อุปัชฌาย์

この証明書には、和尚、式師、教誡師の法名及び寺院名、そして、具足戒の授戒が完了した日付と時間(何時何分まで)と受戒者の法名が記入され、最下段には和尚の署名が入る。

DAILY CHANTING

朝と夕方の勤行

朝 課



夕 課



寺院の日課(ブラ、ブッタバート、ダモ寺院・チェンマイ)

午前 3:30 起床 4:00 瞑想 5:00 朝課 5:30 清掃 6:00 托鉢 8:00 食事 9:00 学習、瞑想
午後 1:00 学習、瞑想 3:00 清掃 4:00 休息(飲料の摂取) 6:30 夕課 7:00 法話 7:30 瞑想
9:00 就寝

* 朝 課

Arahaṃ sammāsambuddho bhagavā.
Buddhaṃ bhagavantaṃ abhivādemi.

(拝礼)

世尊は阿羅漢であり、正しく覚った方です。

私は、仏・世尊に敬意を表します。

Savākkhāto bhagavatā dhammo.
Dhammaṃ namassāmi.

(拝礼)

法は世尊によって善く説かれたものです。

私は、法に敬礼したいと思います。

Supaṭipanno bhagavato sāvaka-saṅgho.
Saṅghaṃ namāmi.

(拝礼)

世尊の弟子の集い[サンガ]は正しい修行実践をしたものです。

私は、サンガを敬礼いたします。

導師による供養の偈^①

Yam amha kho mayaṃ
bhagavantaṃ saranaṃ gatā,
(uddissa pabbajjitā^②) yo no bhagavā
satthā yassa ca mayaṃ bhagavato
dhammaṃ rocema.

私たちは世尊を拠り所にして行く者です。

[出家者にとって]世尊は私たちの教主であり

私たちは世尊の法を喜ぶ者です。

Ime hi sakkārehi taṃ bhagavantaṃ
saddhammaṃ sasaṅghaṃ^③ abhipūjayāma.

私たちはその様な世尊を、正法を、そしてサンガを、心よりの恭敬によって供養いたします。

* タイサンガで最も多く使われている読誦経本 Monpithī とは導入部の編集が異なっている。

Monpithī では三宝供養の辞(本書 p. 44)が始めに唱えられる。

① 通常この供養の偈文はマハーニカイ寺院では誦唱されない。

② 在家者が同誦している場合、()内の文は誦唱されない。

③ 英訳版 (Ordination Procedure) は sasāvaka-saṅghaṃ

Pubbabhāganamakāra

(導師)

Handa mayam buddhassa bhagavato
pubbabhāganamakāram karoma se.

これより、世尊に対する礼拝の儀を共
に行いましょう。

Namo tassa bhagavato arahato
sammā-sambuddhassa.

阿羅漢であり、正等覚者である
かの世尊を、私は礼拝いたします。

(三回)

Buddhābhithuti

(導師)

Handa mayam buddhābhithutim
karoma se.

これより、仏の優れた徳を共に讃えま
しょう。

Yo so tathāgato
araham
sammāsambuddho
vijjācaraṇasampanno
sugato
lokavidū
anuttaro
purisadammasārathi
satthā devamanussānam
buddho
bhagavā.

かの如来は
阿羅漢であり
正しく自ら一切を覚った方であり
明智と実践が完全である方であり
覺りに到達しえた幸福な方であり
この世界を明瞭に知る方であり
最上、最高なる者であり、すべての人間
を調御するに巧みな方であり
神々や人間を教え導く方であり
仏であり
世尊であります。

Yo imam lokam sadevakam samārakam
sabrahmakam
sassamaṇabrāhmaṇim pajam
sadevamanussam sayam abhiññā
sacchikatvā pavedesi.

世尊は、
神々や魔や梵天を含み、
沙門・バラモンといった人を含み、
天・人を含むこの世間を自らよく知り、
目のあたりに理解して説きました。

Yo dhamman desesi ādikalyāṇaṃ
majjhakalyāṇaṃ
pariyosānakalyāṇaṃ
sātthaṃ sabyañjanaṃ kevalaparipuṇṇaṃ
parisuddhaṃ brahmacariyaṃ pakāsesi.

Tam ahaṃ bhagavataṃ abhipūjayāmi

tam ahaṃ bhagavantaṃ sirasā namāmi.

その法を、初めに善く
中ほどにも善く
終わりにも善く説かれました。
すぐれた内容と形式をそなえた、完全
で円満な法、すなわち、清浄なる修行
実践の法を説き明かしました。
私は、その世尊に最上の供養をいたし
ます。
私は、その世尊を頭で礼拝いたしま
す。

Dhammābhītuti

(導師)

Handa mayaṃ dhammābhītutim
karoma se.

これより、法の優れた徳を共に讃えま
しょう。

Yo so svākkhāto bhagavatā dhammo,
sanditṭhiko
akāliko
chipassiko
opāyiko
pacattaṃ veditabbo viññūhi.

Tam ahaṃ dhammaṃ abhipūjayāmi

tam ahaṃ dhammaṃ sirasā namāmi.

かの法は世尊によって善く説かれたも
のであり
学び、実践する者が自ら見るべきもの
であり
実践することができ、時を待たずに果
の与えられるものであり
来たり見よと言うべきものであり
人々を理想の涅槃の境地に導くもので
あり
智者によって各自に知られるべきもの
であります。
私は、その法に最上の供養をいたしま
す。
私は、その法を頭で礼拝いたします。

Saṅghābhituti

(導師)

Handa mayam saṅghābhithutim
karoma se.

これより、サンガの優れた徳を共に讃えましょう。

Yo so supaṭipanno bhagavato
sāvakaśaṅho,
ujupaṭipanno bhagavato sāvakaśaṅho,
ñāyapaṭipanno bhagavato sāvakaśaṅho,
sāmīcīpaṭipanno bhagavato sāvakaśaṅho,

かの世尊の弟子サンガはよく法に従って修行したものであり
世尊の弟子サンガは真っ直ぐに修行したものであり
世尊の弟子サンガは真理の道を修行したものであり
信者の尊敬にふさわしく修行したものであり

yad idaṃ cattāri purisayugāni
atṭha purisapuggalā,
esa bhagavato sāvakaśaṅho,
āhuncīyyo pāhuncīyyo dakkhiṇīyyo
añjalikaraṇīyo,
anuttaram puññakkhettaṃ lokassa.

修行によって煩惱が絶たれる四段階にいる者で、八種のいずれかである者、これが、世尊の弟子サンガであり
供養を受けるに値するものであり
歓待されるものであり
布施されるべきものであり
合掌されるべきものであり
世間における比類のない、福德の増すところ[福田]であります。

Tam aham saṅgham abhipūjayāmi

私は、そのサンガに最上の供養をいたします。

tam aham saṅgham sirasā namāmi.

私は、そのサンガを頭で礼拝いたします。

Ratanattayappaṇāmagāthā

(導師)

Handa mayam ratanattayappaṇāma-
gāthāyo ceva saṃvega-paridīpaka-
pāṭhañ ca bhaṇāma se.

これより、三宝礼拝の偈と、畏敬の念を明言した誦文を共に唱えましょう。

Buddho susuddho karuṇāmahaṇṇavo
yoccantasuddhabbaraṇṇalocano
lokasa pāpūpakilesaghātakō
vandāmi buddhaṃ ahaṃ ādarena taṃ.

Dhammo paḍīpo viya tassa satthuno
yo maggaṇṇakāmatābhedaḥinnako
lokuttaro yo ca tadatthadīpano
vandāmi dhammaṃ ahaṃ ādarena taṃ.

Saṅgho sukhettābhayatikketaṇṇito
yo dīṭṭhasanto sugatānubodhako
lolappahīno ariyo sumedhaso
vandāmi saṅghaṃ ahaṃ ādarena taṃ.

Icevā ekantābhīpūjaneyyakāṃ
vatthuttayaṃ vandayātibhisāṅkhataṃ
puṇṇaṃ mayā yaṃ mama sabbupaddavā
mā hontu ve tassa pabhāvasiddhiyā.

仏は、深い海のような憐れみの心を持つ清き方、最も浄化された真理を見る眼を持つ方であり、世間の悪と随煩惱を消除する方です。

私は尊敬の念をもってその仏を礼拝いたします。

彼の法は、世界を照らす曙光の如くであり道、果、不死を分別し、出世間法であり、その指標となるものです。

私は尊敬の念をもってその法を礼拝いたします。

サンガは良き田、ひときわすぐれた田といわれ、寂靜を見、仏に従って覚る者であり、動搖を断じた賢き聖者であります。私は尊敬の念をもってそのサンガを礼拝いたします。

私は、最大に供養すべきものとして三つの拠り所(三宝)のみを信仰し、そのように為してきました。

そのことによって生じた徳の、成就の力によって、どうか、災いのすべてが私に起こりませんように。

Samvegaparikittanapāṭha

Idha tathāgato loka uppanno
araṇaṃ
sammāsambuddho
dhammo ca desito niyyāniko
upasaṃsaro parinibbāniko

如来、阿羅漢、正しく悟りを開いた方は、この世界にお生まれになり、苦よりの解脱をもたらし、寂靜をもたらし、般涅槃をもたらす法が説かれました。

sambodhagāmī sugatappavedito.
 mayan taṃ dhammaṃ sutvā evaṃ
 jānāma,
 jāti pi dukkhā jārā pi dukkhā maraṇaṃ
 pi dukkhaṃ,
 soka-parideva-dukkha-domanassa-upāyāsāpi
 dukkhā,
 appiyeḥi sampayogo dukkho,
 piyeḥi vippayogo dukkho,
 yaṃ picchaṃ na labhati taṃ pi dukkhaṃ,

 saṅkhittena pañcupādānakkhandhā dukkhā,
 seiyathidaṃ,

 rūpupādānakkhandho,

 vedanupādānakkhandho,

 saññupādānakkhandho,

 saṅkhārūpādānakkhandho,

 viññāṇupādānakkhandho,

 yesaṃ pariññāya,
 dhamaṃ so bhagavā
 evaṃ bahulaṃ sāvake vineti

 evaṃ bhāgā ca paṇaṃ assa bhagavato
 sāvakesu anusāsani, bahulaṃ pavattati,

 rūpaṃ aniccaṃ,

 vedanā aniccā,

 saññā aniccā,

[それは]正覚に導く、仏の知らせめたる
 ものです。私たちは、その法を聞いてこ
 の様に知ります。

生まれることも、老いることも、死ぬこ
 とも苦であり

心配、悲しみ、悩み、憂い、そして 失
 望することもまた苦であり

好まざるものとの出会いは苦であり

愛するものとの別れは苦であり

欲するものが得られないこともまた苦
 である。

要するに、五取蘊への執着が苦なので
 あり、それは、この様なことである……

色取蘊（肉体的、物質的なもの）

受取蘊（印象を受ける心の作用）

想取蘊（イメージする心の作用）

行取蘊（能動的な心の作用）

識取蘊（対象を知る心の作用）

かの世尊はその在世中に覺りの智慧に
 よって知られた多くをこの様に説
 き弟子たちを導かれました。

世尊の多くの教えは、弟子たちの中で
 この様に分別されて示されました ……

色は無常である

受は無常である

想は無常である

saṅkhārā aniccā,

viññāṇaṃ aniccaṃ,

rūpaṃ anattā,

vedanā anattā,

saññā anattā,

saṅkhārā anattā,

viññāṇaṃ anattā,

sabbe saṅkhārā aniccā,

sabbe dhammā anattā' ti.

Te mayam, otiṇṇāma jātiyā jarāmaṇa
sokhe paridevehi dukkhehi
domanassehi upāyāsehi
dukkhotiṇṇā dukkhapareṭā,

appeva nāma' imassa kevallassa
dukkhakkhandhassa antakiriya
paññāyethā' ti.

Cirapariniḥṣitaṃ pi taṃ bhagavantaṃ
uddissa arahantaṃ sammāsambuddhaṃ,
saddhā agārasamā anagāriyaṃ
pabbajjitā,
tasmaṃ bhagavati brahmacariyaṃ
carāma

行は無常である

識は無常である

色は無我である

受は無我である

想は無我である

行は無我である

識は無我である

諸行は無常である

諸法は無我である、と。

私たちは皆、生まれることによって
老いと死によって
心配、悲しみ、苦悩、憂い、失望によって
悩まされているのです。
苦に悩まされる者、苦に遮られる者な
のです。
この集積した苦の完全な終局を、どの
ようにするのが私たちに明らかにな
るべきである、と。

般涅槃を得てから久しいといえども
修行を完成され、正しく自ら一切を
覚ったかの世尊に対して
在家人の家から出家し、信ある者とな
った私たちは、その教えに於いて仏
道修行を行い

bhikkhūnaṃ sikkhāsājīvasamāpannā.
(沙弥は上記の一行を唱えない)
Taṃ no brahmacariyaṃ
imassa kevalassa dukkhakkhandhassa
antakiriyāya saṃvattatu.

比丘衆の学処と生活法に到った者
であります。
私たちの仏道修行が、この集積した苦
の、完全な終局のためのものとなりま
すように。

(朝の勤行終る)

*Abhiṇhapaccavekhaṇa (常習省察)

Jarādhammomhi
jaraṃ anatīto
byādhidhammomhi
byādhiṃ anatīto
maraṇadhammomhi
maraṇaṃ anatīto
sabbhehi me piyehi manāpehi
nānābhāvo vinābhāvo

kammassakomhi
kammadāyādo
kammayoni
kammabandhu
kammaṇṇisaṇṇo

yaṃ kammaṃ karissāmi
kalyāṇaṃ vā pāpakaṃ vā
tassa dāyādo bhavissāmi.

Evaṃ amhehi abhiṇhaṃ
paccavekkhitabbaṃ.

私は老いゆくものであり
老いを逃れることはできない
私は病むものであり
病いを逃れることはできない
私は死にゆくものであり
死を逃れることはできない
私は愛し、意にかなうもののすべてか
らそれぞれに離別する。

私は業を自己のものとし
業を領受し
業を母胎とし
業を縁者とし
業を拠り所とする。

その私の為す業が
善であろうと悪であろうと
私はその業を受け継いでゆく。

この様に
くりかえし省察すべきである。

* この唱句の和訳編集は以下の文献を参照した。

『南伝 第十九卷、増支部、第五集』pp. 97-102。P. A. Payutto 『仏教辞書、仏法篇』日本語版 pp. 133-134。

* 夕 課

Arahaṃ sammāsambuddho bhagavā.
Buddhaṃ bhagavantam abhivādemi.

(拝礼)

世尊は阿羅漢であり、正しく覚った方です。

私は、仏・世尊に敬意を表します。

Savākkhāto bhagavatā dhammo.
Dhammaṃ namassāmi.

(拝礼)

法は世尊によって善く説かれたものです。

私は、法に敬礼したと思います。

Supaṭipanno bhagavato sāvaka-saṅgho.
Saṅghaṃ namāmi.

(拝礼)

世尊の弟子の集い[サンガ]は正しい修行実践をするものです。

私は、サンガに敬礼いたします。

導師による供養の偈^①
Yam amha kho mayaṃ
bhagavantam saranam gatā,
(uddissa pabbajjitā^②) yo no bhagavā
satthā yassa ca mayaṃ bhagavato
dhammaṃ rocema.

Imehi sakkārehi taṃ bhagavantam
saddhammaṃ sasaṅgham^③ abhipūjayāma.

私たちは世尊を拠り所にして行く者です。

[出家者にとって]世尊は私たちの教主であり

私たちは世尊の法を喜ぶ者です。

私たちはかの世尊を、正法を、そしてサンガを、共に心よりの恭敬によって供養いたします。

* 朝課と同様でタイサンガで最も多く使われている誦誦経本 Monpithi とは導入部の編集が異なっている。Monpithi では三宝供養の辞(本書 p. 44)が始めに唱えられる。

① 通常この供養の偈文はマハーニカイ系寺院では誦唱されない。

② 在家者が同誦している場合、()内の文は誦唱されない。

③ 英訳版(Ordination Procedure)は sasāvaka-saṅgham

(導師)

Handa dāni mayantaṃ
bhagavantaṃ vācāya abhigāyitaṃ
pubbabhāganamakāpañceva
buddhānussatinayaṃ ca karoma se.

今、私たちは、まず心を仏の憶念に赴
かせるため

語句をもって世尊を称賛しましょう。

Namo tassa bhagavato arahato
sammā-sambuddhassa.

阿羅漢であり、正等覚者である
かの世尊を、私は礼拝いたします。

(三回)

Buddhānussati

Taṃ kho pana bhagavantaṃ
evaṃ kalyāno kittisaddo abbhuggato,

世尊の善き名声は讃えられ、このよう
に拡がっていきました ………

Iti pi so bhagavā
arahantaṃ
sammāsambuddho,
vijjācaraṇasampanno
sugato
lokavidū,
anuttaro
purisadammasārathi
satthā devamanussānaṃ
buddho
bhagavā' ti.

実に、かの世尊は
阿羅漢であり
正しく自ら一切を覚った方であり
明智と実践が完全である方であり
覺りに到達しえた幸福な方であり
この世界を明瞭に知る方であり
最上、最高なる者であり、すべての人間
を調御するに巧みな方であり
神々や人間を教え導く方であり
仏であり
世尊である、と。

Buddhābhigīti

(導師)

Handa mayaṃ buddhābhigītiṃ
karoma se.

これより、仏への讃歌を、共に唱え
ましょう。

Buddhavārahantavaratādiguṇābhiyutto,
suddhābhiññākaruṇāhi samāgatatto,
bodhesi yo sujanataṃ kamalaṃ
va sūro.

vandāṃ ahaṃ tam araṇaṃ sirasā jinedaṃ.

Buddho yo sabbapāṇīnaṃ
saraṇaṃ khemaṃ uttamaṃ.
paṭhamānussatiṭṭhānaṃ
vandāmi taṃ sirena haṃ.

Buddhasāha smi dāso va
buddho me sāmik’ issaro.
buddho dukkhassa ghātā ca
vidhātā ca hitassa me.
Buddhasāhaṃ niyyādehi
sarīraṃ jīvitaṃ c’ idaṃ,
vandantoḥaṃ carissāmi
buddhasseva subodhitaṃ.

Natthi me saraṇaṃ aññaṃ
buddho me saraṇaṃ vamaṃ,
etena saccavajjena
vaḍḍheyyaṃ satthusāsane.
Buddhaṃ me vandamānena,
yaṃ puṇṇaṃ pasutaṃ idha,
sabbepi antarāyā me
mā hesuṃ tassa tejasā.

修行完成者として、卓絶したこのような徳の行いに相応した仏は、実に、清浄と智慧と悲を為した方であり

あたかも陽光が蓮の花を開かせるように善き人々を目覚めさせました。

私は、敵対するもののない勝利の王に頭を低くして礼拝いたします。

すべての命あるものにとって、最高に安らぐ拠り所であり、第一の憶念の拠り所である仏に、私は心より礼拝いたします。

私は仏の下僕であり、仏は私の自在なる主であります。仏は苦の破壊者であり、そして、私に益をもたらす方であります。

私はこの身体と命を仏に捧げ、善く覚られたその仏に敬意を表わして行動して行きます。

仏が私の最上の拠りどころであり他に私の拠りどころはありません。

この真実の言葉によって、師の教えにおける向上がなされますように。

此処において、仏を礼拝することによる私の徳の探求があり

どうか、その威力により、私に災いをもたらされることがありませんように。

(合掌、平伏して以下の唱文を唱える)

Kāyena vācāya va cetasā vā,
buddhe kukammaṃ pakataṃ mayāyaṃ,

buddho paṭiggaṇhatu accayantam
kālantare saṃvaritum va buddhe.

身体によって、言葉によって、そして
心によって、私から仏に対して為され
た悪しき行いがあります。
以後、充分に留意しますので、どうか
罪をお赦し下さい。

Dhammānussati

(導師)

Handa mayaṃ dhammānussatinayaṃ
karoma se.

これより、法の徳を、共に想いおこし
ましょう。

Svākkhāto bhagavatā dhammo,
sanditṭhiko
akāliko
chipassiko
opanayiko
pacattaṃ veditabbo viññūhī' ti.

法は世尊によって善く説かれたもので
あり
学び、実践する者が自ら見るべきもの
であり
実践することができ、時を待たずに果
の与えられるものであり
来たり見よと言うべきものであり
人々を理想の涅槃の境地に導くもので
あり
智者によって各自に知られるべきもの
であります。

Dhammābhigīti

(導師)

Handa mayaṃ dhammābhigītiṃ
karoma se.

これより、法への讃歌を、共に唱えま
しょう。

Svākkhātātādiguṇayogavasena
seyyo

卓越した精勤、努力の徳の力によって
善く説かれ

Yo maggapākāpariyattivimokkhabhedo,
dhammo kulokapatanā
tadadhāridhārī,
vandām' ahaṃ tamaharaṃ
varadhammam etaṃ,

Dhammo yo sabbapāṇīnaṃ
saraṇaṃ khemaṃ uttamaṃ.
dutiyaṇussatiṭṭhānaṃ
vandāmi taṃ siren' ahaṃ.

Dhammassāhasmi dāso va
dhmmo me sāmikissaro.
dhmmo dukkhassa ghātā ca
vidhātā ca hitassa me.
Dhammassāhaṃ niyyādemi
sarīrañjīvitañcidaṃ,
vandantohaṃ carissāmi
dhammasseva sudhammataṃ.

Natthi me saraṇaṃ aññaṃ
Dhammo me saraṇaṃ varaṃ,
etena saccavajjena
vaḍḍheyyaṃ satthusāsane.
Dhammaṃ me vandamānena,
yaṃ puṇṇaṃ pasutaṃ idha,
sabbhpi antarāyā me
mā hesuṃ tassa tejasā.

道、果、教説、そして解脱に区分される法は、悪しき世界への転落から法行者を守るものであります。

私は、闇を打ち破る、その最上なる法を礼拝いたします。

すべての命あるものにとって、最高に安らぐ拠り所であり、第二の憶念の拠り所である法に、私は心より礼拝いたします。

私は法の下僕であり、法は私の自在なる主であります。法は苦の破壊者であり、そして、私に益をもたらすものであります。

私はこの身体と命を法に捧げ、善く愛られたその法に敬意を表わして行動して行きます。

法が私の最上の拠り所であり
他に私の拠り所はありません。

この真実の言葉によって、師の教えにおける向上がなされますように。

此処において、法を礼拝することによる私の徳の探求があり

どうか、その威力により、私に災いがもたらされることがありませんように。

(合掌、平伏して次の唱文を唱える)

Kāyena vācāya va cetasā vā,
Dhamme kukammaṃ pakataṃ mayāyaṃ,

身体によって、言葉によって、そして
心によって、私から法に対して為され

Dhammo paṭiggaṇhatu accayantaṃ
kālantare saṃvaritum va dhamme.

た悪しき行いがあります。
以後、充分に留意しますので、どうか
罪をお赦し下さい。

Saṅghānussati

(導師)

Handa mayaṃ saṅghānussatinayaṃ
karoma se.

これより、サンガの徳を、共に想いお
こしましょう。

Supaṭipanno bhagavato
sāvakasaṅho,
ujupaṭipanno bhagavato sāvakasaṅho,
ñāyapaṭipanno bhagavato sāvakasaṅho,
sāmīcīpaṭipanno bhagavato sāvakasaṅho,

世尊の弟子サンガは、よく法に従って
修行したものであり
世尊の弟子サンガは真っ直ぐに修行し
たものであり
世尊の弟子サンガは真理の道を修行し
たものであり

yad idaṃ cattāri purisayugāni
aṭṭha purisapuggalā,
esa bhagavato sāvakasaṅho,
āhuncīyyo pāhuncīyyo dakkhiṇīyyo
añjalikaraṇīyo,
anuttaraṃ puññakkhettaṃ lokassā' ti.

信者の尊敬にふさわしく修行したもの
であり
修行によって煩惱が絶たれる四段階に
いる者で、八種のいずれかである者、
これが、世尊の弟子サンガであり
供養を受けるに値するものであり
歓待されるものであり
布施されるべきものであり
合掌されるべきものであり
世間における比類のない、福德の増す
ところ[福田]であります。

Saṅghābhigīti

(導師)

Handa mayaṃ saṅghābhigītiṃ
karoma se.

これより、サンガへの讃歌を、共に唱
えましょう。

Saddhammajō supatipattiguṇādiyutto,
yoṭṭhabbido ariyapuggalasaṅghasetṭo,

sīlādidhammapavarāsayakāyacitto,

vandāmahaṃ tamariyāna
gaṇaṃ susuddhaṃ.

Saṅgho yo sabbapāṇīnaṃ
saraṇaṃ khemamu ttamaṃ.
tatiyānussatiṭṭhānaṃ
vandāmi taṃ siren' ahaṃ.

saṅghassāhasmi dāso va
saṅgho me sāmikissaro.
saṅgho dukkhassa ghātā ca
vidhātā ca hitassa me.
Saṅghassāhaṃ niyyādemi
sarīrañjīvitañcidaṃ,
vandantoḥaṃ carissāmi
saṅghassopatiṇṇataṃ.

Natthi me saraṇaṃ aññaṃ
saṅgo me saraṇaṃ varaṃ,
etena saccavajjena
vaḍḍheyyaṃ satthusāsane.
Saṅghaṃ me vandamānena
yaṃ puṇṇaṃ pasutaṃ idha,
sabbepi antarāyā me
mā hesuṃ tassa tejasā.

善き実践の徳に最もふさわしい妙法から生じる、すぐれた八種の聖者によるサンガは、

戒行などの卓越した法に依るところの身体と心を有する者たちであります。私は、きわめて清浄な聖なる衆を礼拝いたします。

すべての命あるものにとって、最高に安らぐ拠り所であり、第三の憶念の拠り所であるサンガに、私は心より礼拝いたします。

私はサンガの下僕であり、サンガは私の自在なる主であります。サンガは苦の破壊者であり、そして、私に益をもたらす方であります。

私はこの身体と命をサンガに捧げ、善く覚られたそのサンガに敬意を表わして行動して行きます。

サンガが私の最上の拠り所であり
他に私の拠り所はありません。

この真実の言葉によって、師の教えにおける向上がなされますように。

此処において、サンガを礼拝することによる私の徳の探求があり

どうか、その威力により、私に災いをもたらされることがありませんように。

(合掌、平伏して次の唱文を唱える)

Kāyena vācāya va cetasā vā,
saṅghe kukammaṃ pakatam mayāyaṃ,

saṅgho paṭiggaṇhatu accayantam
kālantare saṃvaritum va saṅghe.

身体によって、言葉によって、そして
心によって、私からサンガに対して為
された悪しき行いがあります。
以後、十分に留意しますので、どうか
罪をお赦し下さい。

(夕の勤行終る)

Uddisanādhiṭṭhānagāthā (回向文)

Iminā puñṇakammena upajjhāyā guṇuttarā
ācariyupakārā ca mātāpitā ca ñātakā

suriyo candimā rājā guṇavantā narāpi ca
brahmamārā ca indā ca lokapālā ca devatā
yamo mittā manussā ca majjhataṭṭha verikāpi ca
sabbe sattā sukhī hontu

puñṇāni pakatāni me sukhaṇca tividham
dentu khippaṃ pāpetha vo matam.

Iminā puñṇakammena iminā uddisena ca
khippāham sulabhe ceva
taṇhupādānachedanam

ye santāne hinā dhammā yāva nibbānato
mamaṃ

nassantu sabbadāyeva yatha jāto bhava
bhava

ujucittam sati pañṇā sallekho vīriyam
hinā mārā labhantu nokāsam

kātuṇṇa viriyesu me

願わくは、この功德の行いによって、
すぐれた徳ある和尚、恩ある諸師、
父母、そして親族、
太陽、月、国王、そして有徳の人々、
梵天、帝釈、そして世界の守護神たち、
夜魔、親しき人々、無関係の者や怨敵
の者等、そして、すべての命あるもの
が幸福でありますように。

私のなしたこれらの功德が三種の樂を
与え、あなた方の思いの成就が速やか
になされますように。

願わくは、この功德と追善の行いによ
って、渴愛と執著の断を得ることが
速やかになされ、

[輪廻の]相続において、私の[心にあ
る]劣悪なるものらは、涅槃に至るまで
常に破碎され、生まれ行くその所々の
存在において、

質実心、念、智慧、制欲、精進あり、
劣悪なる悪魔が、私の精進に対して、
[悪事を]なす機会を得ることがないよ
うに。

buddhādipavaro nāto dhammo nāto
varuttamo
nātho paccekabuddho ca saṅgho nāthottaro
mamaṃ
tesottamānubhāvena mārokāsaṃ labhantu
mā.

すぐれた拠りどころである依主、仏陀。
すぐれた最上の依主である法。
依主である独覚。また、よりすぐれた
依主であるサンガの、
それらの、最上の威力により、悪魔に
[悪事の]機会を得させることがありま
せんように。

—— 朝課、夕課の經文和訳編集は以下の文献を参照した。

- ・ “Upasampada-vidhī” (タイ語、2552 年版) pp. 69 -96
- ・ “Monphithī plee Thai” (タイ語、1999 年版) pp. 1 -6 pp. 61 -71
- ・ “Ordination Procedure” (英語、2532 年版) pp. 41 -54
- ・ “Pāli Chanthing with translations” (英語、2544 年版) pp. 57 -66
- ・ “The Book Of Chants” (英語、1995 年版) p. 36
- ・ “Pāli Chanthing Book ” (英語、1978 年版) p. 21
- ・ 『南方仏教・基本聖典』 pp. 5 -6
- ・ 『法と縁起』 p. 190
- ・ 『仏教要語の基礎知識』 p. 99

*三宝供養の辞(朝課・夕課)

Yo so bhagavā araham
sammāsambuddho

svākkhāto yena bhagavatā dhammo

supaṭipanno yassa bhagavato
sāvakaśaṅgho.

Tammayaṃ bhagavantṃ sadhammaṃ
sasaṅghaṃ imehi sakkārehi yathārahaṃ
āropitchi abhipūjayāma.

sādhū no bhante bhagavā
suciraparinibbuto pi,
pacchimā janatānukampamānasā,

ime sakkāre duggatapaṇṇākārabhūte
paṭiggaṇhātu,
amhākaṃ digharattaṃ hitāya sukhāya.

世尊は、煩惱と苦の炎をことごとく消し去った方、すなわち阿羅漢であり、自ら正しく一切法を覚った方であり、法は、その世尊によって善く説かれた真理であり、

世尊の弟子サンガは、善く修行実践する者たちであります。

私たちは、世尊と法とサンガに対し、これら供えるにふさわしい品々と、恭敬によって、礼拝、供養いたします。

世尊が涅槃に入られてから永い年月を経ているといえども、人々に対して為された徳の創造は、その意義が成就され、後の時代を生きる私たちへの励ましとなり続けています。

どうか、幸せ薄い私たちの願い、永きにわたる益と幸福のために為される礼拝、供養お受け取りになりますように。

*通常、マハーニカイ系の寺院の朝課・夕課ではこの三宝供養の辞が最初に唱えられ、その後、p. 30 の Arahāṃ sammāsambuddho bhagavā から始まる唱句が唱えられる。又、寺院によってはパーリ文の文節ごとにタイ語訳文を続けて読誦する経本が使われている。

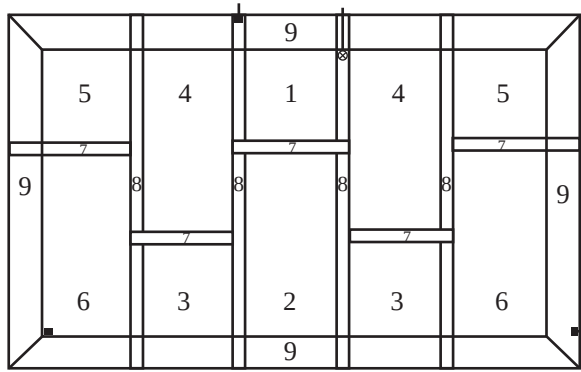
—— 三宝供養の辞の和訳編集は以下の文献を参照した。

- ・ “Monphithī plee Thai” (タイ語、1999 年版) pp. 2-3.
- ・ “Chanting Book” Wat phradhatu doi suthep (英語、2004 年版) p. 6.

PUBBAKICCAM

新比丘の為すべき事・知っておくべき事

五条袈裟の構成図（内側）と各部分の名称



- | | |
|-----------------------------|-----------------------|
| 1. aṭṭhamaṇḍala gīveyyaka | 6. maṇḍala anuvivaṭṭa |
| 2. maṇḍala vivaṭṭa | 7. aṭṭhakusi |
| 3. aṭṭhamaṇḍala jaṅgheyyaka | 8. kusi |
| 4. maṇḍala anuvivaṭṭa | 9. anuvāta |
| 5. aṭṭhamaṇḍala bahanta | |



新比丘の為すべき事・知っておくべき事

1. Bindukappa

点浄

比丘が新しい衣を身につける際に、前もってその一部分に点を打つか小円を描く行法で、通常は衣の隅に南京虫の体より大きく孔雀の眼球より小さい^{しろし}標を、青、泥色、黒褐色の三色のいずれかの色で記す。これは自分の使用品として覚えておくための作法であり、また、^{えじき}^①壊色を為すための行法でもある。

身につける前に点浄をしなければパーチッティヤの罪が科せられる学処があるので、和尚、教授師、あるいは他比丘の役割として新比丘に早急に告げ、この点浄の方法を了知させる。新比丘は先に述べた方法で衣の隅に点浄を為す時、次の語句を声に出して唱えるか、心の中で唱える。

Imaṃ bindukappaṃ karomi

私はこれを点浄します。

点浄は一枚の衣につき一回で良く、着用してから洗濯や染色によって消え去っても再び記す必要はない。

2. Adiṭṭhāna

受持

比丘が使用する資具は、個人の所有物として許可されるが、あるものについては決められた数量、決められた日数を超えることは認められない。

比丘の所有となる資具については、受持(受けて、覚えておくこと)作法をしなければならない。これを怠った場合、その資具(重衣、外衣、内衣、鉢、^③座具の五種につき)を放棄させ、パーチッティヤの罪を科す学処がある。

受持作法をする資具の名を挙げれば、まず三衣と総称されている衣で、(1)サンガーティ(重衣、通常は左肩にかける)、(2)ウッタラーサング(外衣、体全体を覆う)、(3)アントラヴァーサカ(内衣、腰から下を覆う)があり、これらは一枚の衣ごとに受持がなされる。

-
- ① 壊色(dubbhaṇṇa-karaṇa) 執着心を抑制するため、新品の物、美しい物をあえて汚くすること。衣の壊色には点浄—自分の衣と他人の衣の区別をするために衣の隅に青色、黒褐色、泥色で点を付ける方法と、染浄—上記の色で衣の全体を染める方法がある。
- ② パーチッティヤ(pācittiya) 比丘パーティモッカ二七条を七つに分類する内の第五番目。「波逸提」と和訳され、九十二カ条ある。
- ③ 座具(nisīdana) 坐敷、敷具。座る時に敷く布。五種の資具のひとつ。(Ordination Procedure p. 29)

- (4)パッタ(鉢)は一個のみ、(5)ニシーダナ(座具)は一枚のみ受持ができる。
- (6)カンドゥパティッチャーディ(覆瘡衣)は皮膚病を患った下半身を保護するための衣で、受持してから病気が治るまでの期間、一枚のみ使用が認められる。
- (7)ヴァッシカサーティカー(雨浴衣)は雨期に雨が降った時、その雨に打たれて水浴するための衣で、受持したら四ヶ月間一枚が使用できる。
- (8)パッチャッタラナ(敷布)、(9)ムカブンチャナチョーラカ(ハンカチ、タオル)、(10)パリッカーラチョーラカ(資具布、例えば鉢袋、水濾し布などの資具となる布製品)。
- 上記の三種には数量の制限はなく、受持がされていればいつでも使用できる。

— これらの資具を使用するための受持をする際には以下のパーリ文を唱える。

- | | |
|---|--------------------|
| (1) Imam saṅghāṭim adhiṭṭhāmi | 私はこれを重衣にします。 |
| (2) Imam uttarāsaṅgaṃ adhiṭṭhāmi | 私はこれを外衣にします。 |
| (3) Imam antaravāsakaṃ adhiṭṭhāmi | 私はこれを内衣にします。 |
| (4) Imam pattam adhiṭṭhāmi | 私はこれを鉢にします。 |
| (5) Imam nisīdanaṃ adhiṭṭhāmi | 私はこれを座具にします。 |
| (6) Imam kaṇḍu-paṭicchādiṃ adhiṭṭhāmi | 私はこれを覆瘡衣にします。 |
| (7) Imam vassikasāṭikaṃ adhiṭṭhāmi | 私はこれを雨浴衣にします。 |
| (8) Imam paccattharaṇaṃ adhiṭṭhāmi | 私はこれを敷布にします。 |
| (9) Imam mukha-puñcana-colaṃ adhiṭṭhāmi | 私はこれをハンカチ、タオルにします。 |
| (10) Imam parikkhāra-colaṃ adhiṭṭhāmi | 私はこれを資具布にします。 |

— (8)(9)(10)については複数の布を同時に受持することができる。その場合、次の様に語句を変更する。

例えば、(10)の資具布を何枚かまとめて受持する場合はこの様になる。

Imāni parikkhāra-colāni adhiṭṭhāmi 私はこれらを資具布にします。

— 受持作法には、身体によるものと、句の発語によるものがある。

身体による作法は、受持の語句を心に念じつつ、受持する資具を手で触れる、あるいは、撫でることによってなされる。

発語による作法は、語句を声に出し、資具に直接触れないで受持するもので、この場合は二つの方法に分けられる。

① 受持する資具が一手の間の内側にある場合

② 受持する資具が一手の間の外側にある場合

身体から 50cm 以上、1m25cm 以内のところに資具がある場合(①)は、先に示した受持の語句を用いる。

一手の間の外側にある資具を受持する場合(②)は、定型語句の指示代名詞 *Imaṃ* を *Etaṃ* に変え、*Imāni* を *Etāni* に変えて唱える。

例えば、前ページ(10)の資具布を受持する場合はこのようになる。

一枚のみ

Etaṃ parikkhāra-colaṃ adhiṭṭhāmi 私はそれを資具布にします。

複数枚

Etāni parikkhāra-colāni adhiṭṭhāmi 私はそれら資具布にします。

— 受持の取り消し (*paccuddharaṇa*) 作法。

一枚(一個)の資具として定めて受持したものがあり、比丘がそれを新しいものに変えることを欲した場合は、まず元の資具の使用を止めなければならない。これを「受持の取り消し」あるいは「受持の放棄」という。

例えば、(1)のサンガーティ(重衣)の受持を取り消す場合はこの様に唱える。

Imaṃ saṅghāṭiṃ paccuddharāmi 私はこの重衣[の受持]を取り消します。

他の資具の受持を取り消す場合、上の語句の資具名を変える。

新しい資具として着る衣は、染色をしてから点浄、受持を行う。

① 一手の間 (*hatthapāsa*) 手を伸ばせば届く距離で、約 1m25cm。(P. A. Vo. T. p. 468)

3.*Vikappa

浄施

受持した衣以外の布で、少なくとも長さが八指^①、幅が四指程度はあり、縫い合せて衣の一部として使うことのできるものを余衣 (atirekacivara) という。

比丘がこれを自己のものとする権利があるのは十日間で、その期間を超えたらニッサギヤパーチッティヤ罪が科せられ、その物を放棄(捨)させる学処がある。

比丘が受持した以外の物を使うことを望む場合は、他比丘と所有権を共にするという方法がある。これは浄施(vikappa)と呼ばれていて、比丘と共にいる沙弥に対して浄施することが許されている。浄施には対面浄施と展転浄施(非対面の浄施)があり、又、浄施に対する還与の作法がある。

1. 対面浄施(sammukhāvikappanā)

浄施するものを受者に渡す際に「～をあなたに浄施します」と言って、相手に預けておく作法。

衣の浄施

—— 一手の間にある浄施の相手に対面して以下の様に告げる。

一枚のみ *Imaṃ cīvaraṃ tuihaṃ vikappemi.* 私はこの衣をあなたに浄施します。

- ・ 衣が複数枚の場合は、*Imaṃ* を *Imāni* に、*cīvaraṃ* を *cīvarāni* に変え、相手が一手の間の外にいる場合は、*Imaṃ* を *Etaṃ* に、*Imāni* を *Etāni* に変える。
- ・ 相手が比丘で、施者より法臘が多い場合は、*tuihaṃ* を *āyasmato* に変える。

鉢の浄施

—— 一手の間にある受者に対面して以下の様に告げる。

一個のみ *Imaṃ pattam tuihaṃ vikappemi.* 私はこの鉢をあなたに浄施します。

- ・ 鉢が複数個の場合は、*Imaṃ* を *Ime* に、*pattam* を *patte* に変え、相手が一手の間の外にいる場合は、*Imaṃ* を *Etaṃ* に、*Ime* を *Ete* に変える。
- ・ 受者が比丘で、施者より法臘が上の場合は、*tuihaṃ* を *āyasmato* に変える。

* タイ語原本 p. 52、英語版 p. 31、共に *vikappa* としている。PTS は *vikappana* , *vikappanā*

① 八指 タイ語原本では 8niu で、約 16,64cm。英語版では 8inches で、約 20,32cm。律蔵(南伝)では八咫尺指となっているので、この数値の二倍以上になる。

2. *展転淨施 (parammukhāvikappanā)

同法の者^①いずれかの、現前に対面していない者への淨施作法。

衣の淨施

—— 現前の同法の者に対し、声に出して以下の様に告げる。(現前に対面していない者の名をウッタラとし、施者より法臘が少ないと仮定して…)

一枚のみ Imam cīvaraṃ Uttarassa bhikkhuno vikappemi. 私はこの衣をウッタラ比丘に淨施します。

- ・ 施者より法臘が上の場合は、Uttarassa bhikkhuno を āyasmato Uttarassa に変える。
- ・ 衣が複数の場合、鉢を単数、又は、複数淨施する場合、一手の間の外にある場合などによる用語の変更は 1. の対面淨施の様式と同じ。

3. 返還

淨施した衣を使用する比丘は、受者に返還を願いでなければならない。

それを為さずに、まだ還与の為されていないものを使用したら、両者が親厚想^②なる親密な間柄であるとされる場合を除き、パーチッティヤ罪が科せられる。

衣の還与

—— 施者と一手の間で対面する受者(施者より法臘が上の場合)は以下の様に衣の還与を告げる。

一枚のみ Imam cīvaraṃ mayhaṃ santakaṃ 私の所有物のこの衣を
paribhuñja vā visajjhi vā あなたは使用するなり、捨てるなり、適宜に処分しなさい。
yathāpaccayaṃ vā karohi.

* 律蔵／經分別／パーチッティヤ第五十九条の条文解釈には展転淨施(非対面の淨施)の作法が記されているが、原本を含むタイサンガの律解説書にはその簡略化されたものか、展転淨施を除外し、対面の淨施作法のみを記しているものがほとんどで、その内容は律蔵のものと同じではない。展転淨施の行法について、パーリ文は PTS VINAYAPIṬAKAṀ IV p.122。和訳文は『南伝 第二巻 律蔵二』p.193。パーチッティヤ第五十九条のタイ語訳文はタイ版三蔵第四巻 pp. 637-677。解説文は平川彰『二百五十戒の研究、II』p.407。

① 同法の者(sahadhammika) 信仰(法)を同じくする者で、比丘、比丘尼、式叉摩那、沙弥、沙弥尼。

② 親厚想(vissāsa) 親しい間がらにある他者の物を、互いに利用しあう物と見なす事。

- 受者、つまり還与する者の法臘が施者より少ない場合は、paribhuñja を paribhuñjatha に、visajjehi を visajjetha に、karohi を karotha に変える。(衣が複数の場合も同じようにする)
- 資具の名前、数量、物の置かれている状況による語句の変化は、浄施の際の用語法と同じになる。
- 還与された衣は持ち主が二人いると見なされるので、受持衣として使用する際はその使用を願いでるか、親厚想により自分の使うものと定めてから用いる。
- 浄施した鉢は還与がなされていなくとも、「浄施された鉢」として使用することができる。ただし、自分のものとして使う時は還与をさせ、それから新たに受持をする。

— パーチッティヤ第五十九条、「浄施」に関する注記文

浄施(vikappeti, vikappana)とは、比丘が所有を許されたる以上の財物ある時、これを他に施与してその罪を免れることにして、この場合、実際に与える場合と、単に形式的に与える場合との二つあり、実際に与えし時はさらに対者がこれを還与せざる限り、これを着用すべからずとするものこの戒の意なり。

『南伝 第二卷 律蔵二』p.283, 波逸提(pācittiya)第五十九条 注記 48

4. Āpatti-paṭidesanam

告罪

すべての比丘は仏陀が制定された律のもとにあり、規律に添った行いを為さなければならない。その規律への侵犯を罪(āpatti)と呼ぶ。

罪はその動機により二種になり、改めることのできない罪は不可治罪(atekicch - āpatti)、改めることのできる罪は可治罪(satekicchāpatti)といわれる。

前者、つまり不可治罪となるパーラージカ(pārājika 波羅夷)と呼ばれる罪を犯した者はその比丘性が失われ、サンガの人々と一緒に生活することは出来なくなる。その者は集団から去らねばならず、再得度はできない。

後者、すなわち可治罪は二種に分けられる。

ひとつは重罪(garukāpatti)と呼ばれるサンガーディセーサ(saṅghādisesa 僧残)であり、その罪からの解除はサンガによって為される。

それに対して軽罪(lahukāpatti)と呼ばれるものがあり、それらは罪名によって以下の様に分かれる。

- (1) トウツラッチャヤ(thullaccaya 偷蘭遮)

サンガーディセーサに準ずる罪で未遂罪になるもの。

- (2) ニッサッギヤパーチッティヤ(nissaggiya pācittiya 捨墮)

学処^①のニッサッギヤパーチッティヤ三十条のいずれかに違反した罪。

- (3) パーチッティヤ(pācittiya 波逸提)

学処のパーチッティヤ九十二条のいずれかに違反した罪。

パーティデーサニーヤ^②(pāṭidesanīya 波羅提提舍尼)

受けてはならない食物を受けた過失罪で、具体的には学処のパーティデーサニーヤ四条のいずれかに違反した罪。

- (4) ドウッカタ(dukkata 惡作・突吉羅)

悪い事を為したと自ら反省する罪。故意に為した場合は告罪する。

- (5) ドウッバーシタ(dubbhāsita 惡語・惡說)

言葉による罪惡で、ドウッカタに準ずるもの。

① 学処(sikkhāpada) 比丘、比丘尼が学ぶべき戒律。パーティモッカの戒律箇条。

② パティデーサニーヤ(pāṭidesanīya) 他の罪と異なり学処の条文に告罪法が記されているので次ページからの応用例に於いては除外する。

これらの軽罪の解除は他比丘への罪の告白、つまり告罪によって為されるものであり、ただ一名の比丘に対してであってもそれは可能である。

* 告罪の様式 1 / 原本 Upasampadavidhī pp. 54-59

以下の唱文の（ ）中に前ページのいずれかの罪名(単数・複数)を入れて唱える。
—— 五種ある罪名の語形変化は以下の通り。

(単数)

(複数)

(1) thullaccayaṃ

(1) thullaccayāyo

(2) nissaaggiyaṃ pācittiyaṃ

(2) nissaaggiyāyo pācittiyāyo

(3) pācittiyaṃ

(3) pācittiyāyo

(4) dukkaṭaṃ

(4) dukkaṭāyo

(5) dubbhāsitaṃ

(5) dubbhāsītāyo

—— 新参比丘^①が古参比丘に対して告罪する場合の定型文。

① 新 ahaṃ bhante

尊師よ、私は

(罪名) āpattiṃ

(罪名) を

āpanno taṃ paṭidesemi

犯しました。それを告罪します。

② 古 passasi āvuso

君は[罪を] 見ていますか。

③ 新 āma bhante passāmi

はい、尊師よ、

私は[罪を] 見ています。

④ 古 āyatiṃ āvuso saṃvareyyāsi

君は以後、慎んでください。

⑤ 新 sādhu suṭṭhu bhante saṃvarissāmi

尊師よ、私はよく慎みます。

* タイサンガには告罪の様式が数種ある。原本以外の作法は APPENDIX II pp. 96-99

① 新参比丘 ここでは新人比丘の事が意味されているのではなく、告罪する際に法臘の少ない側の比丘が新参比丘の立場になる事が意味されている。

— 古参比丘が新参比丘に対して告罪する場合の定型文。

- | | | |
|-----|--|---------------------------------------|
| ① 古 | ahaṃ āvuso
(罪 名) āpattiṃ
āpanno taṃ paṭidesemi | 君よ、私は
(罪 名) を
犯しました。それを告罪します。 |
| ② 新 | passatha bhante | 尊師は[罪を] 見えていますか。 |
| ③ 古 | āma āvuso passāmi | 然り、君よ、
私は[罪を] 見えています。 |
| ④ 新 | āyatiṃ bhante saṃvareyyātha | 尊師は以後、慎んでください。 |
| ⑤ 古 | sādhū suṭṭhu āvuso saṃvarissāmi | 君よ、私はよく慎みます。 |

— 告罪の作法・応用例 —

告罪の作法は三種に分けることが出来る。具体的な例をあげて以下に示す。

1. 一つの罪名の中の一つの事柄を一回犯した場合。

例えば、比丘が、「^{*}病気でないのに傘をさして村に入る」ことはドゥッカタ
(dukkaṭa 悪作・突吉羅) になるが、新参比丘がこれを一回行い、古参比丘
に告罪する場合、() 内の罪名の前に ekam (一つの) を入れて告げる。

- | | | |
|-----|---|--|
| ① 新 | ahaṃ bhante
(ekam dukkaṭam) āpattiṃ
āpanno taṃ paṭidesemi | 尊師よ、私は
(一つのドゥッカタ) 罪を
犯しました。それを告罪します。 |
|-----|---|--|

② ～ ⑤ までは p. 60 の定型文と同じ。

2. 一つの罪名の中の一つの事柄を多数回(二回以上)犯した場合。

例えば、「病気でないのに傘をさして村に入る」ことを三回行った新参比丘
が、古参比丘に告罪する場合、() 内の罪名の前に sambahulā(多くの)
を入れて告げる。

^{*} 通常、比丘が傘(chatta 傘蓋)をさして外出することは認められていないが例外規定がある。

1. 病者に傘を許す。2. 病者も無病者も僧園と、僧園の近辺にては傘を持することを許す。

『南伝 第四卷 律蔵四』 pp.199-200

- ① 新 ahaṃ bhante 尊師よ、私は
 (sambahulā dukkaṭāyo) āpattiyo (多くのドゥッカタ) 罪を
 āpanno tā paṭidesemi 犯しました。それらを告罪します。

② ～ ⑤ までは p. 60 の定型文と同じ。

— 二回であったら sambahulā (多くの) を dve (二つの) に変える。

3. 一つの罪名の中の様々な事柄の、二件以上を犯した場合。

例えば、「病気でないのに傘をさして村に入る」「視線の慎みがない」「*綿の入った敷物に座る」という、ドゥッカタ (dukkata 悪作・突吉羅) になる事柄が多種あったら、罪名の前に sambahulā nānāvattukāyo (多くの、様々な) を入れて告げる。

- ① 新 ahaṃ bhante 尊師よ、私は
 (sambahulā nānāvattukāyo dukkaṭāyo) (多くの、様々なドゥッカタ) 罪を
 āpattiyo āpanno tā paṭidesemi 犯しました。それを告罪します。

② ～ ⑤ までは p. 60 の定型文と同じ。

— 二件であったら sambahulā を dve に変える。

— 五種に分けた罪の中の (5) ドゥッバーシタ (dubbhāsita 悪語・悪説) は、からかいや冗談の際の言葉使いのみなので、告罪の際に nānāvattukāyo (様々な) の語句は用いない。

— 同分の罪 (sabhāgāpatti) を犯した比丘、例えば、余衣を十日を超えて所持した比丘同士が懺悔をし、告罪を受けることは禁じられている。その場合は同じサングの他の比丘に対して告罪させる。

— 他者に為した事柄でドゥッカタ罪を科せられた者はいずれかの比丘に告罪する前に、その人(当事者)に対して罪の事柄を告げる。

— 罪の告罪は、その罪の事柄や数量に準じて行われるものであり、告げる罪名の誤りは認められない。

— 異なった罪名の事柄を一緒にして、一度に告罪することは出来ないが、罪の中の事柄と数量については少ないものを多く表すことは出来る。

* 綿の入った敷物であっても、比丘が自ら設けたものでなければ坐っても罪にはならない。

— 世尊は「比丘達よ、在家人の〔設けた〕臥所、座所に坐すことを許すが、臥すべからず。」と、このように述べられた。 タイ版三蔵(マハーマクット版)第九卷／律蔵、小品／p. 163.

例えば、違反を二回した場合でも sambahulā (多くの)と表したり、一つの事柄であっても nānāvattukāyo (様々な)と表すことは可能である。

— *布薩日であるその日、サンガ集会に入りパーティモッカ(比丘戒律の条文を集めたもの)を聞く前に、まず告罪をし、自分自身を清浄にしておかなければならない。

* 布薩日 布薩(uposatha)は同一界内に在住する比丘が半月間の行為を反省する行持で、満月の日と新月の日が布薩日となる。四人以上の比丘サンガでは全員が出席してパーティモッカの誦唱がなされる。

その、パーティモッカの事前行事(pubbakiccaṃ)に、布薩に参加しない者たちの清浄(pārisuddhi 比丘に戒律違反がないことの伝言)についての項目があり、病気で布薩を欠席せざるを得ない比丘の清浄は次の手順で伝えられ、サンガに告げられる。

1. 病比丘は一人の比丘に清浄を伝える。(伝える相手の比丘が病比丘より出家年数の少ない者であると仮定して)

Pārisuddhiṃ dammi, Pārisuddhiṃ me hara, Pārisuddhiṃ me ārocehi.

私は清浄を託します。私の清浄を伝え、[サンガに] 告げて下さい。

2. 伝えられた比丘は病比丘の清浄をサンガに告げる。(病比丘の名を Uttara として)

Āyasmā bhante Uttaro gilāno pārisuddho' ti patijāni pārisuddho' ti taṃ saṅgho dhāretu.

尊師の皆さん、病者ウッタラは清浄であると宣誓しています。サンガは彼を清浄であると覚えおき下さい。

通常、清浄を伝える場合は志欲(chanda 布薩と会議に関する委任)も同時に行われる。志欲を伝える作法や、その時用いるバリー語の語形変化についてはタイサンガの律文献(タイ語、英語)に詳細な記載がある。(Vi. T. II, pp. 92-95) (Vi. E. II, pp. 97-99)

ミャンマーサンガに於ける同様の行法については、ウ・ウェーブッラ長老『仏教儀式集』pp. 87-88.

5. Vidhi-paccavekkhana-catupaccaya

四依の省察法

衣、托鉢食、住居、医薬は、それぞれが比丘の必需品で、資具(paccaya 依りどころ)と呼ばれるそれらは、比丘の日々の生活を支えるものである。

その数にしたがって「四依」とまとめられていて、比丘の生活慣習となる依りどころが意味されている。その四依の使用にあたっては、美しさ、味わいなどを望まず、それが比丘の修行生活の保持に有益なものとなるよう意図する。

好ましく、意にかなうものを得ても、それに執着しないよう心を抑えることを知り、好まないものを得ても心を制し、それを嫌って捨てるようなことのないように知らしめることが第一に挙げられる。そして、憶念(sati)すること。つまり、何かを為す前にそのことを了知し、為した後に覚えておくことであり、この憶念の修習は比丘の、その修行生活を充実させるにふさわしい行法となる。

その様な理由によってこの修法が考えられたのであり、その教えに従い、比丘が四つの依りどころを使用する際には次の様に省察する。

Paṭisaṅkhā yoniso cīvaraṃ paṭisevāmi
yāvad eva sītassa paṭighātāya
uṇhassa paṭighātāya
ḍaṃsa-makasa-vātātapa-sirimsapa-
samphassānaṃ paṭighātāya
yāvadeva hirikopinapaṭicchādanatthaṃ.

Paṭisaṅkhā yoniso piṇḍapātaṃ paṭisevāmi
neva davāya na madāya
na maṇḍanāya na vibhūsanāya
yāvadeva imassa kāyassa ṭhithiyā
yāpanāya vihiṃsuparatiyā
brahmacariyānuggahāya
iti purāṇaṃ ca vedanaṃ
paṭisaṅkhāmi navaṇ ca vedanaṃ
na uppādessāmi,

私は、理にかなった観察をして衣を受用します。

寒さを防ぐため、暑さを防ぐため、
アブ、蚊、風と炎熱、蛇に触れることを
防ぐため、
陰部を覆い隠すためのみに受用します

私は、理にかなった観察をして托鉢食を受用します。

戯れのためではなく、慢心のためではなく、飾りのためではなく、美装のためではなく、ただこの身を保持し、生かし、傷を癒し、仏道修行を扶助するためのみに受用します。

こうして、私は古い感受を鎮め、新しい感受を生じさせることなく、これか

yātrā ca me bhavissati anavajjatā ca
phāsu-vihāro cāti.

Paṭisaṅkhā yoniso senāsaṇaṃ paṭisevāmi,
yāvadeva sītassa paṭighātāya,
uṇhassa paṭighātāya,
ḍaṃsa-makasa-vātātapa-siriṃsapa-
samphassānaṃ paṭighātāya,
yāvad eva utuparissaya-vinodanaṃ
paṭisallānārāmatthaṃ.

Paṭisaṅkhā yoniso gilāna-paccaya-
bhesajja-parikkhāraṃ paṭisevāmi,
yāvad eva uppannānaṃ veyyābādhikānaṃ
vedanānaṃ paṭighātāya,
abyāpajjhāparamatāyā ti

らの私の生活は罪過のない、安らかな
ものになるでしょう。

私は、理にかなった観察をして房舎を
受用します。

寒さを防ぐため、暑さを防ぐため、
アブ、蚊、風と炎熱、蛇に触れることを
防ぐため、
季節のさわりを除き、独り坐すことを
楽しむためのみに受用します。

私は、理にかなった観察をして医薬を
受用します。

生起した病気の苦痛を取り除き、
健康に過ごすためだけに受用します。

この誦文は^{*}彼刹那省察(taṅkhaṇika-paccavekkhana)と呼ばれ、四依を用いる時にな
すべき観察の行法が意味されている。

日常的な営為にあつて、比丘がその意義を注視するように、そのようにだけ憶
念するように定めた教えである。

例えば、寒さを防ぐために衣を身に着ける時には、この様に思量すべきである。

cīvaraṃ paṭisevāmi, yāvad eva sītassa paṭighātāya, 私は寒さを防ぐためのみに衣を
受用します。

行法によって意義を得させるように省察することの方が、意味を理解しないま
までパーリ語文を想い起こすことよりも大切なのであるが、タイ語(国語)だけを
用いると省察が緩慢になってゆくことがあり、過去の時代の阿闍梨(ācariya)もそ
の様に思量していたと考えられるので、ここでは行法への思いをより強くさせる
ためにパーリ語文を用いている。

憶念なくして四依を用いた後には、反省する為の次の様な省察行法が示されている。

^{*} 彼刹那省察 この誦文と次ページの過去省察はタイサンガの多くの寺院で毎日の勤行の際に誦
唱されている。

Ajja mayā apaccavekkhitvā yaṃ
cīvaraṃ paribhuttaṃ,
taṃ yāvad eva sītassa paṭighātāya,
uñhassa paṭighātāya,
ḍaṃsa-makasa-vātātapa-siriṃsapa-
samphassānaṃ paṭighātāya,
yāvad eva hirikopinapaṭicchādanatthaṃ.

Ajja mayā apaccavekkhitvā yo
piṇḍapāto paribhutto,
so neva davāya na madāya
na mañḍanāya na vibhūsanāya,
yāvad eva imassa kāyassa ṭhitiyā
yāpanāya vihiṃsuparatiyā
brahmacariyānuggahāya,
iti purāṇaṃ ca vedanaṃ
paṭihaṅkhāmi navaṇ ca vedanaṃ
na uppādessāmi,
yātrā ca me bhavissati anavajjatā ca
phāsu-vihāro cāti.

Ajja mayā apaccavekkhitvā yaṃ
senāsanaṃ paribhuttaṃ,
taṃ yāvad eva sītassa paṭighātāya,
uñhassa paṭighātāya,
ḍaṃsa-makasa-vātātapa-siriṃsapa-
samphassānaṃ paṭighātāya,
yāvad eva utuparissaya-vinodanaṃ
paṭisallānārāmatthaṃ.

Ajja mayā apaccavekkhitvā yo gilāna-
paccaya-bhesajja-parikkhāo paribhutto,

今日、
省察することなく使用した衣は、
寒さを防ぐため、暑さを防ぐため、
アブ、蚊、風と炎熱、蛇に触れることを
防ぐため、
陰部を覆い隠すためのみに使用するも
のであります。

今日、
省察することなく食した托鉢食は、
戯れのためではなく、慢心のためでは
なく、飾りのためではなく、美装のた
めではなく、ただこの身を保持し、生
かし、傷を癒し、仏道修行を扶助する
ためのみに食するものであります。
こうして、私は古い感受を鎮め、新しい
感受を生じさせることなく、これか
らの私の生活は罪過のない、安らかな
ものになるでしょう。

今日、
省察することなく使用した住居は、
寒さを防ぐため、暑さを防ぐため、
アブ、蚊、風と炎熱、蛇に触れることを
防ぐため、
季節のさわりを除き、独り坐すことを
楽しむためのみに使用するものであり
ます。

今日、
省察することなく使用した医薬は、

so yāvad eva uppannānaṃ
veyyābādhikānaṃ vedanānaṃ paṭighātāya,
abyāpajjhaparamatāyāti

生起した病気の苦痛を取り除き、
健康に過ごすためだけに使用するもの
であります。

この誦文は過去省察(atīta-paccavekkhana)と呼ばれ、過ぎ去った時に於ける観察の
ことであり、憶念して事柄に思い至るように促すための行法である。

省察の目的

Buddhadasa bhikku

省察(paccavekkhana)という語の意味は、観ること、あるいは特定のものに意を注
ぐことですが、ここでは比丘や沙弥がその日々の生活で使用する事となる四つ
の依りどころ(catupaccaya)、つまり、衣、托鉢食、住居、医薬への詳細で理にかな
った観察が意味されています。

この省察には、修行者の煩悩、特に美しさ、享楽、美食などに対する渴愛(taṇhā)
によって依りどころとなるものを使用する過ちを防ぐ目的があります。

釈尊は修行者たちに四依の省察を促しました。

それは、すべてのものは形成されたものとしてあるだけで、固定的な実体をも
つものではなく、厭うべき(愛着すべきでない)ものであることを常に憶念させる
ことによるものです。修行者は気持ちを緩めることなく、また新たな煩悩の通り
道とならないよう、使用するそれらに関して気づき(sati)、正しく知る(sampajañña)
べきであり、自分自身が本当に必要とする最小限のものをを用いるのです。

このように、四依の省察は修行者の生活と梵行を成就させることをその目的に
しています。

出家した者が、述べてきたような省察の行法を行うことがなかったら、彼は出
家者でありながら真の出家者のあり方を生きていないという錯綜した心理状態に
陥ってしまいます。在家者であったころの、あれが欲しい、これが欲しいと自ら
を惑わす習慣的な欲動。その煩悩に悩まされ、ついには出家者であることに耐え
ることができず、還俗しなければならぬ状態にまで至ってしまうことは、比丘
や沙弥として生きる者にとって大きな災いであるといえます。

そのような状態に至らないためにも、私たち出家修行者はこの四依の省察を重要な行法として捉え、放逸になることなく努力してこれを行うのです。

この省察という言葉はその意味するところが広く、「法の語句の観察」までも含みます。

ある法の語句を理解し、深い感嘆の思いを生じさせるために、常々、そして繰り返し検証をし、導かれたその法の語句を用いて自己の修行を完成に向かわしめることが、等覚支(sambojjhaṅga 悟りを得るための手段)における択法(dhammavicaya 教えの中から真実の教えを選択すること)とされる観察のありかたです。

数多くの教えの中から、修行者自身の気質や行動様式にそった法の語句を選ぶことは、その者をして法に住まう心地良さに導くことであり、修行生活を支え励まし、真理へ向かう歩みをより増進^{たぐ}させるものとなるのです。

修学のためであれ、自己の思いを質^{たぐ}す機会としてであれ、多くの法の語句から相応なるものを選び、それに省察を加えることは修行者が常に行うべきことです。

比丘や沙弥が省察を為す際によく用いられる語句がパーリ聖典にあり、それが「*出家者が常々省察すべき法」と一般的に呼ばれているものです。

四依、あるいは法の語句の日常的な省察を、放棄してはならない必須事項として常に念頭におき、出家修行者となった者は怠ることなくそれを為して行くのです。

ブッタタート比丘

— この「省察の目的」は、ブッタタート比丘の著作『出家者への教誡 I』の一部、p.71～p.72, 及び p.83～p.85 を和訳編集したもの。

* 本書 p. 27 に和訳文。タイサンガには、省察すべき法として、勤行の際に比丘や沙弥にタイ語訳文の十項目を唱えさせる寺院もある。

6. Ārakkha-kammaṭṭhāna

* 守護業処

心修習 (citta-bhāvanā) とは心を修練することであり、比丘にとって義務の一つとなるものである。そこで、業処^{ゴッショ①} とよばれる憶念のための行法が教えられてきた。

業処には、病気を治し身体を保護するための薬が何種類もあるように、心を良く保持するためにふさわしい様々な行法がある。

ここでは「守護業処」を、仏随念、慈、不浄、死念の四種に分けて説明する。

1. 仏随念 (buddhānussati)

ここにある araham (阿羅漢) という短く、覚えるのにふさわしい語句は、煩惱と悪業から離れた清浄な人を意味する。

buddho (仏) とは、知者であり、睡眠に喩えられる迷妄のない、つまり目覚めた人であり、欠けるところのない完全な人を意味する。

— 詳細な憶念のための語句は次の様なものである。

Iti pi so bhagavā

araham

sammāsambuddho

vijjācaraṇasampanno

sugato

lokavidū

anuttaro

purisadammasārathi

sattā devamanussānaṃ

buddho

bhagavā.

かの世尊は

阿羅漢であり

正しく自ら一切を覚った方であり

明智と実践が完全である方であり

覚りに到達しえた幸福な方であり

この世界を明瞭に知る方であり

最上、最高なる者であり、すべての人間

を調御するに巧みな方であり

神々や人間を教え導く方であり

仏であり

世尊であります。

2. 慈 (mettā)

自己のみを想うのではなく、命あるものに対して、その幸福と成長を望むこと。

— 憶念のための語句は次の様なものである。

* 心を静める行法。ここでは「慈」を四梵住(慈、悲、喜、捨)の第一の項目として解説している。

① 業処 (kammaṭṭhāna) 心修習のための所縁(認識、集中の対象)として定める処、その方法、手段。心を静める行のための業処は「止の業処」。明瞭な智を生じさせるための業処は「観の業処」。止の業処は、十遍、十不浄、十随念、四梵住、四無色など四十の業処。(P. A. Vo. T. pp. 13-14)

sabbe sattā

averā

abyāpajjhā

anīghā

sukhī

attānaṃ pariharantu

すべての命あるものは

恨みがなく

怒りがなく

苦しみがなく

幸せである自己を

守るものであれよ

この教えにおける慈心の拡大は、たとえば「民族愛」といわれる特定の集団の人々だけ愛することを促すような心の修練のためではなく、その様な限定を持たずに為されるのが常である。

— 苦しみにあるものと出会った時、憐れみの心をもってその苦からの離脱を願い、助けようと思うことは悲(karuṇā)であり、憶念のための語句は次の様なものである。

[すべての命あるものは]

dukkhā pamuccantu

苦しみから解き放たれるように

— 歡びにあるものと出会った時、おのれの心をそのものの気持ちに添わせることは喜(muditā)であり、憶念のための語句は次の様なものである。

[すべての命あるものは]

mā laddha sampattito vigacchantu

その得たるものを失うことのないように

— 歡びにあるものに気持ちを添わせたら、平等な心で、不幸にしてそのようでないもののことを思うことは捨心^①であり、憶念のための語句は次の様なものである。

kammassakā

kammadāyādā

kammayonī

kammabandhū

kammaṭṭisaṇṇā

[すべての命あるものは]

業を所有し

業を領受し

業を母胎とし

業を縁者とし

業を拠り所とし

① 捨心(upekkhā) 中庸であり、好悪によって揺らぐことのない状態にある心。原因に相應して生じる結果を智慧によって観察する時の、喜ぶことも、喜ばないこともない平常な心。(P.A.Vo. T. p. 562)

yaṃ kammaṃ karissanti
kalyāṇaṃ vā
pāpakaṃ vā
tassa dāyādā bhavissanti

かれらが、為すであろう業が
善であろうと
悪であろうと
それを領受するのである

3. 不浄^① (asubha)

— 不浄を要約して憶念するための語句として、皮五法がある。

kesā	頭髮	taco	皮膚
lomā	体毛	dantā	齒
nakhā	爪	nakhā	爪
dantā	齒	lomā	体毛
taco	皮膚	kesā	頭髮

それらを思う時には、色、形状、臭気、生じている処、有る処を素直な心持ちで観察し、美しくなく、不潔で厭うべきものとして見定める。

4. 死念^② (maraṇassati)

— 死を憶念するための語句は次の様なものである。

marāṇa dhammomhi
maraṇaṃ anatīto

死は定めであるから、
死を逃れることはできない

自己の生きてゆく方向を正しく思い定め、死のありようを信認し、心を萎縮させることなく、為すべき事をただちに為して完了させる。

① 不浄 (asubha) 屍体の腐敗相を観察する行法は十不浄であり、生身に対する不浄業処は、身体を三十二の部分にして観察するもので、身至念 (kāyagatāsati) といわれる。皮五法の修習法についてブッダゴーサは「業処を作意する時には第一に語より誦誦 (音誦) をなすべき」とし、さらに「皮の五種等を区切りて、順と逆によりて誦誦すべし。即ち、髪、毛、爪、齒、皮と言って、更に逆に、皮、齒、爪、毛、髪と言うべし」と記す。『南伝 六十二卷 清浄道論 二』 pp. 28-29. パーリ聖典の十不浄に関する経は、長部經典の大念处経、中部經典の念处経。不浄観の修習法は APPENDIX II pp. 100-103.

② 死念 (maraṇassati) 自然法則として自身に必ず訪れる死を憶念することで、不善なる事柄から離れ、放逸で恐怖しない心が生じる。(P.A.Vo.T. p. 298) 死念の修習法は APPENDIX II pp. 108-110.

7. Vassāvāso

雨安居

* 比丘は季節が雨期^①に至ったら一ヶ所に止住し、三ヶ月間の「雨期ごもり」をしてその期間を過ごす。この比丘の慣習を安居(vassa)という。

安居の最初の日を入安居日、あるいは安居の誓願日と呼び、太陰暦の八月、黒分^②の第一日がその日で、太陽暦では七月の満月の日の翌日になる。

もし、太陽暦の七月に満月の日が二回あったら、後の方の満月の日の翌日が入安居日になる。最近では、仏歴 2528 年(西暦 1985 年)、仏歴 2547 年(西暦 2004 年)がこの事例に相当する。

この様になる年もふくめ、暦の進行が先になる太陰暦と太陽暦を調整する「うるう」のある年^③は、太陰暦の八月の後に八月がもう一度加わる。その場合、付け加えた方の八月、黒分の第一日が入安居日となる。

安居をする比丘は、住居を平常な状態にするための修理や清掃をし、内部の使用品についても、それらを清潔にして整えておくことを入安居日の前日までに完了させておかなければならない。

入安居当日は、布薩堂、あるいは精舎内でサンガの比丘衆と共に為される安居の誓願集会に参加する。

— 比丘衆が同時に誓願する場合の語句は次の様なものである。

imasmin āvāse imaṃ temāsaṃ vassaṃ upema^④ 私たちはこの三ヶ月間を、この居住地で安居します。

誓願する際には、三ヶ月間この居住地に留まることを念じ、心に結び付ける。

* 原本 p.97 の下段 3 行目から、p.98 の 8 行目までの解説文は旧暦に基づいたものであり、太陽暦が一般的になっている現代ではその理解が容易でないため、以下の文はタイ国の公式カレンダーと現代のタイサンガ文獻を参照して新たに編集した。

① 雨期(vassāna) 一年は三つの季節(utu)に分けられる。雨期の次が寒期(hemanta)、そして暑期(gimha)となる。

② 黒分 黒月ともいう。満月から後の、月が欠けていく 15 日間(陰暦、奇数月の場合は 14 日間)。これに対して、白分は新月から後の、満月になるまでの 15 日間。

③ 「うるう」のある年 タイ国の公式カレンダーには太陽暦と太陰暦が共に記されている。その太陰暦で八月を二回にする「うるう」は二、三年おきに一回ある。

④ 安居の誓願文 タイサンガの律解説書 Ariyawinai や誦経儀礼集 Monpithi など最後の語句 upema を単数形で upemi と記している。

— もし比丘が僧坊を建て、一人だけ比丘衆から離れ森の中で安居するならば、僧房とその周辺の区域を定めて次の様に誓願する。

imasmin vihāre imaṃ temāsaṃ vassaṃ upemi 私はこの三ヶ月間を、この僧坊で安居します。

当初、どのように区域を定めるのか明確に決められておらず比丘たちが迷ったので、上記の誓願を僧房に於いて一人一人が再び行うことが慣習化していた。

後になって、一定の区域として定めた居住地内を安居の地とし、入安居日に住職がその決定を比丘衆に告げて知らせることが慣習となった。

入安居日の翌朝、暁の時刻までに、その地でこの誓願をすることができる。

入安居日に至っても行方を定めずに移動し続け、安居入りをしないことは比丘にとって相応しくないことであり、比丘は定められた時期に安居に入り三ヶ月間を定めた居住地で過ごす。

安居期間中にやむを得ず外泊しなければならない用事ができた場合は、一回につき七日間以内であつたら許される。これを七日間の所用^①、という。

— 七日間の所用を申し出る際の語句は次の様なものである。

sattāhakarāṇiyaṃ kiccaṃ me atthi
tasmā mayā gantabbaṃ
imasmim sattāhabbhantare nivattissāmi

私には七日間を必要とする所用があり、これについて出かけて七日間以内に戻ります。

比丘が安居中に、還ることを考えずに出て行ったり、還るつもりでも七日間を過ぎてしまったらその安居は断たれる。

妥当な理由なくして安居に入らない、あるいは、安居を断つ事は比丘サンガの慣習に対する違犯であり、その比丘は悪作(dukkata 悪作・突吉羅)の罪を犯した者となる。

① 七日間の所用(sattāha, sattāhakarāṇiya) P. A. payutto は四項目に要約して解説している。

1. 法友や両親の病氣介護をするため
2. 還俗に心が向き始めている法友の気持ちを抑えるため
3. サンガの用事をこなすため
4. 信仰ある施主の招きに応じる、または、それに準拠する他の用事をこなすため(P. A. Dh.T. p.426)

— 所用の様々な事例は『南伝 第三巻 律蔵三』pp. 248-266.

8. Khamāpana-kammaṃ

謝罪儀礼

仏教では他の人に非礼を働いた者は、その事をそのままにしておくべきではなく、自らの非礼を自覚したら素直に謝るべきであると教えられる。

タイ語では ขอโทษ(コーカマー)といわれているもので、その意味するところは「願わくは、非礼を受けたことを耐え忍び、謝罪をお受け下さい」というものである。この謝罪を受ける者は、怒りを長引かせることなく罪を認めている相手を許そうとするものであり、双方にとって謝罪をし、それを許すための機会となる。

当初は雨安居を共に過ごす者が初めて顔を合わせる入安居日に為されたものであったため、慣習として入安居日に行われていたが、後には、たとえ非礼を働くことがなかったとしても、法臘の少ない比丘が自己より法臘の多い比丘に対して行う儀礼ともなった。

これは、同じ寺院に止住する比丘同士でも、異なる寺院に止住する比丘同士でも、その時と場合に応じて為される儀礼である。

— 謝罪儀礼を行う際は、供養の品を献上し、頭を低くするか跪座をし、合掌した状態で次の語句を唱える。

(法臘の少ない者)

āyasmante^① pamādena dvārattayena
kataṃ sabbaṃ aparādhamaṃ
khamatha me bhante

尊師よ、私の放逸なる[身、口、意の] 三
門によって為された、尊者についての
すべての罪をお許し下さい。

(法臘の多い者)

ahaṃ khamāmi,
tayā pi me khamitabbaṃ

私はあなたを許します。
あなたもまた私を許すべきです。

(法臘の少ない者)

khamāmi bhante

尊師よ、私は許します。

複数の比丘が一緒に唱えて謝罪儀礼を行うこともできる。その際は下線の記されてある me を no に、tayā pi を tumhchi pi に、khamāmi を khamāma に変える。

実際の謝罪儀礼では、法臘の多い者が法臘の少ない者に対しても適宜に行われる。

① タイサンガでは通常 there(長老についての)、mahāthere(大長老についての)の語句が、自己の直接の師に対しては ācariye(師についての)の語句が用いられる。

9. Pavāraṇā

自恣^{じし}

比丘サンガには半月ごとの満月と新月の日に集会を持つ慣習があり、通常はパーティモッカ(pātimokkha)が誦唱される。これは布薩(uposatha)といわれているもので、比丘が四名以上であるならサンガの行事として共に参加することができる。

釈尊は、陰暦十一月の満月日に、安居を過ごした各々の比丘が互いに自己のあやまちを指摘するように乞う事を許した。これが自恣といわれるもので、比丘が五名以上であるならサンガの行事として共に参加することができる。

自恣はサンガの行事であるから、その日に自恣堂として使う布薩堂に集まる。

比丘の一人が告知(ñatti)の語句を唱えたら、衣を偏袒^{へんだんうげん}右肩に着けた比丘は跪座をして、合掌した状態で一名ずつ自恣の語句を唱える。

— そのサンガの最長老以外の比丘が唱える自恣の語句は次の様なものである。

Saṅgham bhante pavāremi
diṭṭena vā sutena vā parisāṅkāya vā,
vadantu maṃ āyasmanto
anukampaṃ upādāya,
passanto paṭikarissāmi.

Dutiyam pi bhante saṅghaṃ pavāremi
diṭṭena vā sutena vā parisāṅkāya vā,
vadantu maṃ āyasmanto
anukampaṃ upādāya,
passanto paṭikarissāmi.

Tatīyam pi bhante saṅghaṃ pavāremi
diṭṭena vā sutena vā parisāṅkāya vā,
vadantu maṃ āyasmanto
anukampaṃ upādāya,
passanto paṭikarissāmi.

尊師よ、

[私の行跡についての] 見、聞、疑、に於いて、私はサンガに自恣します。

尊者らは、私を同情して告げて下さい。
私は[罪]を見たならば改めます。

再度、尊師よ、

[私の行跡についての] 見、聞、疑、に於いて、私はサンガに自恣します。

尊者らは、私を同情して告げて下さい。
私は[罪]を見たならば改めます。

三度、尊師よ、

[私の行跡についての] 見、聞、疑、に於いて、私はサンガに自恣します。

尊者らは、私を同情して告げて下さい。
私は[罪]を見たならば改めます。

最長老の比丘が唱える場合 bhante は āvuso に変えて唱える。一人の比丘が自恣の句を最後まで唱えたら、他のすべての比丘衆は同時に sādhu(よろしい)と答える。

10. Kaṭhina

カティナ

雨期の最後、陰暦の十一月、黒分第一日から、十二月の満月の日までの一ヶ月間は、比丘らが衣を新しく作るために布を求める期間であり、施者がその用途のためにサンガに布を布施するための期間である。

サンガの、ある一人の比丘に布を与えて三衣(重衣、外衣、内衣)の中のいずれかの衣を作る事を釈尊は特別に許された。布を受けたその比丘は、布を洗うことから始め、寸法を計り、断ち、縫い、染色するまでのことをその日の内に終わらせる。「カティナを張る」と称されるこの行事は、以前、比丘が衣を縫う事に習熟しておらず、木枠に布を張って衣を縫っていたことに由来する。

着用するカティナ衣として点淨や受持を行なった比丘は、サンガの名において心を一つにしている比丘衆と喜びを共にするためにそれを告げる。衣を作る比丘、随喜する比丘衆は、共にカティナの善果^①(ānisaṃsa)を得る。

カティナを得たことによって、衣を作る期間は寒期の四ヶ月間まで延長されるので、その間は十日以上衣を蓄えておくことができ、急がせて作る必要はなくなる。その他にも善果となることはあり、それらは項目になって学処に記されている。

— カティナを受ける儀規 —

施主からカティナ用の布の献上を受けた比丘衆はそろって sādhu と答え、それに引き続いてサンガによる求聴羯磨^②が行われる。

(1) 比丘の内的一名が跪座、合掌をしてカティナ祭の意義を述べ、比丘衆に対してカティナ衣を作ることを望むか望まないかを問いかける。

— 比丘衆はそれに対して次の様に答える。

ākāṅkhāma bhante 尊師よ、望みます。

(2) 比丘の内の第二番目の者が、どのような比丘がカティナ衣を得るにふさわしいかを説明する。

— 比丘衆はそれに対して沈黙する。

① 善果(ānisaṃsa) ここではカティナによって生じる五種の、容認される事柄が意味される。

1. 食事の供養を受ける前、あるいは後に、同席する比丘に告げずに他の家を訪問すること。
2. 三衣を離れて宿すること。 3. 別衆食を受けること。 4. 必要なだけの衣を受け取ること。
5. カティナの功德はその寺院に属すること。

② 求聴羯磨 (āpālokana-kamma) 集合している比丘衆に伝えるだけの羯磨。本書 p. 115-p. 118 に羯磨文。

(3) 比丘の内の第三番目の者が、カティナ衣を得るにふさわしいと見なされる
比丘の名前を告げる。

— 比丘衆はそれに対して次の様に答える。

ruccati bhante 尊師よ、喜びます。

(4) 比丘の内の第四番目の者が、衣とカティナの添え物をカティナの受者たる比丘に与える事の許可を述べる。

— 比丘衆はそれに対して次の様に答える。

sādhū bhante 尊師よ、よろしいです。

続いて、一人の比丘がカティナ衣の受者に対してカティナ用の布を与える語句を誦唱する。カティナ衣の受者が三衣を作る布と資具を受けたら、サンガは施者に対して祝福の偈を唱える。カティナ衣の受者は、受けたその日の内に仕上げなくてはならないので、他の比丘に手伝ってもらい、完成したら所有していた衣の受持を取り消し、新たに点浄と受持をした衣を比丘衆の集会に持って行く。

— カティナ衣の受者は、カティナ衣受持の語句^①を唱えたら、比丘衆に対し、随喜のために次の様に唱える(受者の法臘が比丘衆より多かったら、bhante は āvuso に変えて唱える)

Atthataṃ bhante
saṅghassa kaṭīnaṃ,
dhammiko kaṭṭhinatthāro
anumodatha.

尊師らよ、
サンガのカティナを張りました。
如法なるカティナを張ることを
喜んで下さい。

— すべての比丘は法臘順に一名ずつ祝福の偈を次の様に唱える。

(カティナ衣の受者より法臘が多かったら、bhante は āvuso に変えて唱える)

Atthataṃ bhante
saṅghassa kaṭīnaṃ,
dhammiko kaṭṭhinatthāro
anumodāmi.

尊師らよ、
サンガのカティナを張りました。
如法なるカティナを張ることを
喜びます。

一緒に唱える時は、anumodāmi を anumodāma に変える。

^① カティナ衣の受持作法は APPENDIX III p.121.

11. Sikkhā paccakkhātā

*還俗

還俗儀規の時に至ったら、証人となる比丘衆はそろって集会に入り列席する。

還俗を求める比丘は、すべての罪を告罪したら肩にサンカーティ (saṅghāṭi 重衣) をかけてその場に入る。つま先を立てた踵の上に上体を乗せて座り、安置されている仏像の正面に向けて五体投地の作法で礼拝する。

— 合掌をして次の唱文を唱える。

Namo tassa bhagavato arahato
sammā-sambuddhassa.

(三回)

阿羅漢であり、正等覚者である
かの世尊を、私は礼拝いたします。

そして、四依受用後における省察 (atītapaccavekkhaṇa 本書、p. 66～p. 67) の誦文を、比丘衆が良く聞くことができるようにして唱える。還俗する者が複数である場合は同時に唱えても良い。

唱え終わったら、証人となる比丘衆が座る方へ体の向きを変えて三拝する。

出家者をやめて在家者になる意志を以下のパーリ文と訳文によって伝える。

Sikkhaṃ paccakkhāmi.
Gihi' ti maṃ dhāretha.

私は学戒を放棄します。
私を在家者と憶えおき下さい。

還俗して在家者となることに直截で確固たる思いがあるならば一度唱えるだけでもよいが、気持ちが充分に固まっていなかったら、決心するまで何度唱えても良い。還俗をする明確な決心に至ったらサンガの比丘衆に三拝して外に出る。

古式の被着法で白布を腰に巻き付け、右肩を出して白布を上体に纏ったら中に入り、サンガの比丘衆の正面に向かって三拝する。

* パーリ和訳文献では「捨戒」もしくは「捨学」と訳されている。その解説には以下の様なものがある。

1. 自己が比丘でない者となる宣誓を、比丘の面前で、あるいは（その言葉の）意味が分かる他者の面前で行うこと。（P.A.Vo. T. p. 351）
2. 仏教では比丘をやめたいと思えば、何びとの許可もいらないのである。本人が決心して、他人にそのことを伝えて、それが相手に理解されれば、捨戒は成立するのである。（平川彰『二百五十戒の研究 I』p. 168）

— 「私は仏を捨てる」「私は法を捨てる」「私を沙弥とみなして下さい」等の言葉でも捨戒になる。

— 合掌して三帰依を唱えたら、^{う ば そく}優婆塞となる表明を次のように唱えて行う。

Esāhaṃ bhante,
sucira-parinibbutam pi,
taṃ bhagavantam saraṇaṃ gacchāmi,
dhammañ ca bhikkhu-saṅghaṃ ca.
Upāsakaṃ maṃ saṅgho dhāretu,
ajjatagge pāṇupetaṃ
saraṇaṃ gataṃ.

尊師よ、
この私は、入滅されてから久しいとい
えどもその世尊と、法と、比丘サンガに
帰依いたします。
サンガは私を、今日以後、
生きている限り、優婆塞であることを
拠り所として行く[者である]と
憶えおき下さい。

唱え終わったら比丘衆の中で導師となる者が五戒を授けるので、新しく優婆塞
となった者は各々の学処を師に従って唱える。

Pāṇātipātā veramaṇī
sikkhkhāpadaṃ samādiyāmi.

私は殺生から離れる戒を受けます。

Adinnādānā veramaṇī
sikkhkhāpadaṃ samādiyāmi.

私は偷盗から離れる戒を受けます。

Kamesu micchācāra veramaṇī
sikkhkhāpadaṃ samādiyāmi.

私は色欲における邪行から離れる戒を
受けます。

Musāvādā veramaṇī
sikkhkhāpadaṃ samādiyāmi.

私は虚言から離れる戒を受けます。

Surā-meraya-majja-pamādaṭṭhānā veramaṇī
sikkhkhāpadaṃ samādiyāmi.

私は放逸の原因である酒より離れる戒
を受けます。

(導師のみ)

Imāni pañca sikkhāpadāni
* (nicca-sīlavasena sādhuḥkaṃ
rakkhitabbāni.)

これら五つの戒条を、
(いつも忘れずにいる戒として十分に
守るべきです。)

(Āma bhante)

(はい、尊師よ。)

① 優婆塞(upāsaka) 仏法僧の三宝に帰依する男性の在俗信者。

* (nicca から rakkhitabbāni.) は五戒を常に保ち続ける事を誓う場合。普通の授戒式ではこの語句と次の(Āma bhante)は省く。

Silena sugatiṃ yanti,
silena bhoga sampadā,
silena nibbutiṃ yanti,
tasmā sīlaṃ visodhaye.

戒によって彼らは善道を行き、
戒によって彼らは財が成就し、
戒によって彼らは寂滅に行くがゆえに、
戒は清められるべきである。

受戒がなされたら、優婆塞は再び比丘衆に三拝し、*聖水の入った鉢を持ち、聖水を浴びるために設けられた所に出て行く。

比丘衆の中の一名が優婆塞の体に聖水を注ぎ始めたら、他の比丘衆は勝利護経^①の初めの部分、jayanto bodhiyā mūle から padakkhiṇe を一回、あるいは三回かそれ以上誦唱する。続いて吉祥偈^②、bhavatu sabbamaṅgalaṃ から bhavantu te まで誦唱する。

優婆塞は聖水を浴びる際に着ていた白衣から在家者用の衣服に着替え、中に入って比丘衆に三拝する。

献上された食物を食し終え、優婆塞から献上の品物を受け取った比丘衆は随喜発勤偈^③を唱える。

yathā vārivahā pūra から始まり、その新たに優婆塞となった者が一人であれば、so atthaladdho… の偈、複数であれば、te atthaladdhā… の偈を唱えて、bhavatu sabbamaṅgalaṃ まで続ける。

優婆塞は比丘衆の中の導師が yathā vārivahā pūra と、偈を唱え始めたら滴水供養(本書、p. 26)の容器に水を注ぎ、sabbītiyo…の偈が始まる時に合わせてすべての水を注ぎ終える。

合掌したままで最後まで拝聴したら、比丘衆の正面に向き再び三拝をする。

— 還俗儀規はこれで完了する —

* 聖水を浴びる作法や滴水による供養などはタイサンガの還俗儀規様式の一つであり、寺院ごとにその様式は異なっている。

ミャンマーサンガの捨戒式については、ウ・ウェーブツラ『南方上座部・仏教儀式集』pp. 32-35

① 勝利護経 Jayaparittam パーリ文と訳文は本書、APPENDIX III pp. 123-124

② 吉祥偈 Sumaṅgalagāthā パーリ文と訳文は本書、APPENDIX III p. 124

③ 随喜発勤偈 Anumodanārambha-gāthā パーリ文と訳文は本書、APPENDIX III p. 122

APPENDIX I

補足 I ・ Monphithi 『誦唱儀礼』 による受具足戒儀規

受具足戒の作法（2）

受具足戒の儀式

- (1) 剃髪し、白衣を身に着けた出家志願者はサンガ集会の中に入り、比丘衆と共に三宝供養の経文を唱える。
- 施主から受け取った三衣と鉢を脇に置き、最初に沙弥出家を願いでる。



- (2) 和尚は釈尊の教説の基本としての三宝について述べ、出家の意義、そして身体に関する観察として不浄観法を伝える。
- 志願者は三衣を持ち、サンガ集会の外に出てそれを身に着ける。



- (3) 和尚が鉢と三衣の確認をしたらサンガ集会の外で遮法に関する試問を受ける。
- その後で比丘衆に対して受具足戒の請願をする。



- (4) 和尚は比丘衆に授戒の告知をする。
- 志願者はサンガ集会の中に入り、再び遮法の問いに答える。
- 比丘サンガは白四羯磨を行い、この志願者をサンガに受け入れるか否かを決定する。

*⁻¹ 受具足戒の作法（２）

— 沙弥出家と比丘受具足戒 —

仏教への信仰があり、出家して具足戒を受ける目的を持つ者は以下の様にして出家儀礼を行う。

施主から受け取った三衣を、合掌した両肘りょうひじの上に置くようにしてかかげ持ち、サンガ集会の中に進み出る。体の左側に三衣を置き、在家の施主から供養の品物を受け取り、和尚に献上する。

— 以下の唱文を、コンマのある文節ごとに区切って唱える。

*⁻²

Okāsa vandāmi bhante,
sabbam aparādham khamatha
me bhante,
mayā kataṃ puññaṃ sāmīnā
anumoditabbam,
sāmīnā kataṃ puññaṃ mayham,
dātabbam
sādhū sādhū anumodāmi.

Okāsa kārūṇaṃ katvā pabbajjam
detha me bhante

尊師らよ、私は礼拝いたします。
尊師らよ、私の一切の過罪をお許し下さい。
私によって為される徳は、貴方様に随喜されるべきであります。
貴方様によって為される徳は、私に与えられるべきであります。
善く、善く、随喜いたします。

尊師らよ、悲心を為して私に出家を与えたまえ。

— 跪座の姿勢になり、合掌をして以下の様に唱える。

Aham bhante
pabbajjam yācāmi.

Dutiyampi Aham bhante
pabbajjam yācāmi.

Tatiyampi aham bhante
pabbajjam yācāmi.

尊師よ、
私は出家を求めます。

尊師よ、
再度、私は出家を求めます。

尊師よ、
三度、私は出家を求めます。

*⁻¹ この受具足戒作法は Monphithī（仏教徒の誦唱儀礼）pp. 192-204 に編集されている。マハーニカイ系寺院ではこの様式か、本書 p. 2 からの受具足戒の作法のどちらかの様式で行われる。

*⁻² Monphithī では Ukāsa（タイ文字表記 อุกาสะ）と記され、儀式の際にもウカーサと発音されているが、正しい用語は Okāsa。本書、p. 83, p. 85, p. 87, p. 88, の Okāsa も同様に発音されている。

sabbadukkha, nissaraṇanibbāna,
sacchikaraṇatthāya,
imaṃ kāsavaṃ gahetvā,
pabbājetha maṃ bhante,
anukampaṃ upādāya.

(三回)

すべての苦を遠離し、涅槃を明瞭に
作す義のために、
尊師らよ、
この黄衣を取り、
憐れみをもって私を出家させて下さ
い。

— 和尚が三衣を受け取ったら次の様に唱える。

sabbadukkha, nissaraṇanibbāna,
sacchikaraṇatthāya,
etaṃ kāsavaṃ datvā,
pabbājetha maṃ bhante,
anukampaṃ upādāya.

(三回)

すべての苦を遠離し、涅槃を明瞭に
作す義のために、
尊師らよ、
この黄衣を私に与え、
憐れみをもって私を出家させて下さ
い。

次に和尚は皮五業処の教誡を述べ、順逆に一句ごとに唱え、それを志願者に
復唱させる。

kesā	頭髮	taco	皮膚
lomā	体毛	dantā	齒
nakhā	爪	nakhā	爪
dantā	齒	lomā	体毛
taco	皮膚	kesā	頭髮

和尚は三衣の中からアンサを引き出し、志願者に着せてサンガ集会の外に出る
ように命じ、三衣を正式な被着法に従って身に纏うようにさせる。

志願者は被着を終えたら供養の品物を受け取り、式師の方に向かって進み、品
物を献上して三拝する。

— 起ち上がり、合掌をして帰依と受戒を次の様に唱える。

Okāsa vandāmi bhante,
sabbam aparādham khamatha
me bhante,
mayā kataṃ puññaṃ sāmīnā
anumoditabbam,
sāmīnā kataṃ puññaṃ maiham,
dātabbam
sādhū sādhū anumodāmi.

Okāsa kārūṇaṃ katvā tisaraṇena saha
sīlāni detha me bhante

尊師らよ、私は礼拝いたします。
尊師らよ、私の一切の過罪をお許し下
さい。
私によって為される徳は、貴方様に随
喜されるべきであります。
貴方様によって為される徳は、私に与
えられるべきであります。
善く、善く、随喜いたします。
尊師らよ、悲心を為して三帰依と共に
戒を私に与えたまえ。

— 跪座の姿勢になり、帰依と受戒を次のように願ひ出る。

Ahaṃ bhante
saraṇa-sīlaṃ yācāmi.

Dutiyam pi ahaṃ bhante
saraṇa-sīlaṃ yācāmi.

Tatīyam pi ahaṃ bhante
saraṇa-sīlaṃ yācāmi.

尊師よ、
私は三帰戒を乞い求めます。

尊師よ、
再度、私は三帰戒を乞い求めます。

尊師よ、
三度、私は三帰戒を乞い求めます。

— 次に式師は仏敬礼文を唱え、志願者に復唱させる。

Namo tassa bhagavato arahato
sammā-sambuddhassa.

(三回)

阿羅漢であり、正等覚者である
かの世尊を、私は礼拝いたします。

続いて式師が evaṃ vadehi (このように唱えなさい)、あるいは yam ahaṃ vadāmi
taṃ vadehi (私に従って唱えなさい)のいずれかの語句で指示したら、志願者は āma
bhante (然り、尊師よ)と答える。

そして、以下の様に先導して帰依文を文節ごとに唱え、同文を志願者に復唱さ
せる。

Buddhaṃ saraṇaṃ gacchāmi.
Dhammaṃ saraṇaṃ gacchāmi.
Saṅghaṃ saraṇaṃ gacchāmi.

Dutiyam pi
buddhaṃ saraṇaṃ gacchāmi.
Dutiyam pi
dhammaṃ saraṇaṃ gacchāmi.
Dutiyam pi
saṅghaṃ saraṇaṃ gacchāmi.

Tatiyam pi
buddhaṃ saraṇaṃ gacchāmi.
Tatiyam pi
dhammaṃ saraṇaṃ gacchāmi.
Tatiyam pi
saṅghaṃ saraṇaṃ gacchāmi.

私は仏に帰依いたします。
私は法に帰依いたします。
私はサンガに帰依いたします。

再度、
私は仏に帰依いたします。
再度、
私は法に帰依いたします。
再度、
私はサンガに帰依いたします。

三度、
私は仏に帰依いたします。
三度、
私は法に帰依いたします。
三度、
私はサンガに帰依いたします。

唱文を唱え終え、式師が tisaṇa-gamaṇaṃ niṭṭitaṃ(三帰依がなされた)と告げたら
āma bhante(然り、導師よ)と答える。

次に式師は、ここに三帰依による沙弥出家が完了したことを告げる。
— それに続き、十戒の受戒を師に従って次のように唱える。

Pāṇātipātā veramaṇī.
Adinnādānā veramaṇī.
Abrahmacariyā veramaṇī.
Musāvādā veramaṇī.
Surā-meraya-majja-pamādatṭhānā
veramaṇī.
Vikāra-bhojanā veramaṇī.
Nacca-gītā-vādita-visūka-dassanā veramaṇī.

殺生から離れます。
盗みから離れます。
非梵行(性行為)から離れます。
虚言から離れます。
スラー酒やメーラヤ酒の様な放逸の因
となる酒類を飲むことから離れます。
非時における食事から離れます。
踊り、歌、演奏、観劇から離れます。

Mālā-gandha-vilepana-dhāraṇa-maṇḍana-
vibhūsanatṭhānā veramaṇī.

Uccāsayana-mahāsayanā veramaṇī.

Jātarūpa-rajata-paṭigghaṇā veramaṇī.

Imāni dasa sikkhāpadāni samādiyāmi. (三回)

花、香水、塗油によって身を飾ること
から離れます。

高い寝台、あるいは大きい寝台に寝ること
から離れます。

金、銀の受領から離れます。

私はこれら十の学処を受持します。

— 一拝をしたら立ち上がって次の様に唱える。

Vandāmi bhante,

sabbam aparādham khamatha me

bhante,

mayā kataṃ puññaṃ sāmīnā

anumoditabbam,

sāmīnā kataṃ puññaṃ mayham,

dātabbam

sādhū sādhū anumodāmi.

尊師らよ、私は礼拝いたします。

尊師らよ、私の一切の過罪をお許し下
さい。

私によって為される徳は、貴方様に随
喜されるべきであります。

貴方様によって為される徳は、私に与
えられるべきであります。

善く、善く、随喜いたします。

次に沙弥は鉢を受け取り、それを両手でかかえ持ちサンガ集会の中に座る戒和
尚の前まで進み出る。鉢を体の左側に置いたら供養の品物を受け取り、和尚に献
上して三拝する。立ち上がり、合掌して、次の様に唱えて依止を願い出る。

Okāsa vandāmi bhante,

sabbam aparādham khamatha

me bhante,

mayā kataṃ puññaṃ sāmīnā

anumoditabbam,

sāmīnā kataṃ puññaṃ mayham,

dātabbam

sādhū sādhū anumodāmi.

尊師らよ、私は礼拝いたします。

尊師らよ、私の一切の過罪をお許し下
さい。

私によって為される徳は、貴方様に随
喜されるべきであります。

貴方様によって為される徳は、私に与
えられるべきであります。

善く、善く、随喜いたします。

Okāsa kāruṇṇam katvā nissayam

detha me bhante

尊師らよ、悲心を為して四依を私に与
えたまえ。

— 跪座の姿勢になり次の様に唱える。

Ahaṃ bhante nissayaṃ yācāmi.

Dutiyam pi ahaṃ bhante

nissayaṃ yācāmi.

Tatiyam pi ahaṃ bhante

nissayaṃ yācāmi.

Upajjhāyo me bhante hohi.

(三回)

尊師よ、私は依止を求めます。

尊師よ、

再度、私は依止を求めます。

尊師よ、

三度、私は依止を求めます。

尊師よ、願わくは私の和尚になって下さい。

— 和尚の問いに次の様に答える。

Opāyikaṃ

Okāsa sampaṭicchāmi

paṭirūpaṃ

Okāsa sampaṭicchāmi

pāsādikena sampādehi

Okāsa sampaṭicchāmi

適している

同意いたします。

ふさわしい

同意いたします。

信を生じさせる努力をもって帰依なさい

同意いたします。

— 続いて次の様に唱える。

Ajjatagge 'dāni therō mayhaṃ bhāro,

ahaṃ pi therassa bhāro.

(三回)

今日ただいまより、私は長老のお世話を致します。私もまた、長老のお世話になります。

— 一回拝し、起立して続いて次の様に唱える。

Vandāmi bhante,

sabbaṃ aparādhaṃ khamatha

me bhante,

尊師らよ、私は礼拝いたします。

尊師らよ、私の一切の過罪をお許し下さい。

mayā kataṃ puññaṃ sāmīnā
 anumoditabbaṃ,
 sāmīnā kataṃ puññaṃ mayhaṃ,
 dātabbaṃ
 sādhu sādhu anumodāmi.

私によって為される徳は、貴方様に随喜されるべきであります。
 貴方様によって為される徳は、私に与えられるべきであります。
 善く、善く、随喜いたします。

続いて和尚、もしくは式師が肩掛け帯のついた鉢を持ち上げ、得度志願者の肩に掛け、鉢と衣について述べる。

— 得度志願者は āma bhante（然り、尊師よ）と四回答えて応じる。

Ayante patto.

Āma bhante.

これはあなたの鉢である。

然り、尊師よ。

Ayaṃ saṅghāṭi.

Āma bhante.

これは重衣である。

然り、尊師よ。

Ayaṃ uttarāsaṅgo.

Āma bhante.

これは外衣である。

然り、尊師よ。

Ayaṃ antaravāsako.

Āma bhante.

これは内衣である。

然り、尊師よ。

次に式師は gaccha amumhi okāse tiṭṭhāhi（あの場所に行って立っていないさい）と言って、得度志願者をサンガ集会の外で立って待つように命じる。

得度志願者は適当な距離まで後退したら立ち上がり、定められた距離まで歩き、その場所にて立つ。

両師は得度志願者を試問する者としてサンガに告げたら、サンガ集会の外に出て遮法を問うので、志願者は Natthi Bhante（ありません、尊師よ）と五回、Āma bhante（はい、尊師よ）と八回、次の様に答える。

Kuṭṭhaṃ ?

Natthi Bhante.

ハンセン病はありますか？

ありません、尊師よ。

Gaṇḍo?

Natthi Bhante.

腫瘍病はありますか？

ありません、尊師よ。

Kilāso ?

Natthi Bhante.

疱瘡病はありますか？

ありません、尊師よ。

Soso ?

Natthi Bhante.

肺病はありますか？

ありません、尊師よ。

Apamāro ?

Natthi Bhante.

てんかん病はありますか？

ありません、尊師よ。

Manusso 'si ?

Āma bhante.

あなたは人間ですか？

はい、尊師よ。

Purisso 'si ?

Āma bhante.

あなたは男性ですか？

はい、尊師よ。

Bhujisso 'si ?

Āma bhante.

あなたは自由な身ですか？

はい、尊師よ。

Anaṇḍo 'si ?

Āma bhante.

あなたは負債のない身ですか？

はい、尊師よ。

N'asi Rājabhāṭo ?

Āma bhante.

あなたは公務に仕えていない身ですか？

はい、尊師よ。

Anuññāto 'si Mātāpitūhi ?

Āma bhante.

あなたは両親の許可を得ていますか？

はい、尊師よ。

Paripuṇṇavāsivasso 'si ?

Āma bhante.

あなたは二十才に達していますか？

はい、尊師よ。

Paripuṇṇante Pattacīvaraṃ ?

Ahaṃ bhante.

鉢と衣は完備されていますか？

はい、尊師よ。

Kinnāmo 'si ?

Āma bhante.

あなたはどのような名前ですか？

尊師よ、私の名前は

() nāma.

() です。

Ko nāma te upajjahāyo ?

Upajjahāyo me bhante

和尚はどのような名前ですか？

尊師よ、私の和尚の名前は

Āyasmā () nāma.

() 様です。

上段にある()部分には、得度式の前に和尚、あるいは式師によって命名された得度者名が入り、下段にある()部分には同じく得度式の前に告げられた戒和尚の名が入る。

試問を終えたら式師は元の場所に帰り、得度志願者を招き入れる句を唱える。
得度志願者はサンガ集会の中に入り、和尚の正面で三拝し、跪座の状態になり合掌する。

—受具足戒の請願を次のように唱える。

Saṅghmbhante
upasampadaṃ yācāmi.
Ullumpatu maṃ bhante saṅgho
anukampaṃ upādāya.

Dutiyam pi bhante saṅghaṃ
upasampadaṃ yācāmi.
Ullumpatu maṃ bhante saṅgho
anukampaṃ upādāya.

Tatīyam pi bhante saṅghaṃ
upasampadaṃ yācāmi.
Ullumpatu maṃ bhante saṅgho
anukampaṃ upādāya.

サンガの諸尊師よ、
私は具足戒を乞い求めます。
諸尊師よ、サンガは憐れみをもって
私を救済して下さい。

再度、諸尊師よ、
私は具足戒を乞い求めます。
諸尊師よ、サンガは憐れみをもって
私を救済して下さい。

三度、諸尊師よ、
私は具足戒を乞い求めます。
諸尊師よ、サンガは憐れみをもって
私を救済して下さい。

次に戒和尚がサンガへの告知をしたら、式師は遮法を問うので、志願者は Natthi Bhante（ありません、尊師よ）と五回、Āma bhante（はい、尊師よ）と八回答えてそれに答え、自身の名と和尚の名を合わせて二回唱える。

続いて式師と教授師によって得度儀規の羯磨の句が唱えられる。

羯磨儀規が終わったら、鉢を肩からはずして三拝をする。

横座りの状態で合掌をし、和尚が告げる教誡を最後まで聞いたら Āma bhante（はい、尊師よ）と答える。

これで受具足戒の儀式は終わるので和尚に三拝し、供養の品物が準備されているならば着座している比丘衆に献上する。

比丘衆による随喜の偈(Anumodanārambha-gāthā)の誦経が始まったら、徳ある方々のための供養を心に誓い、滴水供養(กรวดน้ำ クルワットナム)をする。

偈文の誦唱が始まる yathā vārivahā pūra から、この偈文の終わり、maṇi jotiraso yathā までに小さな容器に水を移し終える。

次に続く偈文の誦唱を合掌したままで聞き、受具足戒儀規は終了する。

— 受具足戒儀規はこれで完了する —

1



2



3



4



1. サンガ集会の外に出て、和尚から受け取った三衣を身に着ける。
2. 着衣を終えたら布薩堂に戻り、サンガ集会の中央に座る。
3. すべての儀式を終え、和尚、教授師に供養の品物を献上する。
4. 参列した比丘衆への食事の供養。

APPENDIX II

補足Ⅱ・比丘の為すべき行法

1. 告罪の行法
2. 告罪の様式
3. 不浄観法
4. 「業処」と死念の修行法
5. 身至念・死念
6. 死念行法とその善果

1. 告罪の行法

Buddhadasa bhikku



罪の告示、あるいは罪の表明と訳される Āpattidesanā という言葉は、自己のあやまった行いや悪しき行いを明かして他者に知らしめることを意味します。

比丘の罪には重い罪と軽い罪がありますが、犯した罪の、その様々な状態に則し、律の規則に順じた処理が為されることで、その罪を免れることができます。

際立った例として、比丘の重罪、*パーラージカ罪について述べれば、その罪を犯す前に出家比丘であることを放棄してしまえば、それ以後は罪の成り立つ理由がなくなるので、その罪にふれる行いがある時に、学の放棄(還俗)を他者に告げて認識させれば、その者は戒犯の罪を免れる、ということがあります。

* パーラージカ罪(pārājikāpatti)は比丘パーティモッカ二二七条のうち、最初四か条に関する違犯で、その第一条は以下の如くである。

1、何れの比丘といえども、諸比丘の学と戒とを具足しつつ、学の放棄を表明せず、または力の弱いことを「他者に」伝えることなく姪法を為すならば、雌の畜生と為すに至るまで、パーラージカであり、共に住することはできない。

— この条文にある「学の放棄」は捨戒といわれるもののことで、比丘が「私は戒を捨てる」といえばその比丘の比丘性(bhikkhu-bhāva)が無くなるのである。 平川彰『二百五十戒の研究 I』p. 182.

罪の告示、あるいは罪の表明という言葉の意味がこの事例によって明確になりますが、他方、この様にして出家の放棄にまでは至らない他の罪があります。

たとえば、*サンガーディセーサ罪は始めから終わりまで比丘サンガによって処理が為されなければならない罪で、律の規定に従い、他者に告げてそれを知らしめることでその罪からの離脱が可能になるという告罪の構造をより明らかに知ることができます。

あるいは、パーチッティヤ罪のように比丘サンガによる処理を必要としない罪もあります。これは律に照らしてその罪を非難される自身の間違った行いを公表するという罪ですが、それが、物品の所持に関する罪の場合は、自身の利便性のためにそれを使用することがないようにするために、まずその物品を廃棄します。この様にすることで、その罪過から免れることができるのです。これらの事によって、罪の告示の種々相は自己の犯した過ちや卑賤な行いを明らかにして示し、律の定めに従うことで罪過を浄化し、罪から離脱するという様式を伴った行法であることが理解できると思います。

十分に注意しなければならない事なのですが、もしも、この事を単なる儀式として、人の物まねをするようにして行うならば、それは遊戯に等しいものに、様式を誇示するに過ぎないものになり、告罪の、その聖なる意味は失われてしまいます。その様な真剣味に欠けた比丘の行為は、仏教の永きにわたる伝承にひたすら努力している比丘衆への罪となる、きわめて哀れむべき行為であるといえます。

告罪は、以前に自己が為した罪や過ちに思いを至らしめ、そのまま放置することなく、以後はその罪を為さないように心を入れ替えるという目的のある行法なのです。

どの様な罪、どの様な悪しき行いであろうと、それは出家を生きる比丘にとって、遠ざかり、離れるべき事柄であることに変わりはないのです。

ブッタタート比丘

* サンガーディセーサ罪 (saṅghādisesāpatti) はパーラージカ罪に次ぐ重罪で十三か条ある。比丘がその罪を告白し、出罪するまでの行法は以下の如くである。

これらの何れかを犯し、知りながら覆蔵したその日数だけ、その比丘は不本意であろうとも別住しなければなりません。別住を終えた比丘は更に六日間の比丘マーナツタを実行しなさい。マーナツタを終えて、そこに二十人からなる比丘サンガが存在する所で、その比丘は出罪されるべきです。

— この解説文・「告罪の行法」は、ブッタタート比丘の著作『出家者への教誡 I』の一部、p. 55～p. 56 及び p. 59 を和訳編集したものである。

2. 告罪の様式

— 比丘が軽罪を犯した場合の告罪（懺悔）の行法にはいくつかの様式があり、原本 Upasampadavidhi 以外の、現在のタイ国サンガで行われている告罪法を以下のテキストから引用する。

* アリヤウィナイ／タイサンガの律解説書 p.409

Namo tassa bhagavato arahato 阿羅漢であり、正等覚者である
sammā-sambuddhassa. (三回) かの世尊を、私は礼拝いたします。

— 仏敬礼文の後、次のように述べる。

教えに相应しくあるようすべての罪を集約して、私はあなたに対して告罪を致します。私がいずれかの学処において過ちを犯していたら、その学処において告罪をさせて下さい。過ちを犯していない学処については告罪致しません。

— 新参比丘が古参比丘に対して懺悔する場合の定型文。

()内には p.59 の罪名のいずれかが、p.60 の(単数／複数)の語形で入る。

- | | | |
|-----|--|---|
| ① 新 | ahaṃ bhante
sambhahulā nānāvattthukāyo
() āpattiyo
āpanno tā paṭidesemi | 尊師よ、私は
多くの、様々な
()罪を犯しました。
それらを告罪します。 |
| ② 古 | passasi āvuso | 君は[罪を]見ていますか。 |
| ③ 新 | āma bhante passāmi | はい、尊師よ、
私は[罪を]見ています。 |
| ④ 古 | āyaṭiṃ āvuso saṃvareyyāsi | 君は以後、慎んでください。 |
| ⑤ 新 | sādhū suṭṭhu bhante saṃvarissāmi (三回) | 尊師よ、私はよく慎みます。 |

— 古参比丘が新参比丘に対して懺悔する場合の定型文。

- | | | |
|-----|---|--|
| ① 古 | ahaṃ āvuso
sambhahulā nānāvattthukāyo
() āpattiyo | 君よ、私は
多くの、様々な
()罪を犯しました。 |
|-----|---|--|

* アリヤウィナイ 出家者用に編集された、五百項を超える律の解説書。律蔵の構成に順じパーティモッカとその解説、犍度部の要目と行法の具体的用例など。タイ語表記は p.133.

- āpanno tā paṭidessemi それらを告罪します。
- ② 新 passatha bhante 尊師は〔罪を〕見ていますか。
- ③ 古 āma āvuso passāmi はい、君よ、
私は〔罪を〕見ています。
- ④ 新 āyatiṃ bhante saṃvareyyātha 尊師は以後、慎んでください。
- ⑤ 古 sādhu sutṭhu āvuso saṃvarissāmi (三回) 君よ、私はよく慎みます。

——ドゥッバーシタ (dubbhāsita 悪語・悪説) の告罪では①にある nānāvattukāyo (様々な) の語句は用いない。

* モンビティー／仏教徒の誦経儀礼 p.175 - p.176

——新参比丘が古参比丘に対して懺悔する場合の定型文。

- ① 新 sabbā tā āpattiyo ārocemi (三回) 私は一切の罪を告白します。
sabbā garulahukā 私は軽重の一切の
āpattiyo ārocemi (三回) 罪を告白します。
ahaṃ bhante 尊師よ、私は
sambhahulā nānāvattukāyo 多くの、様々な
āpattiyo āpajjīṃ 罪を作しました。
tā tumhamūle paṭidessemi それらをあなたの許に告罪します。
- ② 古 passasi āvuso tā āpattiyo 君はそれらの〔罪を〕見ていますか。
- ③ 新 Okāsa āma bhante passāmi はい、尊師よ、
私は〔罪を〕見ています。
- ④ 古 āyatiṃ āvuso saṃvareyyāsi 君は以後、慎んでください。
- ⑤ 新 sādhu sutṭhu bhante saṃvarissāmi 尊師よ、私はよく慎みます。
dutiyaṃ pi 再度、

* モンビティー 比丘、沙弥、そして在家者にも用いられている経本。朝、夕の勤行に唱える経、バリッタ、転法輪経、無我相経、そして出家作法などの各種仏教儀礼。タイ語表記は p.133.

sādhū suṭṭhu bhante saṃvarissāmi
tatiyaṃ pi
sādhū suṭṭhu bhante saṃvarissāmi

na pun' evaṃ karissāmi
na pun' evaṃ pāissāmi
na pun' evaṃ cintayissāmi

尊師よ、私はよく慎みます。
三度、
尊師よ、私はよく慎みます。

再びこの様に為しません。
再びこの様に言いません。
再びこの様に思いません。

—— 古参比丘が新参比丘に対して懺悔する場合の定型文。

② 古 sabbā tā āpattiyo ārocemi (三回)
sabbā garulahukā
āpattiyo ārocemi (三回)
ahaṃ āvuso
sambhahulā nānāvatthukāyo
āpattiyo āpajjiṃ
tā tuihamūle paṭidesemi

私は一切の罪を告白します。
私は軽重の一切の
罪を告白します。
君よ、私は
多くの、様々な
罪を作しました。
それらをあなたの許に告罪します。

② 新 Okāsa passatha bhante tā āpattiyo

尊師はそれらの[罪を]見えていますか。

③ 古 āma āvuso passāmi

はい、君よ、私は[罪を]見えています。

④ 新 āyatiṃ bhante saṃvareyyātha

尊師は以後、慎んでください。

⑤ 古 sādhū suṭṭhu bhante saṃvarissāmi

君よ、私はよく慎みます。

dutiyaṃ pi
sādhū suṭṭhu bhante saṃvarissāmi
tatiyaṃ pi
sādhū suṭṭhu bhante saṃvarissāmi

再度、
君よ、私はよく慎みます。
三度、
君よ、私はよく慎みます。

na pun' evaṃ karissāmi
na pun' evaṃ pāissāmi
na pun' evaṃ cintayissāmi

再びこの様に為しません。
再びこの様に言いません。
再びこの様に思いません。

— 新参比丘が古参比丘に対して懺悔する場合の定型文。

- | | | |
|-----|--|---|
| ① 新 | aham bhante
sambhahulā nānāvatthukāyo
āpattiyo āpanno tā paṭidessemi | 尊師よ、私は
多くの、様々な罪を犯しました。
それらを告罪します。 |
| ② 古 | passasi āvuso | 君は[罪を]見ていますか。 |
| ③ 新 | āma bhante passāmi | はい、尊師よ、
私は[罪を]見ています。 |
| ④ 古 | āyatim āvuso saṃvareyyāsi | 君は以後、慎んでください。 |
| ⑤ 新 | sādhu sutṭhu bhante saṃvarissāmi (三回) | 尊師よ、私はよく慎みます。 |

— 古参比丘が新参比丘に対して懺悔する場合の定型文。

- | | | |
|-----|---|--|
| ① 古 | aham āvuso
sambhahulā nānāvatthukāyo
āpattiyo āpanno tā paṭidessemi | 君よ、私は
多くの、様々な罪を犯しました。
それらを告罪します。 |
| ② 新 | passatha bhante | 尊師は[罪を]見ていますか。 |
| ③ 古 | āma āvuso passāmi | はい、君よ、
私は[罪を]見ています。 |
| ④ 新 | āyatim bhante saṃvareyyātha | 尊師は以後、慎んでください。 |
| ⑤ 古 | sādhu sutṭhu āvuso saṃvarissāmi (三回) | 君よ、私はよく慎みます。 |

* タイ北部、ランパーン県で出版されている経本。タイ語の書名は สวดมนต์ฉบับภาคเหนือ
編纂者は นายทวีชัย เขื่อนแก้ว

3. 不浄観法

誰にとっても自己自身の身体を美しくないもの、醜いものとして観察することには抵抗があり、通常感覚で簡単にできることではない。

なぜなら、私たちには人の身体は美しいものであるという想いが習慣的にあり、また、服装によって、あるいは装飾品を身につけることによって、その外面的な姿かたちには心が奪われてしまうからである。

色欲から離れる目的のために不浄観法をその行法として選ぶ修行者は、所縁(ārammaṇa 観法の対象)とする腐敗して皮膚の膨張した死体などに、恭敬の想いを持ちつつ自己の身体と同様のものと見なす修習をしなければならない。その醜悪な状態をよく観察してしっかりと記憶し、「死体が腐り、膨れて醜悪な状態になるように、私の体もまた同じようになる」と、この様に修習する。

いつもその様に憶念し思い起こし比べて見ることで、心にある種の習慣性が生じて、「この身体には美しさがある」「この身体を本質的なものとして把握すべきである」といった思い込みが放棄される。

直接に注視し、観察できる死体を得るのが難しい場合は、自己の身体を頭髮や体毛など三十二の部分に分けて観察させる方法が示されている。

たとえば、髪の毛や体毛の根元に溜まる垢やしみ出てくる汗、いつも清潔にしておかなければならない大便や小便が排泄されるところ、口から出る唾液、目から出る涙などを常々観察する。

そのことにより、人が身体を所有することによって体験せざるを得ない「苦」を見ることになり、この身体のすべては不浄なものの集まりであると観察することで色欲が抑制され、この修法を継続させてゆく修行者は確固とした禅定を得る。

— 「不浄観察」についての經典の語句 —

(1)

比丘達よ。比丘は同じこの身体が、足の裏から上に、毛髪の手先から下に、皮膚の境い目まで、種々の類の不浄物で満ちているのを観察する。

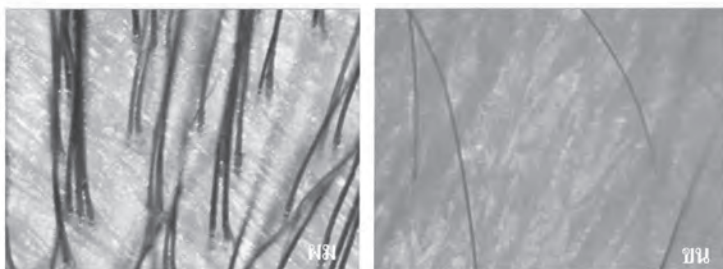
『この身体には、*頭髮、毛、爪、齒、皮膚、肉、筋、骨、骨髓、腎臓、心臓、肝臓、肋膜、脾臓、肺、腸、腸間膜、胃、大便、胆汁、痰、膿、血液、汗、脂、涙、脂肪、唾液、鼻汁、関節滑液、小便がある』と。

* 清浄道論、及びタイサンガの経本では最後に「腦」(matthaluṅga)入れて三十二行相としている。

腐敗して膨張した死体



毛髪、体毛、爪、歯、皮の五相と皮膚の変化相



(2)

比丘達よ。たとば比丘が、遺体が墓地に捨てられて、死後一日、あるいは死後二日、あるいは死後三日たち、脹れ、青脹れて、膿みただれたものになったのを見るとしよう。かれは同じこの身体と比較してみる。

『なるほど、この身体もこのような性質のものであり、このような状態になり、これは避けられない』と。

このように、内部に身体について身体を観察して住し、[あるいは外部に身体について身体を観察して住し、あるいは内部と外部から身体について身体を観察して住する。身体において生起の法を観察して住し、あるいは身体において衰滅の法を観察して住し、あるいは身体において生起と衰滅の法を観察して住する。

あるいはまた、知った分量だけ、記憶した分量だけ『身体とはこのようなものである』という思念がかれに現れ起こる。そして]かれは依存せずに住し、世間のなにもものにも執取しない。

このようにも、比丘達よ。比丘は身体について身体を観察して住する。

(1) (2) 共に 中部經典 / 念處經 / 及川 真介訳

(3)

人間のこの身体は、不浄で、悪臭を放ち、(花や香を似て)まもられている。種々の汚物が充満し、ここかしこから流れ出ている。

(4)

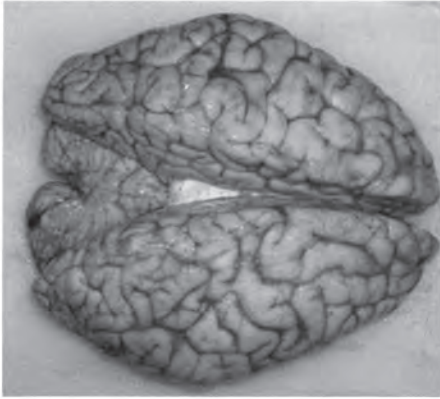
このような身体をもちながら、自分を偉いものだと思い、また他人を輕蔑するならば、かれは(見る視力がない)という以外の何だろう。

(3) (4) 共に 小部經典 / スッタニパータ / 205, 206 / 中村 元訳

— 不浄想の善果 —

1. 他の法が想い起こされる。たとえば無常想(定かなるものはないという想い)あるいは無我想(自我は探し求められないという想い)
2. 心の動揺が抑制される。(欲動があっても喜悅や失意に向かうことがない)
3. 寒さや暑さに対して忍耐強い者となる。(自己愛に満足をおぼえることがなくなり、困難を生じさせる様々なことがらに耐える能力が備わる)
4. 死後、安楽の生じる所に至る。(この不浄行觀法で確固とした禪定に至れば梵界に生まれ、至らずとも天人、あるいは人間に生まれる)

頭蓋骨と脳漿



私たちの身体はこのようなものである
足の裏から上に
髪の毛の先から下に
身体、その周囲を覆う皮膚があり
そこには種々の不浄物が満ちている



4. 「業処」と死念の修行法

P. A .Payutto

(1) 「業処」の初歩的な修行法

出家者としての新しい生活のあり方は、沙弥であろうと比丘であろうと、一般的な家庭生活からの出離となるものですから、その生活環境は新しいものによって変わっていきます。

まず、出家得度をして修道生活に入った時、気づかされることがあります。

それは、自分の心を専有するさまじきに刺激的な事柄がなくなった時、人の心はかえって妄想に満ちてしまう、ということです。つまり、金銭について、財産について、知人のことについて、それが好むこと好まないことにかかわらず、あれこれと考えてしまい心は錯綜状態に陥ってしまうことが往々にしてあります。

ですから、この新しい生活の基本には自身の心を整える方法が必要となるのです。

多くの他者と出会う社会生活から、また、共に住まう家族からの出離がなされて静まりの中にある時、出家したばかりの者があれこれ人のことを思い惑うのは通常のことですが、それによって無駄に考え過ぎてしまうことや、その錯綜した状態によって心に新たな問題を生じさせてしまうことがあります。

そのような錯綜状態を正すため、釈尊は、為しやすい行法を求めることを示唆しました。それが根本業処(mūlakammaṭṭhāna)といわれる修行法です。

この行法は、あれこれの人を対象として見た時、想起起こした時、ただ単に、髪、毛、爪、歯、皮膚、としてだけ見ることなのですが、通常私たちは、この人、あの人、この名前、あの人、この人は好きだ、あ的人是嫌いだといった勝手な意味づけをして人を見てしまいます。このような多種多様な思いが先行して心の混乱は治まるところを知りません。

心にこのような波立ちを起こさせないようにするため、人が対象となって想起起こされた時、ただ単に、髪、毛、爪、歯、皮膚、としてだけ見て、それで終わりにすれば心は平静になるという、これが「業処」の初歩的な修行法です。

対象となって想起起こされる人がいない時は、心の中で語(vācā)を誦誦するだけでも良く、それによって心は集中し散乱が治まるので定(samādhi)が得られ、これを正しくは修習(bhāvanā)といいます。

修習者は気づき(sati)を持ち、五種の語によって心を対象に向かわせます。

順により 毛髪(kesā) 体毛(lomā) 爪(nakhā) 齒(dantā) 皮膚(taco)

逆により 皮膚(taco) 齒(dantā) 爪(nakhā) 体毛(lomā) 毛髪(kesā)

これだけでも十分に自己の心を良い状態に保つ意義あるものとなり、定の形成を促すものとなります。

「業処」の初歩的な修行法は、これを学び知るだけでも基礎の段階になり、その後、少しずつ学びを増やし、三学を向上させて行くのです。

(2) 死念の修行法

人間として生まれた誰もが出会わなければならない事実、それが「死」であり、その出会いを最善なものとするためには何をすべきなのか、私たちはそのことを良く知らなければなりません。

死念(maraṇasati)と呼ばれている、その修習法の意味を知り、憶念し、洞察する修法をここに示します。

『法(dhamma)の定める方向に従い、私たちの命もまた自然法則の勢力圏の中にある事実を、事実として認識すること』

生ずることによって始まる、この法の定めたる存在の有り様があり、そこに始まりがあれば、その終わりがなければならず、「死」とはすなわち生まれてきた命が減り去ることであって、これは無常のことがわかり明らかにされた姿にほかなりません。

人はこの法の定めゆく先に向かって去って行く……。

誰もがこの様になってゆくのであり、自分自身もこの様なものである。

これはあたり前のことであり、無常なるものの事実です。

無常がその役割を遂行しているのだから、嘆き悲しまなければならない然るべき特定な理由はない、とこの様に思い定めることができるなら、恐れ、苦しみが生じることもなく、仮に苦しみが生じたとしても、それを軽減し、再び立ち上がることに多くの時を費やされることもないのです。

一人の仏弟子は、生と死に向き合う様子を詩の形でこのように告げています。

「私は、死を喜ばず、生を喜ばず、正しく知り正しく思って、時の至るのを待つのみである。」

小部經典 / 長老偈 / 十一の詩句集 / 早島 鏡正訳

ポー、オー、パユットー

5. 身至念・死念

Mahā Bua Ñāṇasampanno

(1) Kayāgatāsati / 身至念

諸々の仏たちは、永きにわたってこの身至念を教示し、どの方もこの教えを捨て去ることはありませんでした。

釈尊にしてもそれは同じで、二千五百年以上の年月を経て教示されてきたこの身至念が、本来の教えから離れて他の教えに変わってしまうことはなかったのです。

釈尊は、この身体の真実相について述べられた……………。

この身体は一つの事実、一つの真実としての「自然」なのであるから、真実に基づくことなく教えることはできない。

私たちの心のように、今のこの瞬間、この時間にも常に妄想しているその心に事実が知られることはない。自ら混乱した状態を産み出し、昼も夜も、立っていても、歩いていても、座っていても、横になっていても、幸福は見い出しえない。なぜなら

…………… 妄想しているのが普通のことだから。

おおもとのところにあるこの妄想の、その成り行きに任せたままにいて、心を他の在り方に変えようとしてもそれは無理なことです。

私たちは事実でない、欺瞞で形成されたもので自分を騙しているのであって、その、事実でないものごとによって現れた結果は、常ににせ物であり、己を苦しめるものとなるのです。

自然に基づき、自然から離れることなく身体の真実相を教えるこの身至念は、私たちの心の迷いを正して行くものなのです。

身体の外側にある頭髮や皮膚から、内部の臓器、大小便に至るまで、その自身の身体にも、他者の身体にも、そこにわれわれが望み、欲するものはない、と。

この様にして身体を観察できたなら、妄想の中に迷い込むこともなく、憂いのない、平安な状態に心を定め置くことができるのです。

どこからか、何かに執著する心が生じてきても、それらを解き放つことができ、その執著という、山よりも重い荷物を降ろした時の心地良さは、言葉で言い表すことができるものではないのです。

(2) Maraṇasati／死念

人は死を前にして悶え苦しむ。

この人もあの人も、そしてこの私も、すべての人と同じように死を前にして焦り、悶え、苦しんでいる。

世の中のすべての事で、死の恐怖と比べられるものはありません。

皆さん一人一人、無常(aniccaṃ) 苦(dukkhaṃ)そして無我(anattā)というこれらの法(dhamma)を、畏れの想いを持ち、よく観察して自身の心に受け入れて下さい。

その様にすれば、この法は火を消す水となって、死の前で悶え苦しむことや、死を恐れることもない真の静寂をあなたの心にもたらしめます。



死は各々の身体、各々の心のすべてに存在していて、その身体と心は時を同じくして死んで行きます。しかし、まだ死に至らない時に善なる行いを積み重ね、心に法を留め置くことができるなら、私たちの心を焼き焦がす火となるあまたの煩惱は解き放たれて行きます。

解き放てば法は心に入ります。解き放ち、そして受け入れる。心が十分に静まり穏やかになっても、さらに解き放ち、そして受け入れる。

静寂に満ち、すべてを放ち、すべてを尽くし、修行を完成した者の心に付着するものは何もないのです。

マハーブア ニャーナサムバンノー

6. 死念行法とその善果

死念の修習を欲する者は静かな場所に坐して時死^①と非時死^②のありようを憶念し、「死が起こるであろう」「生命が絶たれるであろう」、あるいは「死、死」と如理作意^③を起こさなくてはならない。

— 注意しなければならないことは不如理作意を起こすことであり、それは ……

- ・愛する者の死を憶念する時に嘆き悲しみが起こること、
- ・嫌悪する者の死を憶念する時に喜びが起こること、
- ・関心のない者の死を憶念する時に死に対する畏れ^{おそ}が起きないこと、
- ・自己自身の死を憶念する時に恐怖し、戦慄が起こること、であり、もしこれら四種への死の憶念のように、理をもって正しい方法を行うことがなければ、かえって不善なものが生じる。

— 理にかなった死念の修習法は、それぞれの個人に共通な死の様相による憶念である。

— 死念は次の八種の行相によって憶念されるべきである。

1. 死が殺戮者のごとく目の前に現れることにより。(死は生と共にあり、いつでも命を奪いにくる)
2. 財として所有しているものの凋落により。(命は最も愛しく、失うことを恐れるものでありながら、それをどのように維持しようとも、死からののがれられない。
3. 他の人々の死との比較により。(自己と他者には異なることが数多くあるが、まったく異なることのないものがある。それが死である)
4. 身体の多くが他の人と共通のものであること。また、数多くある死の因縁の思惟により。(身体の内部は寄生虫の巣であり、多くの病気が生じる。死に至らしめる災い、例えば毒を持つ生き物、火、水、凶器などがある)
5. 命が脆弱であることにより。(命は五つの縁に依っている。すなわち、出入息、行住坐臥、寒熱、四大種の平衡、そして食に係る)

① 時死(kālamaraṇa) ふさわしい時における死。その人の徳や寿命が尽きることによる死。

② 非時死(akālamaraṇa) 事故や災害などによって命が絶たれることによる死。

③ 如理作意(yonisomanasikāra) 心の中で理をもって行う思考。正しい方法で理由を考察して求める思考。

6. 命は不確定で限定がないことにより。(命の長さがどれほどか、何才で、いかなる理由で、いつ、何処で死ぬのかを知ることができない)
7. 命に時限があることにより。(長命者も百才前後で死ぬ)
8. 命のある刹那の短いことにより。(一瞬一瞬に死の機会がある)

— 死念修行の善果 —

1. 命への愛着、沈溺から離れる。
2. 悪を許せない者となる。(悪を為す者を見ると悲しみが起こる)
多く貯えることがなくなる。(命は短いものだとなり、足るを知る)
3. 財産や金銭、品物に対する執著から離れる。
4. 「定かなものはない」との想いが常にある。
5. 死に対する恐怖がなくなる。
6. 意志をもって死についての思念を継続することで禅定に接近する。
7. 現世に不死の涅槃に至らずとも、安楽の生じる所に向かう。

— 「死」についての經典の語句 —

この世における人々の命は、定まった相^{すがた}なく、どれだけ生きられるか解らない。
惨^{いたま}ましく、短くて、苦悩をとまなっている。

生まれたものどもには、死^のを遁^{のが}れる道がない。老いに達しては、死が来る。
実に生あるものどもの定めは、このとおりである。

熟した果実は、早く落ちる。それと同じく、生まれた人々は、死なねばならぬ。
かれらにはつねに死の怖れがある。

たとえば陶工のつくった土の器が終にはすべて破壊されてしまうように、人々の命もまたそのとおりである。

若い人も壮年の人も、愚者も賢者も、すべて死に屈服してしまう。すべての者は必ず死に至る。

かれらは死に捉えられてあの世に去って行くが、父も子も救わず、親族もその親族を救わない。

見よ。見まもっている親族がとめどなく悲嘆に暮れているのに、人は屠^と所^{しよ}に引かれる牛のように、一人ずつ、連れ去られる。

小部經典 / スッタニパータ / 574-580 / 中村 元訳

กรรมฐานข้อนี้แสดงให้เห็นว่าฟันที่ขาวเป็นเงางามนี้ แท้แล้วคือส่วนหนึ่งของกระดูกที่อยู่ในร่างกาย ที่ติดอยู่กับหัวกระดูกโหลกภายในศีรษะของทุกคน ซึ่งฟันนี้ถ้าปล่อยไว้ไม่ชำระขัดสี ก็จะปรากฏกลิ่นเหม็นน่ารังเกียจ ในที่สุดต้องหลุดถอนปรากฏเป็นความไม่งามเป็นธรรมดา ไม่คงสภาพสวยงามให้ชมอยู่ตลอดอีกต่อไป และเมื่อตายไปแล้ว ฟันนี้ก็ย่อมปรากฏอยู่กับโครงกระดูกอันน่าขยะแขยงนี้เอง



อสุภกรรมฐานทั้ง 10 อย่างตามความหมายดังกล่าว ขอท่านนักปฏิบัติที่จะฝึกหัดกำจัดอำนาจราคะคือความกำหนัดยินดีในเพศตรงข้าม ท่านจงเลือกฝึกอสุภะทั้ง 10 อย่างนี้ อย่างใดอย่างหนึ่งที่เหมาะสม เพื่อแก้ไขความรู้สึกเดิมอันผิดจากความจริง ที่มีความกำหนัดยินดีอยู่นั้น ให้บรรเทาจางคลายลง เพื่อผลในการปฏิบัติ ในส่วนวิปัสสนาญาณ เพื่อมรรคผลจะได้จางคลาย ในทุกขัณณพจน์น้อยใหญ่ต่อไปเถิด



Aniccā vata saṅkhārā uppādavayadhammino,
Uppajjitvā nirujjhanti tesam vūpasamo sukho.

諸行は実に無常であり
生と滅の法あるものである。
生じては滅する。
それら[諸行]の寂滅が楽である。

Aciraṃ vatayaṃ kāyo pathaviṃ adhisessati,
Chuddho apeta viññāṇo niratthaṃ va kalingaraṃ.

ああ、この身はまもなく地面に横たわり
意識の去ったもの[死体]となって棄てられる。
あたかも、無用の丸太のように。

Sabbe sattā maranti ca marīṃsu ca marissare,
Tath' evāhaṃ marissāmi natthi me ettha saṃsayo.

すべての命あるものたちは
死ぬのであり
死んでいったのであり
死にゆくのである。
私もそのようにして
死ぬものであることに疑いはない。

— P. A. Payutto / ポー、オー、パユットー

1938年、タイ国スパンブリー県生まれ。13才で沙弥出家。タイサンガパーリ語試験の最上級、9段に合格した後1964年には仏教学の学位を取得。1994年ユネスコ平和賞受賞。著作は現代的、自然科学的記述が多く用いられ、英文で出版されているものもある。日本では「仏法」「テーラワダ仏教の実践」「仏法の思考と実践」が出版されている。

— Mahā Bua Ñāṇasampanno / マハーブア ニャーナサムパンノー (1913-2011)

タイ国東北地方、ウドーンターニー県生まれ。21才で出家し、タンマユット森林派の瞑想僧として厳しい修行を重ねた。後にパーンダーク森林寺院の初代住職となり、外国人比丘をふくむ多くの弟子を育成した。著作は師であるアージャーンマンの教えを記述したものが数種あり、他に「仏法を照らすもの」などの自著がある。

引用した「身至念」は2008年に初版が上梓されている。

— 不浄観行法、身至念、死念行法の解説文は以下の文献と図版を用いて編集した。書名のタイ語表記は巻末に記す。

- ・ Pannyā Chaibāngyāng, “Thammāthibāi” (タイ語) pp. 70 -72.
- ・ P. O. Payutto, “Chīwitphara Chīwitchāophutta” (タイ語) pp. 26-28.
- ・ Mahābua ñāṇasampanno, “Kāyagatāsati” (タイ語) p. 121 p. 158.
図版 p. 107 p. 118 p. 125 p. 131 p. 157.
- ・ 『南伝 第六十二巻 清浄道論 一』 pp. 353-390.
- ・ 『南伝 第六十三巻 清浄道論 二』 pp. 1-29.

APPENDIX III

補足Ⅲ・カティナ儀規、偈経

1. 施主によるカティナ用の布、献上の辞
サンガによる求聴羯磨
2. カティナを授ける羯磨文
3. カティナの受持作法
4. 偈経、護経

カティナ献上式

在家信者、村人たちによるカティナの献上



カティナ用の布、日用品などの布施物



1.* 施主によるカティナ用の布、献上の辞

Namo tassa bhagavato arahato
sammā-sambuddhassa.

(三回)

Itaṃ bhante sapparivāraṃ
kaṭṭhinadussaṃ saṅghassa oṇojayāma.
sādhū no bhante saṅgho imam
sapparivāraṃ kaṭṭhinadussaṃ
paṭiggaṇhātu.
Paṭiggahetvā ca imimā dussena kaṭṭhinam
attharatu amhākaṃ dīgharattaṃ hitāya
sukhāya.

比丘衆は sādhū(よろしい) と答える。

阿羅漢であり、正等覚者である
かの世尊を、私は礼拝いたします。

諸尊師よ、このカティナ衣用の布に添
え物をとめない、サンガに献上いたし
ますので、どうか諸尊師よ、サンガは
是非、添え物をとめたこのカティ
ナ衣用の布をお受け取り下さい。
受け取られたら、私たちすべての永き
利益と幸福のために、この布で[比丘
に]カティナを張らせ(作らせ)て下さい。

Apalokana-kamma

サンガによる求聴羯磨

(1) 一番目の比丘

Idāni kho bhante idaṃ sapparivāraṃ
kaṭṭhinadussaṃ saṅghassa
kaṭṭhinatthārārahakāle yeva uppannam,

īdise ca kāle evaṃ uppannena dussena
kaṭṭhinatthāro vassaṃ vutthānaṃ
bhikkhūnaṃ bhagavatā anuññāto,

yena ākaṅkhamānassa saṅghassa
pañca kappissanti:
anāmantacāro,
asamādānacāro,

さて諸尊師よ、カティナを張る(作る)
のにふさわしい時に、このカティナ衣
用の布が、これらの添え物と共にサン
ガに生じました。

世尊は雨安居を共に過ごした比丘衆
が、かくして生じた布でカティナを張
る(作る)ことを許可しました。

また、サンガが望むのであれば五つの
特権が与えられます。つまり、
許可を得ずして外出してよいこと、
三衣一組を揃えずに外出してよいこと、

* カチナの施者の代表者が比丘衆に対面して以下の唱句をパーリ語とタイ語で唱える。

gaṇabhojanaṃ,
yāvadattacīvaraṃ,
yo ca tattha cīvaruppādo so nesam
bhavissati,
catūsu pi hemantikesu masesu cīvarakālo
mahantikato bhavissati.

Idāni pana saṅgho ākaṅkhati nu kho
kaṭhinatthāraṃ,
udāhu nākaṅkhati.

比丘衆は ākaṅkhāma bhante (尊師よ、望みます) と答える。

(2) 二番目の比丘

So kho pana bhante kaṭhinatthāro,
bhagavatā puggalassa atthāraṇaṃ eva
anuññato,
nāññatra puggalassa atthāraṇaṃ atthataṃ
hoti kaṭhinanti,
hi vuttaṃ bhagavatā na saṅgho vā gaṇo
vā kaṭhinaṃ attharati.

Saṅghassa ca gaṇassa ca sāmaggīyā
puggalassa eva atthāraṇaṃ saṅghassa
gaṇassa eva atthāraṇaṃ atthataṃ
hoti kaṭhinaṃ.

別衆食^①(及び展転食^②)を食してよいこと、
余衣^③は望むだけ多く所持できること、
そして、その場で得られた布は(カティナを張った)比丘全員のものとなり、
衣時が寒期の四ヶ月間まで延長される
ことです。

サンガはカティナを張る(作る)ことを
望みますか、それとも望みませんか。

諸尊師よ、世尊は「カティナは他でもない
個人で張る(作る)ものである」と言
われ、カティナを張る(作る)ことを個
人にのみ許されたのであり、サンガや
ガナ^④ではないのです。

サンガやガナの賛同を得て、個人がカ
ティナを張る(作る)ことで、サンガや
ガナや個人はカティナを張る(作る)
のです。

① 別衆食(gaṇabhojana) サンガの中で四人以上の比丘が党派を組む、信者から食事の供養を受けること。

② 展転食(paraṃparabhojana) 比丘が一箇所ですべての食事の供養を受け、また別のところで供養を受けること。

③ 余衣(atirekacīvara) 現在使用している三衣(受持衣)以外の、まだ浄施していない衣。

④ ガナ(gaṇa) 二人、あるいは 三人による比丘の集まり。サンガ(saṅgha) は四人以上の比丘衆。

Idāni kass' imaṃ kaṭhinadussam
dassāma kaṭhinaṃ attharituṃ.
Yo jīṇṇacīvaro vā dubbacīvaro vā
yo vā pana ussahissati ajj' eva
cīvarakammaṃ niṭṭhāpetvā,
sabbavidhānaṃ aparihāpetvā,
kaṭhinaṃ attharituṃ samattho bhavissati.

比丘衆は沈黙している。

(3) 三番目の比丘

Idha amhesu āyasamā * (itthannāmo)
sabbamahallako bahussuto dhammadharo,
vinayadharo, sabrahmacārīnaṃ
sandassako samādapako samuttejako
sampahaṃsako, bahunnaṃ ācariyo
vā upajjhāyo vā hutvā ovādako anusāsako.
samattho ca taṃ vinayakammaṃ
avikopetvā kaṭhinaṃ attharituṃ.
maññāma' aham evaṃ “sabboyam saṅgho
imam sapparivāram kaṭhinadussam
āyasmato (itthannāmassa) dātukāmo
tasmim kaṭhinaṃ attharante sabboyam
saṅgho sammad eva anumodissati”

āyasmato (itthannāmass' eva) imam
sapparivāram kaṭhinadussam dātuṃ,
ruccati vā no vā sabbass' imassa saṅghassa.

比丘衆は ruccati bhante (尊師よ、喜びます) と答える。

* () 内には カティナ衣用の布を受ける比丘の名前が入る。

① 如律羯磨(vinayakamma) 律に関する作法、あるいは律に順じた実践(P. A. Vo. T. p. 371)

さて我々は、古い衣を持つ者、あるいは
ボロになった衣を持つ者、それとも、
今日この日に張る(作る)作業を終わら
せようと、いかなる工程も中途半端に
せずにカティナを張る(作る)ことがで
きる者の内の、誰にカティナ衣用の布
を与えて張る(作る)べきでしょうか。

我々の中で()は、年輩僧で
学識あり、仏法と律を受持して、
自らの仲間である梵行者らを教え、励
まし、喜ばせ、数多くの者に説法し、
教授する師であり、指導者であり、そ
の如律羯磨^①を損なうことなく、カティナ
を張る(作る)ことのできる者である。

故に、私は「このサンガは、全員が()
()にこれらの添え物と共に、このカ
ティナ衣用の布を与えることを望んで
おり、カティナを張り(作り)終えたと
ときにはサンガの全員が随喜するであろ
う」と、この様に思います。

これらの添え物と共にこのカティナ衣
用の布を()にのみ与え
ることをここに集うサンガは喜びます
か。それとも喜びませんか。

(4) 四番目の比丘

Yadi āyasmato (itthannāmassa)
imam sapparivāraṃ kaṭṭhinadussaṃ dātuṃ,
sabbass' imassa saṅghassa ruccati,
sādhū bhante saṅgho imam
kaṭṭhinadussaparivārabhūtaṃ ticīvaraṃ
vassāvāsikaṭṭhitikāya agāhetvā
āyasmato itthannāmass' eva
iminā apalokanena dadātu,

kaṭṭhinadussaṃ pana apalokanena
diyyamānaṃ pi na rūhati.
tasmā “taṃ idāni ñattidutiyena kammaṇa
akuppena ṭhānārahena āyasmato
itthannāmassa demāti”
kammaṇa niṭṭhānaṃ karotu.

()にこれらの添え物と共にこのカティナ衣用の布を与えることを、ここに集うサンガが賛同したので、諸尊師よ、サンガは賛同をもって実際にこれらの添え物と共に、このカティナ衣用の布の一部として生じたこの三衣一組を、安居衣を受け取る年功の順序に関係なく()にのみ与えて下さい。

カティナ衣用の布に関しては賛同を持って与えられたとしても適切とは言えないので、サンガは、「我々は今、これを揺るぎない確固とした白二羯磨によって()に与える」と、この様な決議を行って下さい。

比丘衆は sādhū bhante (尊師よ、よろしいです) と答える。

— カティナの際の求聴羯磨は、このテキストのように四名の比丘がそれぞれのパートをバリー語で唱える形式と、タイ語に訳され唱句を唱える形式、そして、二名の比丘が全体の要約されたタイ語の唱句を唱える形式があり、寺院の規模や伝統に従った羯磨儀規が行われている。

この求聴羯磨の唱文は、タイサンガの解説書 S. P. K. Vajirañāṇavarorasa, “THE ENTRANCE TO THE VINAYA Vol.3” p. 286-p. 292 の英訳文を Phra Mettacitta (井上剛一比丘) が和訳したものである。

二名の比丘によるカティナ求聴羯磨語の誦唱



住職の法話・比丘衆による祝福偈の誦唱



2.*カティナを授ける羯磨文

Suṇātu me bhante saṅgho.

Idaṃ saṅghassa kaṭhinadussaṃ uppannaṃ,
yadi saṅghassa pattakallaṃ,
saṅgho imaṃ kaṭhinadussaṃ
(itthannāmassa) bhikkhuno dadeyya
kaṭhinaṃ attharituṃ.

Esā ñatti.

Suṇātu me bhante saṅgho.

Idaṃ saṅghassa kaṭhinadussaṃ uppannaṃ,
saṅgho imaṃ kaṭhinadussaṃ
(itthannāmassa) bhikkhuno deti
kaṭhinaṃ attharituṃ.

Yassāyasmato khamati imassa
kaṭhinadussassa (itthannāmassa)
bhikkhuno dānaṃ kaṭhinaṃ attharituṃ, so
tuṇhassa, yassa na khamati so bhāseyya.

Dinnaṃ idaṃ saṅghena kaṭhinadussaṃ
(itthannāmassa) bhikkhuno kaṭhinaṃ
attharituṃ.

Khamati saṅghassa, tasmā tuṇhī evaṃ
etaṃ dhārayāmi.

諸尊師よ、

サンガは私の言葉を聞きなさい。

サンガにこのカティナ衣が生じました
もし、サンガにとって適時が到来した
ら、サンガはこのカティナ衣用の布を
()に与えてカティナを張ら
せ(作らせ)るべきです。

これが、白(告知)である。

諸尊師よ、

サンガは私の言葉を聞きなさい。

サンガにこのカティナ衣が生じました
サンガはこのカティナ衣用の布を()
に与えてカティナを張らせ(作ら
せ)ます。

()に与えたカティナ衣用の
布でカティナを張らせ(作らせ)るこ
とを許容する方は沈黙して下さい。許容
しない方は[その様に] 言って下さい。

この与えられたカティナ衣用の布は、
サンガによって、()に
カティナとして張らせ(作らせ)るもので
あります。

サンガに容認されていることにより
[サンガは] 沈黙しています。

この様に、私は確認します。

* カティナを授ける羯磨は白二羯磨であり、「界」の中に比丘衆を集めて行われる。カティナの白二羯磨文は『南伝 第三卷 律蔵三』pp.248-266.

3.*カティナの受持作法

— カティナの受者は次の様に唱える。

Namo tassa bhagavato arahato
sammā-sambuddhassa.
(三回)

カティナが重衣(saṅghāṭī)の場合

Imāya saṅghāṭiyā kaṭhinaṃ attharāmi.

カティナが外衣(uttarāsaṅga)の場合

Iminā uttarāsaṅgena kaṭhinaṃ attharāmi.

カティナが內衣(antaravāsaka)の場合

Iminā antaravāsakena kaṭhinaṃ
attāharāmi.

阿羅漢であり、正等覚者である
かの世尊を、私は礼拝いたします。

私はこの重衣によってカティナを拵げ
ます。

私はこの外衣によってカティナを拵げ
ます。

私はこの內衣によってカティナを拵げ
ます。

* カティナの受者はこのカティナの受持作法を行なう前に、いままで着用していた衣の受持を
取り消し(paccuddharaṇa - p.55)、新たに得た衣の点淨(bindukappa - p.53)と受持(adhiṭṭhāna - p.53)
をする。

— カティナの際の求聴羯磨、白二羯磨などのサンガ羯磨に関する P.A.Payutto の解説文。

サンガ羯磨(saṅghakamma)とはサンガの運営のための会議である。それには以下の四種がある。

1. 求聴羯磨(apalokanakamma) 集まっている比丘衆に伝えるのみで、白(告知 ñatti)と唱説
(確認 anussāvana)を必要としない羯磨。
事例・ある比丘に対して梵罰(brahmdaṇḍa 比丘衆が黙してその者と話をしない処罰)を下
すことを全員に伝えること、など。単なる事項伝達。
2. 白羯磨(ñattikamma) 白のみで唱説のなされない羯磨。
事例・布薩(戒序)、自恣、など。
3. 白二羯磨(ñattidutiyakamma) 白が誦唱されてから唱説が一回なされる羯磨。
事例・「界」の設定、カティナの授与、など。
4. 白四羯磨(ñatticatutthakamma) 白が誦唱されてから唱説が三回なされる羯磨。
事例・受具足戒、別住、マーナット、など。

(P. A. Vo.T. p. 415)

4. 偈経、護経

Anumodanārambha-gāthā^① (随喜発勤偈)

Yathā vārivahā pūrā paripūrenti
sāgaram,
evam eva ito dinnaṃ petānaṃ upakappati.

Īcchitaṃ patthitaṃ tumhaṃ
khippam eva samijjhatu,
sabbe pūrentu saṅkappā
cando paṇṇaraso yathā
maṇi jotiraso yathā.

Sabbītiyo vivajjantu
sabba-rogo vinassatu,
mā te bhavatvantarāyo
sukhī dighāyuko bhava.

Abhivādana-sīlissa
niccaṃ vuḍḍhāpacāyino,
cattāro dhammā vaḍḍhanti
āyu vaṇṇo sukhaṃ balaṃ.

川の水が満ちあふれて流れ、大きく豊かな海にたどり着くように、
今ここで積まれた施しは、すでにこの世を去った方々にも回向^{えこう}することができでしょう。

どうかあなたの望まれるもの、求めるものがすみやかに成就されますように。
どうかあなたの想い描く努力が、満月のように完全に成し遂げられますように。

その成し遂げられることが、光り輝く宝石のように美しいものでありますように。

どうかすべての悪しきことから遠ざけられますように。

どうかあなたが病むことがありませんように。

どうかあなたが危険な目に遭いませんように。

どうかあなたが幸せであり、また長生きされますように。

常に何ごとにも謙虚な姿勢を保ち、年長者を敬う人には 次の四つの事がらが増していきます。

それは、長寿、人々からの信頼、幸せ、徳の力です。

① 随喜 (anumodana) 喜びを共にすること。祝福とも訳される。この偈は人の行いの徳を心から賞賛して表し、布施や供養の行いに対して唱えられる。

Jayaparittam² (勝利護経)

Mahākāruṇiko nāto hitāya
sabbapāṇinaṃ,
pūretavā pāramī sabbā patto
sambodhim uttamaṃ,
etena saccavajjena hotu te
jayamaṅgalaṃ.

Jayanto bodhiyā mūle sakyānaṃ
nandivaḍḍhanaṃ,
evaṃ tvaṃ vijayo hohi jayassu
jayamaṅgale
aparājitaṃ pallaṅke sīse paṭhavipokkhare,
abhiseke sabbabuddhānaṃ aggappatto
pamodati.
Sunakkhattaṃ sumaṅgalaṃ supabhātaṃ
suhuṭṭhitaṃ,
sukhaṇo sumuhutto ca suyitṭhitaṃ
brahamacārīsu.

Padakkhiṇaṃ kāyakammaṃ
vācākammaṃ padakkhiṇaṃ padakkhiṇaṃ
manokammaṃ
paṇidhī te padakkhiṇā padakkhiṇāni
katvāna labhantatthe padakkhiṇe.

So atthaladdho sukhito viruḷho
buddhasāsane,
arogo sukhito hohi saha sabbehi nātibhi.

命あるものの守護者、大慈愛者は、すべての命あるものの利益のために、最高の道のすべてを満たし、最上の正覚を得て解脱に至りました。
この真実の言葉によって、あなたに勝利の幸運が与えられますように。

菩提樹の下で魔に打ち勝ち、諸仏が到達した最高の喜びを大地から生じる蓮の葉の上、つまり、金剛座の上で得た者となり、サカヤ族の喜びを増大させた勝者・釈尊のように、どうかあなたは勝利の恩恵を勝ち取り、勝利者となりますように。

良き吉祥の時、良き幸運、良き曙、良き努力、良き刹那、良き時間、そして清浄な修行者への良き供養。

その、身体による業は善であり、
その、言葉による業は善であり、
その、心による業は善であり、
あなたの多くの誓願は善であり、
善をなす誰もが意義あるすべての事柄を得るのです。

彼が意義と幸福を得、仏の教えに於いて成長し、親類の方々と共に、満ち足りた心を持つ病いなき者でありますように。

Sā atthaladdhā sukhitā viruḷhā
buddhasāsane,
arogā sukhitā hohi saha sabbehi ñātibhi.

Te atthaladdhā sukhitā viruḷhā
buddhasāsane,
arogā sukhitā hotha saha sabbehi ñātibhi.

彼女が意義と幸福を得、仏の教えに於いて成長し、親類の方々と共に、満ち足りた心を持つ病いなき者でありますように。

彼らが意義と幸福を得、仏の教えに於いて成長し、親類の方々と共に、満ち足りた心を持つ病いなき者でありますように。

Sumaṅgalagāthā³ (吉祥偈)

Bhavatu sabbamaṅgalaṃ rakkhantu
sabbadevatā,
sabbabuddhānubhāvena sadā sotthī
bhavantu te.

Bhavatu sabbamaṅgalaṃ rakkhantu
sabbadevatā,
sabbadhammānubhāvena sadā sotthī
bhavantu te.

Bhavatu sabbamaṅgalaṃ rakkhantu
sabbadevatā,
sabbasaṅghānubhāvena sadā sotthī
bhavantu te.

すべての幸運がありますように。
すべての神々が護りますように。
すべての仏の偉大な力によって、
あなた方が常に平安でありますように。

すべての幸運がありますように。
すべての神々が護りますように。
すべての法の偉大な力によって、
あなた方が常に平安でありますように。

すべての幸運がありますように。
すべての神々が護りますように。
すべてのサンガの偉大な力によって、
あなた方が常に平安でありますように。

—— 偈経、護経の和訳編集は以下の文献を参照した。

- 1, Anumodanārambha-gāthā (和訳文は 浦崎 雅代・タイ国立マヒドン大学宗教学部講師)
“Monphithī plee Thai” (タイ語、1999年版) pp. 169 -170.
- 2, Jayaparittam
“Suwattomon plee Thai” (Wat Nongpaphong タイ語、1997年版) pp.174 -175.
“Manorathapāraṇī” (タイ版三蔵、第三十五巻 増支部經典注釈) p.619.
- 3, Sumaṅgalagāthā
“Monphithī plee Thai” (タイ語、1999年版) pp.134 -135.

APPENDIX IV

補足 IV・出家者への教誡 / プッタタート比丘

1. 余すところのない出離
2. 出家者の徴となるもの

出家者への教誡

Buddhadasa bhikku

1. 余すところのない出離

表題としたこの言葉は、世俗にある人がその在家生活から出て行くこと、つまり家庭生活を捨てて出家者の生活に入っていくことを意味しています。

また、世間の人々がその特質として持っているものをことごとく捨て去る、という意味の「俗世間からの完全なる出離」という成句もあります。

「在家生活から出て行くこと」は、家あるいは家庭生活から出て行くことで、次の様ないくつかの項目によって、その意味内容が説明されます。

それは、財産、金銭の放棄、親族の放棄、在家者的な服飾から離れること、在家者的な「食」から離れること、在家者的な物の使用を止めること、在家者的な行動言動を慎むこと、そして在家者的な感覚や思考様式を余すところなく捨て去る、といった事柄で、これらを順に説明します。

財産、金銭の放棄

財産や金銭を必要とせず、それにとらわれる事のない生活の享受を意味します。

出家した者は、出家者の成就に向けた正しい行いにより、信者の方々からの施物、あるいは乞食によって生活をします。この条項で言うところの財産や金銭は在家者の中の、成就に向けた正しい行いは無縁な人のものです。

信仰によって人々が供養する食物や資具があり、崇高で真に価値あるものを求めることに専心する出家者にとって必要となる財産はないのです。

親族の放棄

これは俗世間の人々のように集まり関係し合う因となる親族への憂慮を持たないことを意味します。

出家しても、まだ家族の生活状態など気がかりなことがあり、出家の、風通しが良く自由な生活を享受する機会の得られない人がいます。

パーリ聖典や仏教説話の中で、親族を踏みつけにして捨て去った出家者のことが述べられています。仏陀在世時に生きた出家者の中には、生涯自分の生家を訪ねることはしないと誓い、そのように行う者がいましたが、仏教の出家者がめざすものは、一般的な在家生活者が持つ家族に対する懸念や心配を捨てることであり、親族に会うことはしないといった事ではありません。

在家者的な服飾から離れること

出家者ならば当然のことを、いまさら何について述べているのかと、その意味を考えると思います。

出家者は衣料とするものの美しさや柔らかい感触に溺れてそれを身にまとうのではないという、そのことに、どうか意を注いで下さい。

これは、たとえ出家者用の衣を用いたとしても、もし、その衣に美しさや柔らかい感触などを望んでいるのなら、その者は僧衣をまとっているのにもかかわらず、在家者用の衣服を着ているのと同じである、という意味なのです。

在家者的な「食」から離れること

これは比丘や沙弥が、定められた以外の時間に食事をすることや、食すべきでない種類のことなどを意味しているのではなく、以下のような大切な意味内容のある項目です。

世間の人々の中には、自分の思うところにのみ従い、美味なるものを求め、享楽のために食べ、それも休むことなく食べる人がいます。

出家した者はこのような「食」のあり方から絶対に離れなければなりません。

出家者は、自分の身体を存続させてゆくためだけのものを食物として用いるのであり、ほど良く快適であり、すべてに及ぶ苦から離脱するために、「法」と「律」を修学するにふさわしいものとして食すのです。

そして、釈尊が述べられたこのような説話を思い起こしつつ……。

「きみたちは托鉢食を、ただ牛車の車軸に油をさすことと同じようにして食すのです。あるいは、砂漠の中で道に迷い、そこで死んでしまった子供の死肉を、己の命を維持するためにやむなく食べるその子供の親と同じようにして食すのです。」

このように行うことが、在家者的な「食」を止め、余すことなくそれから離れることなのです。

在家者的な物の使用を止めること

これは日用品や食器などの用具を使うことについて言っているわけではありません。

在家の人々がしがちな行動様式のこと、飾り立てるため、己の思うところに従って享乐的に生きるため、あるいは、その物の多さや美しさを自慢するために品物を用いることです。この項目は、物の使用において在家者的な事柄から余すところなく離れる、という意味です。

在家者的な行動、言動を慎むこと

世の中には自己の心にのみ従い、楽しみや恍惚とすることだけを探し求める人がいますが、当然のことながらそのような人は自制心を失い、快感や煩惱に導く欲動にそのかされた行動や言動をしがちです。

パーリ聖典に「われわれ出家者の行動、言動は沙門としてのものであり、自己の行いを沙門の行動様式によって為して行くのである」とあるように、出家者の威儀は沙門のそれではなければなりません。出家した者がこの事を忘れてしまったら、彼の行動、言動は在家者と変わらないものになってしまいます。在家者の友人が訪ねて来ると、互いが在家者であった時に、一緒になっていくつかの事を親密になって行っていたように、つい調子を合わせてしまったり、比丘の威儀を失って無作法に座ったりすることもあります。

釈尊はそのような者に沙門を見ることはありませんでした。

出家者となったからには、その他の多くの在家者的行動、言動も正念と正知のはたらきによって慎むべきなのです。

在家者的な感覚や思考様式を余すところなく捨て去ること

通常、世間の人々の思うところのものは世俗的な事柄なのですが、中には色や形、香りなど様々な欲する事物に強く関心を持ち、我を忘れ、心を失い、その欲望の対象に想念を向けてしまうことが日常化している人がいます。

彼は、欲する事物に向かう想念が生じた時、それを制止することを望まず、むしろその恍惚となる対象に向かって心を失わせることに満足さえしていまい、想念をさらに大きくしてしまうのです。

出家した者は常に正念と正知を保ち、その種の俗人のような感覚、思考様式を決然として捨てなければなりません。想念の流れを制御し、悪しきものを排除して出家者の道のみを行くのです。

これが、在家者的な感覚や思考様式を余すところなく捨て去る、ということです。

「余すところのない出離」

この表題の言葉の中に、本当の出家の、その特徴となるものが何であるかが、すべて表されています。

2. 出家者の^{しるし}徴となるもの

出家者として生きる者には、その出家生活の妨げとなる事柄から身を守り、出家生活を完遂させるための手段、方法となるものが不可欠です。

この事について釈尊は次のように述べられました。

「茅草でも、とらえ方を誤ると自分の手のひらを切るように、修行者の行も間違っ
て行くと自己に災いをもたらす」

この教えに示されているように、出家した者はその最初から、修行生活を生き
ようとする自己に妨げの生ずることがないように、その手段、方法となる事柄に
ついての知識を充分に持っている必要があるのです。

出家者のまとう袈裟衣^{けさうい}は「阿羅漢の勝利の旗」とされていて、それはパーリ語
で Arahattadhajo と記されます。

その意味するところは「洪い色で染められたこの法衣は、清浄で卓絶せる者の
聖なる^{しるし}徴である」というものであり、これが、その衣を身に着けた時、ただの衣
料であることよりも多くの意味を付与される理由になっているのです。

もし、その者が自身の中^{うち}に充分な資質がないのにもかかわらず袈裟衣を身に着
けたなら、その者には時を経ずして災いが生じて来るでしょう。

これは、釈尊が様々な状況で熱心に語られた出家者の基本的なあり方で、パー
リ經典にはこのような聖句が記されています。

けがれた汚物を除いていないのに、黄褐色の法衣をまとうと欲する人は、
自制がなく、真実も無いのであるから、黄褐色の法衣にふさわしくない。

小部經典 / ダンマバゲ / 9 / 中村 元訳

けがれた汚物とは煩惱のことであり、戒和尚は、いま出家する者、つまり俗世
間にあって迷妄という名の煩惱のさ中を生きてきた者に対し、袈裟衣をまとう前
に(身体)の事実、真実を知らしめ、その虚偽に覆われたものごとについて心が慄
然とするまで省察することを教えます。

これが不浄業処の行法となる皮五業処(tacapañcaka-kammaṭṭhāna)です。

出家しようとする者に、その、己の俗世間的妄見の害毒を見せることで精神の
高揚、つまり、心の浄化、明瞭性、静寂が得られ、在俗の時よりもたとえわずか
であったとしても、彼の精神状態が向上したならば、そこで、戒和尚は出家志願
者に袈裟衣を与えるのです。

出家した人は、どうかこの戒和尚の示された皮五業処の教えの意味を汲み取って下さい。そして、袈裟衣を身に着ける時に、業処修行の実践修習が自己を災いから守るためのものであることを憶念して下さい。

そのようにする者は、放逸の中に災いを見る者となり、その出家生活に、また、その「阿羅漢の勝利の旗」といわれる袈裟衣を着ることに、災いを生じさせないでいられます。多くの災いや、性欲などの煩惱の苦しみを免れ、自己を守る手段、方法があることで平安な出家生活が得られ、修行の向上が為しえるのです。

出家した者は、修行者の手引き、あるいは手段、方法となることに関心を持つべきであり、述べてきた不淨觀などを主にした業処の觀察を実践すべきです。

また、四つの拠りどころ、つまり、衣、托鉢食、住居、薬、の受用についても、それが自己を抑制する手段、方法であることを省察し、袈裟衣をまとうにふさわしい資質を持つ者であり続けるよう、その努力を継続させて行くのです。

3. 「食を乞う」ということ

托鉢(pīṇḍapāṭa)というこの言葉にはいくつかの意味があります。

出家式の際に戒和尚が示された、出家者の四つの拠りどころのひとつとして、また、比丘と沙弥の、為さなければならない「行」として示された事柄、として理解することができますが、それだけでは充分ではありません。

語に順じて訳せば「ご飯の塊を(鉢に)入れること」あるいはもう少し具体的に「鉢を持ち行き、在家者にご飯の塊を鉢の中に投げ入れさせること」ともなり、これらの語句でも間違っているわけではないのですが、意味的にはもっと深い内容を持っています。

出家者は在家の人々の信仰によって与えられた、縁ある食物によって命をつなぐ者です。

ですから、比丘が自ら調理をしたり食物を蓄えることは、戒律を守り、禁欲生活を為す者にとって、その修行実践を自ら妨げる行為になります。

比丘は、修法の実践にすべてを懸けるべきであり、そのことによって、人々が信仰の証として施したものを食するにかなう正当な事由が生じるのです。つまり、仏道に於ける最良の梵行を為すことに対して与えられた、清浄で適切な食物として、それが存在しているのです。

釈尊はこのように述べられました。

戒律をまもらず、自ら慎むことがないのに、国の信徒の施しを受ける
よりは、火災のように熱した鉄丸を食^くらうほうがましだ。

小部經典 / ダンマパダ / 308 / 中村 元訳

「托鉢食」とよばれているものは、何か物質的なものを与えることで施者に返礼する必要のない食物のことであり、それを食する者がより高邁な意義を為すことで報いるものである、と私たちは心してその事の重要性を捉えなければなりません。

あるところで釈尊は、比丘と沙弥のことを「他人の施しで生きる者」とよんでいます。その一群の者は、あたかも払うべき金銭を払わずに食する者たちのように見られますが、先の仏語にそのあり方の根拠が示されているように、仏教修行者である比丘と沙弥はそのような者ではありません。

比丘(bhikkhu)という語が「乞う者」と訳されても、巷に見られる乞食^{こじき}とは、その有りようがまったく異なっているのです。ここに言う「乞う者」は、仕事に従事することなく、他者を苦しめて奪い取ったもので命をつなぐ者ではありません。

「乞う者」と訳される比丘とは、施者に報いることのできる沙門の資質を持つ者、つまり、出家者にふさわしく、その身体を維持するためだけに食を乞い、それによって命をつなぐ者の事を意味しているのです。

このような事由があることで、「鉢に入れられたご飯の塊」と「乞食^{こじき}が持つ容器に投げ入れられた食物」を同列に並べることはできず、意味を同じくするものではないのです。

出家者となった各々の者は、托鉢(piṇḍapāta)という言葉の意味とその特性を、深い意味において認識し、各々が清浄にしてその命をつなぎ、出家者としてある事の、その成就に向けて生きて行くのです。

ブッタタート比丘

ブッタタート比丘 (Buddhadasa bhikku 1906～1993)

タイ南部に生まれ、チャイヤーの森林寺院、スワンモークを拠点にしてブッダダンマの実践と普及に生涯を捧げ、出家者、在家仏教徒、外国人を問わず仏教実践の指導をし、国民的な尊敬を受けた高僧。著作は「空性」「アーナーパーナ念経」「人を導くもの」など多数。

この訳文は師の著作「出家者への教誡 I」の一部、p.4～p.9, p.11, p.25～p.28, p.47～p.50 を和訳、編集したもの。

スバッダよ。わたしは二十九歳で善を求めて出家した。
スバッダよ。わたしは出家してから五十年余となった。
正理と法の領域のみを歩んで来た。
これ以外に、沙門なるものは存在しない。

寒さと暑さと
飢え^うと渴^{かつ}えと
風と太陽の熱と
蛇^{あぶ}と蛇と

—— これらすべてのものにうち勝って
犀の角のようにただ独り歩め。

世尊は比丘たちに告げて言われた。

「さあ、比丘たちよ、
今やそなたたちに告げよう。
いかなるものも移ろい行く。
怠ることなく努めよ」と。

これが、如来の最後の言葉である。

参考文献

邦文

- 高楠順次郎 監修『南伝大蔵経・律蔵 第1巻～第4巻』1936 / 1970
『南伝大蔵経・増支部经典 第3巻, 第7巻』1937 / 1971
『南伝大蔵経・清浄道論 第1巻, 第2巻』1940 / 1974
平川 彰『二百五十戒の研究 I～IV』(平川彰著作集・第14巻～第17巻) 1993～1995
『法と縁起』(平川彰著作集・第1巻) 1992 春秋社
中村 元 監修『原始仏典 第4巻・中部经典 I』2004 春秋社
佐藤密雄『原始佛教教団の研究』1963 山喜房仏書林
早島鏡正『初期仏教と社会生活』1972 岩波書店
佐々木教悟『インド東南アジア仏教研究2・上座部仏教』1986 平楽寺書店
ウ・ウェーブラ『南方上座部・仏教儀式集』1986
『南方仏教・基本聖典』1978 / 1995 中山書房仏書林
森 章司『初期仏教教団の運営理念と実際』2000 図書刊行会
水野弘元『仏教要語の基礎知識』1972 春秋社
佐々木閑『出家とはなにか』1999 大蔵出版
ポー・オー・バユットー『仏教辞典(仏法編)』野中耕一訳 2009 サンガ
中村 元『真理のことば・感興のことば』1991『ブッダのことば』1994 岩波書店

タイ文

- マハーブア、ニャーナサムパンノー『身至念』มหาบัว ญาณสัมปันโน, “กายกตาสติ” 2011
ブッタタート『出家者への教誡 I』พุทธทาสภิกขุ, “การสอนผู้บวช” 1977
ポー・オー・バユットー『出家者の生活と仏教徒の生活』ป.อ.ปยุตฺโต, “ชีวิตพระชีวิตชาวพุทธ”
2004 『命を導くもの』“คู่มือชีวิต” 2000
ワチラヤーン『律入門 I～III』กรมพระยาวชิรญาณวโรรส, “วินัยมุข เล่ม ๑ .๒ .๓” 1994
ブラクルー、アルンタンマランシー『モンピティ』พระครูอรุณธรรมรังษี, “มนต์พิธี” 1987
パンニャー、チャイバーンヤーン『律.227』อาจารย์ปัญญา ไร่บางยาง, “พระวินัย ๒๒๗” 2005
マハーブンルート『アリヤウィナイ』พระมหาบุญเลิศ ฐานทิโน, “อริยวินัย” 2004

英文

- Vajiraññāvarorasa “VINAYAMUKHA I～III” King Mahā Makuta’s Academy 2000
“Ordination Procedure” King Mahā Makuta’s Academy 1989
“The Book of Chants” King Mahā Makuta’s Academy 1995
“Pāli Chanting with translation” King Mahā Makuta’s Academy 2001
“PĀLI CHANTING BOOK” MALAYSIAN BUDDHIST MEDITATION CENTER 1978
“Chanting Book” Wat phradhatu doi suthep Chiangmai 2004

「出家作法」の編纂について

2011年2月に出版された PĀṬIMOKKHA『比丘パーティモッカニ二七戒経』は四年にわたる仏教学者、研究者、比丘等による討論を経て制作されたものですが、その他にもパーリ聖典に準拠した「法」と「律」のテキストで和訳すべきものは数多くあります。

「法」、すなわちダンマに関するものについては、パーリ經典類や注釈文献で現代の日本語に翻訳されたものが出版されていますが、「律」に関するテキストはテラワダ仏教国のような比丘サンガの伝承を持たない日本では修行実践に用いられることがほとんどないこともあり、英訳された僅かなものが研究者によって「文献」として用いられているのが現状です。

チェンマイの森の中の寺院で、PĀṬIMOKKHAの編集作業をしている際に、現在ではまだ知られることがなく、しかし今後は必要となるであろう律関連のテキストを和訳して出版する作業を継続して行くことが望ましいのではとの意見があり、2011年4月から、この UPASAMPADĀ『テラワダ仏教の出家作法』の和訳編纂作業が始まりました。

和訳するテキストを選択する際に基準とした事柄は、そのテキストが永く読み継がれているものであるか、外国人向けに英訳されたものがあるか、の二点で、原本 Upasombotwithī (タイ語版)は約五年ごとに増刷され、1948年からの累計でも十四万部以上になるものであり、また、英語版 Ordination Procedure も出版されていることから、今回はタイ語版の原本を軸として、その周辺にタイサンガの高僧、学僧の出家作法や修行法について書かれた文章を和訳して加える、という編集方法をとりました。

日本で長く活動を続けて来られた先達の比丘、長老の方々、あるいは文献の翻訳や出版に関わる方々のご努力により、今まで知る機会のなかった日本人にもテラワダ仏教のかなりの部分が理解されるようになって来ましたが、その全体像を俯瞰した場合、端的に見えてくるものに三宝(ratanataya)があります。

この、仏教徒が最高に崇拝する原理、最勝の宝としての三宝は、仏(buddha)、法(dhamma)、僧(saṅgha)によって構成されるものです。この三宝の中の「僧」を、日本では個々の僧侶を指す用語として理解されることが多いのですが、元来は僧伽^{そうぎや}すなわち、「法」と「律」を学び従う弟子たちの集団のことで、テラワダ仏教が

伝承されている国々ではそのように理解され、三帰依、つまり三つの依りどころのひとつとして比丘サンガは信仰の対象ともなっています。

タイ、ミャンマー、スリランカなど南方仏教諸国の人々にとって、三宝の中の依りどころのひとつである比丘サンガは、人々の生活や文化の中で瞭らかな姿かたちを伴って存在しているのですが、その伝承のない国に住まう日本人にとって、いまだ実像を結びがたい比丘サンガの存在を、それが三宝を構成する原理のひとつとして理解されなければテーラワダ仏教の「信」の構造が正しく伝えられることはない、と考えたことが本書を纏めるにあたっての動機になっています。

その、サンガの成員となる出家式ではこのようにして具足戒を受け、このような経を唱え、このような行法が為される、ということを具体的に示すことによってサンガにおける出家者の営みが知らされ、実際に比丘としての出家を志す方の指標となるだけではなく、人類学や宗教学の研究資料として用いられ、より広範な意義を持つものとなれば、出家式のための実用書として編集、出版された原本にはなかった新たな価値が加わることとなります。

テーラワダ仏教サンガのテキストを和訳して編集する作業はこれからも続き、現在、翻訳作業が半分ほど進んでいる ナワコーワート(新参比丘教誡・パーティモッカニ二七戒経の略訳と、法数で分類したダンマの語句の解説)の編集など、今後も仏教学者、研究者、タイや日本の在家の方々と共に進めて行く所存です。

最後に、本書、『テーラワダ仏教の出家作法』の編集に際し、パーリ文、和訳文に関する助言、タイ語和訳文に関する助言、編集様式に関する批評など、様々な形でご協力を頂いた方々のお名前を記します。

佐々木閑・花園大学文学部、仏教学科教授 / 文学博士

野中耕一・P.A. Payutto 師の著作『仏法』『仏教辞典』など 和訳出版 / 翻訳家

泉 経武・東京成徳大学非常勤講師 / タイ地域研究、人類学専攻

浦崎雅代・タイ国立マヒドン大学宗教学部講師 / 仏教学専攻

酒主浄忍・日本テーラワダ仏教協会会員 / ダンマーサナ代表

Phra Samphat Sampaso・タイ、チェンマイ、スワンタンマロット寺院 / 僧院長

Mr. Phannarong Jotivej・タイ、ラムパーン / 都市計画、建築家

西暦2014年(仏暦2557年) 3月

テーラワダ仏教の出家作法

- 訳、編纂 Phra Takasahi Mahapunnyo 落合 隆 (Wat Phraputthabat-tamo)
- 発行所 Wat Phraputthabat-tamo
T, Pongtung A, Doitao C, Chiangmai 50260 Thailand
e-mail daifukub @ yahoo.co.jp
- 発売所 中山書房仏書林
〒113-0034 東京都文京区湯島 2-14-4
TEL 03-3833-7676 / FAX 03-3833-7677
<http://www.kotobuki-p.co.jp/nakayama/index.htm>
e-mail fwkh8518 @ mb.infoweb.ne.jp
- 印刷所 P.PRESS Co.,Ltd
129 Subsoi Siripoj Sukhumvit 81, Suangluang Dis, Bangkok Thailand
TEL 662-742-4754-5
-
- ISBN 978-616-361-120-8



รวบรวมและเรียบเรียงโดยคณะพระภิกษุและนักวิชาการพุทธศาสตร์ชั้น
สถานที่ ณ วัดพระพุทธรบาทตะเภา ต.โป่งทุ่ง อ.คอยเต่า จ.เชียงใหม่ ๕๐๒๖๐